

第四百四回 参議院通信委員会 會議録第五号

昭和六十一年三月二十七日(木曜日)
午前十時三十分開会

委員の異動

三月二十五日

出口 廣光君

補欠選任 龜井 久興君

三月二十六日

辭任 龜井 久興君

補欠選任 志村 愛子君

松岡満寿男君

鈴木 省吾君

坂山 映子君

中村 鋭一君

出席者は左のとおり。

委員長

大森 昭君

理事

岡野 裕君

委員

長田 裕二君

片山 基市君

志村 愛子君

添田増太郎君

西村 尚治君

宮田 輝君

山内 一郎君

大木 正吾君

服部 信吾君

山中 郁子君

中村 鋭一君

田 英夫君

青島 幸男君

国務大臣

郵政大臣

政府委員

郵政大臣官房長

第十一部 通信委員会會議録第五号 昭和六十一年三月二十七日【参議院】

事務局側

常任委員会専門員

酒井 繁次君

説明員

外務大臣官房領事移住部領事第二課長

本田 均君

参考人

日本放送協会会長

川原 正人君

参考人

日本放送協会副会長

横井 昭君

参考人

日本放送協会技師長・専務理事

矢橋 幸一君

参考人

日本放送協会専務理事

川口 幹夫君

参考人

日本放送協会理事

林 乙也君

参考人

日本放送協会理事

松本 幸夫君

参考人

日本放送協会理事

植田 豊君

参考人

日本放送協会理事

井上 豊君

参考人

日本放送協会理事

松村 勇君

参考人

日本放送協会理事

園山 重道君

参考人

日本放送協会理事

岩崎 隆君

参考人

日本放送協会理事

船川 謙司君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大森昭君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る二十五日、出口廣光君が委員を辞任され、その補欠として龜井久興君が選任されました。

また、昨二十六日、坂山映子君、松岡満寿男君、龜井久興君が委員を辞任され、その補欠として中村鋭一君、鈴木省吾君、志村愛子君が選任されました。

○委員長(大森昭君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件の審査のため、本日の委員会に宇宙開発事業団副理事長園山重道君、同事業団理事岩崎隆君、同船川謙司君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(大森昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大森昭君) 次に、放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件の議題といたします。

本件につきましては、既に説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

○片山基市君 NHKの昭和六十一年度収支予算について御質問をするに当たり、私は通信委員会にこの一年間籍を置きながら、NHKの放送について心温まる思いがたくさんありました。大変うれしく思うのでありますが、引き続き全職員の方によってよりよい番組を放送ができるように全員一致協力を願いたいことを冒頭に申し上げて、質問に移るところであります。

まず、経営環境についてであります。冒頭に放送に対する国民の最近の視聴動向について聞きたいのであります。

昨年、NHK世論調査部が行った全国放送意向調査や六十年年度の国民生活時間調査によると、いずれもテレビ視聴時間の漸減傾向が見られます。

テレビですと約三時間という報告がありました。その背景には、ビデオディスクやパソコン等のニューメディアへの志向、国民のレジャー行動の多様化等社会環境の変化があるとされておりますが、こうした調査の結果、動向について、川原会長から説明を賜りたいと思っております。

○参考人(川原正人君) NHKが昨年の秋に実施しました国民生活時間調査によりますと、多少国民の方々がテレビを見る時間が減っておりますけれども、これの主な原因としては、やはり視聴者の方々がレジャー活動といいますが、そういうものに積極的に余暇時間をお使いになっておられるということが一番大きな理由かと思っております。

それから、年齢の低い小さい方の場合には、やはり小学生、中学生の方が平日の学業、勉強の方に相当時間をとられる傾向があり、その影響としてテレビに接する時間が減っているのではないかと思っております。

私もNHKとしましては、テレビの視聴時間が長いことばかりが日本の社会にとって本当にいいかどうか、これは必ずしも視聴時間の長いこと

のみを願っているわけではございません。しかし、もしテレビの私どもの番組の制作態度が視聴者の生活の状況に合わないで、そのためにテレビに接する時間が減っているとすれば、やはりこれは相当慎重に私ども反省しなければならぬ点があるかと思ひます。やはり国民の生活というものは時代の進展、それから生活意識の変化というものが刻々にあるわけでございますので、そうした視聴者の方々の生活感覚あるいは時代に対する認識に私どもの確に即応するような番組の制作、編成を今後とも考えていきたいというふうに思っております。

○片山基市君 今会長から言われましたけれども、時間の問題でなく質の問題だと言われる。いわゆるテレビ離れの問題について、基幹的な情報メディアとしてのテレビの地位は当分続くと思ひますが、視聴者のテレビに対する期待にどうこたえていくのか。特に、ニュース、報道番組の拡充への期待が大きいことで、同時に民放各社ともその強化に取り組んでいるとのことであり、ニュース、NHKはこれらの状況をどう受けとめて、ニュース、報道番組についての御努力をされるつもりですか。

○参考人(川口幹夫君) ニュース並びに報道番組はNHKの生命とも言えるものであろうかと思つております。特に最近におきまして、NHKの調査したところによりまして、人々がニュースあるいは報道番組に対して非常に強い関心と期待を寄せていることは、これは明白でございます。私どももこれまでも鋭意その強化充実に努力をしてまいりましたけれども、さらにこの四月七日から始まります六十一年度の中ではいろんな工夫をいたしまして、新たに番組をつくるとか、それから内容の充実とかを進めてまいり所存でございます。

まず、世界的な情報としてワールドネットワーク「世界はいま」という番組を一つ新設をいたします。それから、ニュースワイドの中のいろんなやり方を変えます。特に、いわゆる地域放送の充

実等にもこの中では特段に留意をしてみたいと思つております。それから、NHK特集では、シリーズとして「世界の中の日本」というのを考へておりますけれども、現在のような情勢の中で特にこの番組などは強化をしてみたいというふうに思つておるところでございます。

それから、さらに緊急報道といひますか、いろんな事柄が予期せぬときに起こつてまいります。こういう突発的なことに対しても万全の措置をとつて的確に対応していきたい、このように考えております。

○片山基市君 昨年は放送界に対する厳しい批判すなわちやらせ番組などがありましたが、国民の放送に対する信頼性を一層高めるために郵政大臣、協会会長はそれぞれどのような対策を今後していかがいますか。

○国務大臣(佐藤文生君) 放送というのが国民の日常生活に非常に重大な影響がありますので、放送の番組の質の向上に向かつて各局とも鋭意努力をしております。さういふ気持ちがいっぱいございまして、さらに、その番組編成の自由というものには放送法で保障されているわけでございますから、そういう裏腹にやはり社会的にも大きな責任があるということを自覚されて質の向上に努力してもらいたい、こういうことを常に言つております。

○参考人(川原正人君) 何と申しまして今、放送特にテレビジョンが社会に与える影響というのは非常に大きいと思ひます。そういう意味での私どもの責任というものをと深く自覚をしてその責任にこたえられるような放送を進めるべきだと思ひます。そうでありましても、もし私どもが十分な反省もなしにただ興味本位の報道姿勢あるいはセンセーショナルリズムに走つておりますと、結局世論の厳しい批判が私どもの表現の自由そのものにまである種の制約を加える必要があるのではないかという方向に行くことを私は非常に恐れております。私どもは、そういうことの来さないようにあくまでも表現の自由を守るために私ど

もがやはりみずからの責任をはっきりと自覚をして視聴者の期待にこたえられるような質の高い番組を出すべきだというふうに考へております。

○片山基市君 NHKは、視聴率に振り回されることなく公共放送の役割を十分果たしたいという意味で言論、放送の自由を守つていきたい、国民から期待されるNHKとしての放送の強化をしたいというように会長がおっしゃつたと受け取つて、この質問をまず打ち切ります。

次に、財政状況であります。昭和六十一年度は三カ年経営計画の最終年度でありまして、最初の三カ年収支見通しによれば単年度で百十三億円の赤字が生ずるものとなっておりますが、予算によれば九十九億円の赤字にとどまっておりますが、その理由、編成した予算の内訳の説明を賜りたいと思ひます。

○参考人(井上豊君) 先生御指摘のとおり五十九年から六十一年度の三カ年経営計画におきましては、六十一年度の赤字が百十三億の収支不足というところを予定しておりました。これを計画前半の五十九、六十年度の百六億さらに七億、計百十三億で賄ひまして、この収支の三カ年平均を算出することとしたわけでございまして、六十一年度の予算編成に当たりましては、先ほど申し上げましたように経営計画では三カ年の中で収支を相償うということでございまして、また、事業支出、収入支出の、六十一年度の収入支出の関係で申し上げますと、当初の計画では十一億円の支出オーバーというところになっておりましたけれども、私ども、六十一年度予算編成の中で、要員の効率化でございますとかいろいろな意味での経費の削減あるいは予算の重点的な配分などによりまして支出を圧縮いたしました。再々申し上げておりますけれども事業収支の均衡を図るということを基本にしたわけでございまして、

したがしまして、百十三億から十四億円の改善を図りまして、先生御指摘のように債務償還に九十九億円を充当するという形で九十九億円の赤字にとどまっているところでございまして。

○片山基市君 それならば引き続き同じことを聞きますが、事業支出を切り詰め収支相償を図つたこととありますが、支出を切り詰めることが可能となった要因は何でございましょうか。

これは今後の収支計画を見定める上で重要であると考えるのでお聞きするんですが、今おっしゃる通りに、要員削減等御努力をされることも収支上は必要であります。放送は人で行いますから、必要な人材育成に事欠くような、またオーパーワークのようなことになりましたならば、取材の問題、判断の問題について十分でないと思ひますから、その点について含めて質問をいたします。

○参考人(井上豊君) 私ども、放送番組を制作していく上で一番大事なのは、NHKに働く職員の意欲であり、また資質を年々育成していくことであるというふうに十分考へているわけでござい

ます。先ほど申し上げましたように、六十一年度の事業運営に当たりましては、確かに要員の効率化も実施をすることにしてございまして。そのほか、私どもといたしましては、例示としてはあるいは細くなるかもしれませんが、例えば放送所の送信機を老朽更新する必要があるわけでありまして、現在なお真空管によって機械を運用しているわけでございまして、技術革新の成果を導入するということでこれをIC化するとか、あるいは視聴者の皆様の要望にこたえます好評番組を再放送することによりまして経費の削減でございますとか、さらにビデオ化が急速に進んだわけでございます。フィルムとの関係経費が削減できるというようなこと等、あるいは日常の印刷物の作製費などにつきまして極力経費の削減を図つたわけでございます。公共放送の使命を達成するために必要な経費は重点的に配分した考へてござい

ます。

○片山基市君 五十九年度からの三カ年経営計画から見て、五十九年度は百七十六億円の黒字、六十年年度は予算どおり七億円の黒字が生ずると見

て、六十一年度予算のマイナス九十九億円を差し引くと、六十一年度には八十四億円を繰り越すことが可能となっております。とすれば、六十一年度も受信料改定を見送られるのではないかと。会長が新聞紙上でも発表されたけれども、六十一年度には料金を改定する用意を持たない、しなやかに済むようにしたいとおっしゃっていましたが、会長から説明を賜りたいと思います。

○参考人(川原正人君) 五十九年度から六十一年度にかけての三年間の経営計画、この経営計画は現在の料金でもって三カ年間で収支をきちんと合わせるということに進んできたわけでございまして、今御指摘のようにこの三年間六十一年度予算を執行した後、当初はプラス・マイナス・ゼロということでごございましたけれども、八十数億円のプラスといえますか、余裕を持って六十一年度を迎えることができるという見通しでございます。

さらに、加えてまして、今進行しております六十一年度の予算の執行も、今の予算の編成当時に予想しました以上にかんがりの黒字を残すことができるのではないかと今思っております。まだ決算が済んでおりませんので正確な数字を申し上げる段階ではございませんけれども、かなりのゆとりを残せるのではないかと思っております。それを加えますと、六十一年度の予算は現行料金をもって賄い得るという私は確信を持っております。そういう意味で、六十一年度の予算の審議でございましてけれども、あえて六十一年度について申し上げます、現行料金で予算は編成できるであろうということをお願いいたします。

○片山基市君 衆議院においてもそのような御趣旨をおっしゃっておるようでありますし、新聞紙上でもそういうふうにおっしゃっておられるようでありまして、せっかく努力によって受信料の

引き上げが行われなくて済むように一層の御努力を賜って、私たち通信委員会としてはこの収支予算について承認する立場から言えば、ぜひとも実現してほしいところであります。

そこで、NHK財政の収支構造を見ると極めて厳しい状態だということは理解できますが、六十一年度以降も視聴者の負担増を避ける努力をしてもらわなければなりません。事業収入の中心である受信料収入は一定程度の伸びが期待できないのに、衛星放送等、ニューメディア関係の支出増は避けられないし、国民の要望に沿うために、あるいは社会経済情勢の変動による経費の自然増も考えられるところであります。

収支が逆転すると予測される場合、事業を遂行する者にとって必要な措置に対し、慎重かつ責任を持った対策が求められるものであります。特に、リスカの大きい衛星放送が事業に大きなウェイトを占める今日、責任はより重大ではないかと思っておりますが、会長として、衛星放送をめぐる問題についての御所見を賜りたいと思っております。

○参考人(川原正人君) 放送衛星を十分に活用していくためにはもちろん、打ち上げ、製作、運営の経費のほかに、放送衛星を通じて行います番組サービスにつきましてもかなりの経費と人手を要するわけでございします。新しいメディアを開発していくためには当然そうした経費がかかるわけでございまして、これを賄うことについては私どもも尋常の手段ではなかなか賄えないということは覚悟しております。

しかしながら、現行の仕事の上に新たな仕事がつけ加わるかと申しまして、それをそのまま直ちに受信者の新たな負担に期待するということはすべきではないと思っております。また、そのようなことが許される状況でもないということはよくわかっております。

したがって、既に今までやっております既定の仕事でできるだけ合理的に運営する、あるいは今までの仕事の体制を抜本的に見直す、そういう形の中で、私どもがもっと効率的な事業の運営

をしてゆとりを出す、あるいは、今までは私ども考えられなかったような新しい副次的な収入をさらにふやしていく。私ども長い間蓄積いたしました番組とか、俗に言うノーハウといいますが、そういう知識もかなり蓄えておるわけでございまして、どういふものをもっと多角的に活用して、受信料以外の収入がどこまでふやせるか、これもできるだけの努力をしてみたい。そういう形の中で、新たに必要とされる衛星放送あるいはその他のニューメディアの必要な経費を生み出していきたいというふうに考えております。

しかし、何と申しましたも協会の経営を支えておりますのは受信料でございますし、受信料以外に私どもが余り商業主義的な事業活動をするには、これはまた十分慎重ななければならないと思っております。やはりこの三千億を超える受信料に見合うだけの収入をとるほかに持ってくることは困難でございますので、新しい仕事をやるため、あるいはまた、今までの仕事をやるためにも経費はかさむのは、これは避けられない状況でございますので、一部の受信料の収入でどうしても賄えないという事態が参りますれば、あるいはそのときには率直にそのことを視聴者の方にお話しして、さらに受信料の負担をお願いするということもあり得るかと思っておりますけれども、できるだけその時期は先に延ばしたいというふうに考えております。

○片山基市君 NHKの基本的な財政は受信料であり、その受信料は一年間に一定程度増加するのに精いっぱいであるということはおわかっておりますが、社会的要因としての経費の増がそれを越えることは明らかでございまして、大変御苦労であります。国民の期待にこたえるようにさらに努力を賜りたいと思っております。

そこで大臣、六十一年度収支予算に対する意見書の中において、「協会は、「極力長期にわたる受信者の負担増を来さないよう努めること」との要望を行っておりますが、現状認識及び今後の財政事情について、大臣としてはどのようなお考え

ですか。簡明でよろしゅうございますから、お答え願いたいと思っております。

○国務大臣(佐藤文生君) 六十一年度の予算を拝見いたしました。意見書をつけて皆様方にただいまお諮りしているわけでございますが、極力長期にわたって経営の合理化をやる過程の中で、受信者に対する受信料の増をしないように努力してはしい、こういう意見の外、二項目をつけまして、大体妥当な予算の内容である、二項目をつけましてお諮りしている次第でございます。

○片山基市君 金額としては大したことはありませんが、今後、国際放送の分担金をもう少しふやすとか、政府としてはこれで今後とも来年度に向けて努力を願いたい。決算が出ましたならば会長は黒字をできるだけ多くしたいとおっしゃっているんですが、そのかわり、郵政大臣は口先でなく、国際放送の問題等についてはできるだけNHKに負担をかけるのを少なくする、いわゆるもつと多く出すように、財政が厳しいからではなくて、それは国家の存在上、必要な放送でありますから、そういうふうにお願いをしたい。

さて、六十一年度予算の受信料収入の算定根拠となる有料受信契約数のうち、有料受信契約目標は四十三万件となっておりますが、五十九年度が二十五万件にとどまっております。六十一年度はほぼ目標達成の見通しと聞き、現場の関係者の御苦労を思うと大変感謝にたえません。

さて、新規受信契約獲得のために、さらにその対策をどのようにとられるのか、NHKについてお聞きしたいと思います。

○参考人(松本幸夫君) 五十九年度の受信料の基礎になります新しい契約者の数の増ということが大変不本意な結果に終わりました。私ども、そういった五十九年度の活動を反省しつつ、六十年年度につまましてはできる限り早い時期に計画を確実に達成する癖をつけるという目標のもとに活動を展開いたしました。その結果、今までのところ、先ほど先生御指摘のように、大変順調な形で六十一年度の業績は上がっているというふうに御報告で

さるかと思ひます。

これから先も、当然のこととして私ども、契約の増、収納の安定ということを確実に実行してまいらなければならぬわけでございますけれども、何と申しましても一番効果のございしますのは、口座をできるだけふやしていくということが収納の安定ということに寄与できるものというふうに考えております。今年度の、六十年度の口座の増の目標と申しますのが百五十万という目標を立てておりますけれども、これは確実に達成し得るというふうに考えております。来年度も、そういった高口座時代の仕事のやり方というものをどういうふうに具体的に展開していくのか、これを最大の課題に考えまして、収納の安定と契約の増というところに努力を重ねてまいりたいと考えております。

○片山基市君 受信料の滞納については、それを防ぐために振り込みの口座をつくることについて、多くさせるというところについてはよくわかりました。新規契約者については訪問をしなきゃなりませんから、大変なお金がかかる割に、手間のかかる割に大変苦勞であります。ぜひとも目標の四十三万件が達成できるように、全職員一致して御努力をお願いしたいと思います。

そこで、受信料の滞納の現状はどうなっておるかということですが、負担の公平を期するためにも収納の確保に最善の努力が払われるべきであります。これを口実に受信料支払いの義務化などには反対の立場であります。契約拒否者などの実態と対策についてお聞きしたいと思います。

○参考人(松本幸夫君) 滞納につきましても、ひとところ五万あるいは年間十方に近い数があるというふうな状況があった時期がございました。その後、この滞納をいかにして抑えるかということ、私も滞納の抑止というところについて、具体的な形として昭和五十二年には特別営業対策員というものを設けて、この方が日ごろ目にお目にかかれぬ方々に重点的に目にかかるための対策を展開したわけでございます。これは五十九年までにかんがりの成果をおさめましたので一応特別対策員は廃止いたしましたけれども、その後、五十九年の業務体制の変更ということを図りました。ここで職員を中心にして滞納対策に当たるといふ努力をしてまいったわけでございます。職員の勤務時間なりあるいは日曜の出勤なりを多くいたしまして、できるだけお目にかかりやすい時間に説得をするという勤務体制をしました。そういった結果、全体といたしまして、ここ数年九十九万台というかなり多い数字ではございますけれども、その水準で完全に歯止めがかかっているという状況が出てまいっているというふうに思っております。

私どもとしては、これから先もこの滞納対策に努力してまいらなければならないわけですが、いかにせんこの滞納のための経費が大変かかります。つまり、コストとその成果という点で考えますと、これから先のやりようというものを具体的にもう少し考えてまいらなければならないというふうに思っております。できるだけ文書対策と訪問対策という双方の組み合わせというふうなことも、もう少し効率的にやるような方法も考え、滞納をこれ以上ふやさないための努力をさらに続けてまいりたいと思ひます。そういった意味で、支払い義務化というふうなことでなく、私どもとしてはできるだけ我々の努力によって収納を確実にしていく、公平負担を確実に実現していくという努力を傾けたいと考えている次第でございます。

○片山基市君 大臣にお聞きしますが、現行の受信料の徴収制度の意義と、今後それについて、NHKが申されたように義務化法案をつくってもらいたくない、自主努力をしようと言っておるんですが、これについてはどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(佐藤文生君) 五十五年に義務化とすべきであるということで国会にその趣旨の改正案をお諮りした経緯がございます。

しかしその後、これが国会で見送られて、NHKの努力にまつということで現行の態勢でやっておるわけでございますが、非常にこれは重要な問題でございますので、政策懇談会等を通じて賛否両論の意見がすつぱりあるやに聞いておりますので、慎重にこの問題については今後検討していきたいと、こう考えております。

○片山基市君 前大臣もそのようなことをおっしゃっておったんですが、保護をするということでは規制をすることになり、自由と反することです。できるだけ口は出さないで金は出すということにしてもらいたいんですが、法律でちよつと守ってやろうということになると、だからこんな放送番組にせよと言いたがるのが法律の趣旨です。断固反対です。どちらにするとしても、お金のことで済むならお金は出してやってもいいけれども、統制化には反対ですから、私はこの案件を承認するに当たって、法律でお金を取るようなことにしなきゃならぬような放送なら民放に食われてしまえ、NHKなんか要らぬ、こういうふうには言っておきます。もう一遍言います。法律で料金を徴収しなきゃならぬほど悪い番組を放送するんなら民放の方がずっと気持ちがいい、コマーシャルだから。そんなことにならないように、先ほど会長が決意を込めて言われましたから、大臣の方は、義務化法案などを出す前に放送の自由を守れるような状態にするんであって金だけではない、こういうことを私が言っておることに、あなたもその在任期間中でもよろしいから、頭に置いてほしい。特に注文をしておきます。

さて、放送衛星についてありますが、ゆり二号は本機aが故障のため打ち上げられたが、この打ち上げも当初計画どおりにはいかず、本年二月打ち上げられました。大臣は所信の中で、いよいよ本格的な実用放送衛星時代が到来すると期待しているようですが、これまでの経過から言えば、そう甘いものではない、安定するかどうかについて。

そこで、ゆり二号bの打ち上げに至る経過、打ち上げ後、今日までの現状について事業団から簡潔に御説明を賜りたいと思ひます。

○参考人(岡山重道君) 放送衛星二号aにつきましてトラブルが生じまして、大変御心配をおかけしております。申しわけなく思っております。おかげさまで2bにつきましては、予定を半年おくらしていただきましたが、先般二月、当初二月八日の予定でございましたが、天候その他のかげんで十二日まで延期いたしました。十二日に無事打ち上げることができました。その後、これを現在、衛星の機能をチェックしているところでございまして、御承知のように2aが百十度におりまして、同じところに持つてまいりますと混信等を生じますので、現在百十七度というところに静止をさせましてチェックをいたしておるところでございます。2aで故障を起こしました中継器、進行波管等を含めて、現在のところ異常なく正常に作動をいたしておるところでございます。

○片山基市君 ゆり二号bの成功を祈つてやみませんし、ぜひとも今回はbが定着するようにお願いをしたいと思ひます。

そこで、今の段階で言うべきかどうかについてちやうちよするんですが、万が一にもアクシデントやトラブルが発生した場合については、関係者からなるべく早く本委員会に事情について公式に説明してほしい。

なぜそういうことを言うかというと、これまで新聞報道でトラブルなどが小さく報道されても本委員会には何の音さてもございませんで、うまくいったときにはもう天下が開けたように直ちに文書などで私たちに配付してくれ。問題は事実を正しく認識することなのであります。特に視聴者・国民の貴重な財産である公共放送としてのNHKの存立にかかわる問題としての認識に欠けているのではないかと感じたいのです。責任の一端を担う通信委員会に対しては当然の措置であると考えますが、大臣及び関係機関の御所見を賜りたい。

○政府委員(奥山雄村君) 放送衛星二号のa並びにbの開発あるいは打ち上げにつきまして、片山

委員初め当委員会の諸先生から賜りました御叱正あるいは御指導につきましては、私ども真剣に受けとめ、また厚く感謝申し上げているところでございます。当委員会では御教示いただきました諸点を踏まえて措置を講じた末、2bにつきましては打ち上げましたので、万が一にも重大なアクシデントを生ずるようなことはないと思っておりますが、かりそめにも2aについて生じたような重大な事故が発生いたしました際には、速やかに当委員会の諸先生に何らかの方法で御連絡を申し上げるというふうに考えている次第でございます。

○参考人(矢橋幸一君) 不幸にして今御指摘のございましたような事故があった場合には、当然この委員会に速やかに報告するべきだと思っておりますし、今後ともその方向で努力していきたいと思っております。

○参考人(國山重道君) 宇宙開発事業団といったしましては、この開発から今後通信・放送衛星機構へお渡しするまで、常に私どもが責任を持ってこれらのチェックをいたしておりますので、万一トラブル等が生じた場合には、即座に監督官庁に御報告をいたしました。その御指示に従いまして当委員会の報告等について必要な措置をとるつもりでございます。

○片山基市君 私、万が一のことだと思っておりますが、こういうところから、念には念を入れてということがありまして念を入れただけのことではありますから、こういうことで委員会を開く必要がないように、お互いに期待をするところなんです。三万六千メートルの上へ上がっているものを言うんですから頼みで申しわけないんだけれども、とにかく何としても成功させたいなと思っております。

ゆり2号aは中継器の故障で現在一チャンネルのみの試験放送でありますことは残念であります。放送内容も総合テレビとほとんど同じ番組であり、受信機の普及状況もいま一つということですが、衛星放送が開始されて既に二年近く

になるが、現在の衛星放送受信機の普及状況及びその中で難視聴対策として利用している世帯数はどの程度でありますか。

○政府委員(森島展一君) 衛星放送の受信世帯数は現在約六万一千四百世帯でございます。辺地における難視聴世帯のうち放送衛星による受信をしております世帯数は二千四百でございます。

○片山基市君 私は、聞いておるのは難視聴対策としての利用ということで二千四百だとお答えをいただいたということで確認しておきます。

本委員会派遣による中国地方調査の際、昭和六十年十月の四日ですが、地域の事情について聴取したこともありまして、難視聴世帯数四十二万のうち衛星放送を受信しているものはわずかに二千世帯——うち千五百世帯は大東・小笠原地域にすぎないということでありました。

一方、高価な受信機を購入しなければならぬ難視聴地域の個人にとって難視聴解消などというものはゆり2号を打ち上げるための単なる建前でしかなく、広く一般国民の視聴者にとつては、ローカル放送充実などという期待も犠牲にされる可能性が大変将来にわたって解消されない。放送衛星の持つ不安定な要因は将来にわたっても経営を脅かすことになりうろたえます。難視聴解消対策を放送衛星のみに求めてきた経営方針とその責任は重いと言えますが、郵政省及びNHKは確固たる対策を示すべきではないか。

この質問は、BS2aを打ち上げるときには難視聴解消ということがキャッチフレーズでありました。ほかのことは余得として、ニューメディアの開発ということだったんです。今、その建前が全然消えて、難視聴解消については二千四百世帯になっていきますから、その点は羊頭狗肉の放送であることは言うまでもない。NHKにしたら、そうじゃなくて、もともとハイビジョンをやりたい、フアクシミリの通信をやりたい、その放送をやりたい、こうありましようけれども、私たちはこの放送衛星を打ち上げるときには難視聴解消ということに焦点を当てて、そして地上配備も、

地上施設よりも宇宙放送の方が随分安上がりじゃないかと、こう言ってきたんですが、それについての御所見を賜りたいと思っております。

○政府委員(森島展一君) 先生おっしゃいますように、放送衛星は難視聴解消ということを主目的で打ち上げたわけでございまして、その役割は変わらないわけでございますが、この衛星放送を受信する受信機がまだ確かに高うございまして、これを何とかして低廉化したいということで、いろいろ税制面とか財政投融資面とか私どもも努力しておりますが、BS2bによる二チャンネル放送というようなことが開始されれば衛星放送の受信機の普及が進んで低廉化が期待されると思っております。しかし、地上の難視聴を、放送衛星受信機の低廉化を待つだけではなくて、やはりいろいろな工夫を凝らして実際に難視聴を解消する努力を難視聴の世帯の方もされておりますので、アンテナの非常に高性能なものを使うとか、共同の受信用施設をつくるとか、そういった面の技術面を含めて、いろいろ指導、協力というようにすることをこれから地上において進めていきたいと思います。

これはNHKについてでございますが、民放につきましては、これは衛星放送による難視聴解消ということができませんので、民放側の地上の中継局置局、これも強力に指導していききたいと思っております。

○参考人(矢橋幸一君) 今先生御指摘のように難視聴地域における衛星放送の受信につきましては、衛星放送受信の設備が確かに値段が高いということと、それからやはり残念ながら今一チャンネルの放送しかできないということ、それからまたBS2bの打ち上げが半年延びていたということもありまして普及のテンポが残念ながら当初の予定よりはおくれていくという実情にあるわけでございます。協会といたしましては、今後高性能で低廉な受信機の開発につきまして引き続き研究開発というものを続けていきたいと思います。もう一つは、やはり受信機のコストを下げるために普及をもっと図って、そうして量産効果に

よってコストを下げるということが一番大きなファクターになるかと思っておりますので、そういう意味で難視聴解消と衛星放送の普及という車の両輪として今後NHKとして努力していきたいというふうに思っております。

○片山基市君 世の中というのは出発点はいろいろ処女のごとくありますが、最終目的は違っておるような感じがします。

ゆり2号bにより二チャンネルの放送が可能になれば衛星放送の充実が図られ、受信者もふえ、受信機の低廉化も期待できると思われたいが、NHKにすれば、看板の難視聴解消も重要な部分だが、むしろニューメディアの実用化を進めたいのが本音ではないでしょうか。そうであれば、なお一層地上波、衛星波の役割を明確にする必要があると思えますが、どうでしょう。その場合、それぞれの電波利用が公共放送として必要だとの説得力があるものでなければならぬと思えます。チャンネルの利用のあり方についてどのようにならぬかNHKは考えられていますか。

○参考人(林也也君) BS2bにおきましてこの今後の放送に關しますスケジュールでございますが、ただいまも御説明がございましたように、打ち上げ後順調に経過してまいっております。七月の上旬には機能確認をいたしました上でNHKに引き渡しを受けるわけでございますけれども、なお八月から十月段階に発生いたしますところのいわゆる食の期間というものもございまして、2bのなお一層の信頼性、安定性の確認をする必要があるかというように考えております。

したがって、2bにおきましても、引き渡し後におきましてもなお当分の間、放送試験局としての運用を行っていく必要があるのではなからうかと考えております。そういうような安定性、信頼性が確認されました段階におきまして放送サービスの問題について現在鋭意検討を進めておるところでございます。

ただいま先生のお話のございました難視聴解消と放送サービスあるいはニューメディアとの関係で

ございますけれども、私どももいたしまして衛星放送というものが難視解消の方策として推進されてきたということは十分認識いたしておるところでございます。しかし、一方におきまして、ただいま御説明がありましたように、衛星放送がそれに投じた経費とそれによって得られる成果という点からいたしまして、受信者に経済的に納得される形のものを作成しなければ御理解、御納得もいただけないというところは考えられるわけでございます。そういうようなことを考えました場合に、難視解消を進める場合に当たりましたも、ただ単に地上放送と同一の番組による放送に限定するというのは補完的な位置づけとして考えるだけではございまして、衛星放送の特性を活用した魅力ある番組を編成して、衛星放送の普及を促進しながらより実質的に難視解消を図っていくというようなことも考える必要があるのではなからうか。放送番組といたしましては、当然地上放送の番組と密接かつ有機的な連携を持たせながら、なお衛星放送として魅力のある、また視聴者から受益感の得られるサービスを行うことによりまして普及を図っていく、そういったことの中で衛星放送というものが視聴者に納得いただけるような姿を確立する必要があるのではないかというように考えておる次第でございます。もちろんこの点につきましては免許にかかわる事項でもございますので、今後郵政省御当局とも十分お話をさせていただきながら、いわゆる本放送にいたします場合のそういった措置というものについて進めてもらいたいと考えております。

○片山基市君 今の話は納得しませんが、時間が来ましてから、若干私の意見を述べてみます。ゆり二号の寿命は四年以上五年が目標として設計されておりますが、BS3aは六十五年度夏に打ち上げるとすればあと四年半であります。その場合、寿命が四年しかないという半期間のプランクが生じ、放送の継続性という重要な問題に波及することになります。これが一つです。いずれニューメディアの放送には料金問題など

の論議も必要になってこようと思ひます。これらの問題は、これまでのNHKの受信料の定額づけにもかかわるものでありまして、慎重の上にも慎重に扱うべきであります。

衛星放送はNHKにとつても刃の剣であることと十分に認識しておいてもらいたい。成功すればニューメディア放送の先駆者として新しい時代を切り開くパイオニアとして輝くだろうし、失敗すればNHKそのものの存在にかかわってくる。特に、放送衛星開発に当たって、ハード面については国の保障、事業団の責任など万全の措置が必要であり、ソフト面における視聴者、国民の意思が反映されるものとしてNHKは慎重に取り組んでほしいと思ひます。

そう言ひましても、答弁を求めたらこれ時間がありませんので、国際放送について一、二問聞いてみます。

国際社会における我が国の役割と責任が大きくなっている折柄、国際放送への関心も高くなり、その意義の重要性から、最近の特にフィリピンの政変に際しては在フィリピン邦人の生命、財産の確保や、公正迅速な情報提供に大きな役割をNHKが果たしたと聞いておりますが、それはどういうことであります。外務省から聞きたいと思ひます。

○説明員(本田均君) フィリピンには約三千二百名の長期滞在者及び一万人と推定されます短期滞在者が在留していただけてございすけれども、外務省といたしましてはこれらの邦人の安全確保に全力を挙げまして必要な各種の措置を講じた次第でございます。そのうちの重要な措置の一つといたしまして、NHKの国際放送を積極的に活用しまして、ラジオジャパンを通じて邦人に対する各種の情報の提供並びに呼びかけを行ったわけでございます。結果的にこれらの邦人が慎重に行動いたしました、特に邦人の間に混乱もなかった理由といたしましては、現地の在フィリピン日本大使館が緊急連絡網を通じて必要な情報、指示を邦人に的確に伝達したということとともに、ラジオ

ジャパンの放送が邦人保護に大いに貢献したという認識でございまして、その意味で外務省といたしましてはラジオジャパンの果たした役割を高く評価しているところでございす。

○片山基市君 そこで、放送法三十三条は郵政大臣の国際放送実施命令権を規定しております。NHKによる放送番組の編集に当たっては、命令放送と自主放送を一体として放送するとともに、番組編集の自由が保障されているところであります。今回のフィリピン政変に関するラジオ日本の情報収集や報道に当たっても最大限の自由が保障されなければならぬと思ひます。人道上的見地から、国際放送を活用するためには政府としても正確迅速な情報提供など、積極的な協力が行われていると思ひますが、政府の果たした役割、今後の対応について所見を賜りたいと思ひます。

○政府委員(森島展一君) 国際放送の重要性につきましては、私もひしひしと感じております。これに必要ないろいろな対策、特に交付金の面ではいろいろ努力も重ねてまいっておりますが、これからの国際放送の充実ということについてはいろいろ検討をし、努力をしていかなければならないと思ひます。

また、特に海外同胞が緊急な場合に非常なそういうラジオジャパンによる情報によつて安心感を得る、こういった面から考えましても、特に遠隔地、日本から遠い地域における国際放送の受信を改善するためには海外中継、こういったことの充実が必要ではないか、こういうふうに考えている今努力をしておるところでございます。

○片山基市君 政府が協力することについてお願ひしたのであります。介入することは、放送の自由と自主性はきちんと守ってもらいたい。今回フィリピンの場合には成功したということについて、やはりラジオ日本が存在する意味がある。これから中東や中南米いろいろありますから、十分に成果が上がるようにしてもらいたい。

そこで、国際放送拡充強化のため八俣送信所の整備計画が進捗していると思ひますが、六十一年

度後半には一部が完成し、運用を開始するということですが、どの地域にどの程度受信状況が改善されるのか、簡単によろしいから説明してください。

○政府委員(森島展一君) 六十一年度に八俣の整備増強計画の半分が完成いたします。特に北米の西部の方、それからアジアでもや遠い方、それから東南アジア、こういった面では相当の改善がなされるだろうと、こういうふうに思っております。

○片山基市君 そこで、例年議論になります海外中継局については、六十一年度においてシネスカから撤退し、ガボンへの吸収と、放送時間の拡大を図ることになっておりますが、これでヨーロッパ、中東、アフリカ地域の受信改善がなされることとありますが、最も受信状況の悪い中米、北米における受信改善について中継局設置が必要であると思ひます。初めはパナマに置くという話があったんですが、どうなったのか、進捗状況について説明してください。

○政府委員(森島展一君) 南北アメリカにおきまして国際放送受信の改善につきましては、御指摘のようにパナマに中継局を設けられないかということとで外務省とも協力しまして、何通もNHKともども調査団を派遣し努力してまいりました。ところが、パナマの方の事情がなかなかこちらの思うようなことになっておりませんので、いまだにパナマについては結論を得るに至っておりません。一方、最近カナダで短波の国際放送をやっておる送信所が借りられるのではないかと、この話が出てまいりましたので、この点も外務省と今話を進めておるところでございます。

○片山基市君 NHKは、論すれば国民生活すべてに深い影響力を持っておりますし、信頼があるということについてたえてもらいたい。NHKならば間違つたことをしないだろう、勝手なことではないだろう、視聴率競争に巻き込まれないだろう、公正なことについてはくみする放送だろうと国民の多くは期待しておるんです。当通信委員

会の一人としても私はそう思います。ぜひとも郵政大臣、また会長も我々国民の気持ちを酌んで、よき放送が引き続きできるように職員とともに頑張ってもらうように会長にお願いして終わります。

○大木正吾君 同僚委員の質問に関連いたしました、まず最近のテレビ離れの傾向に関して、会長の御答弁でひかかる面があるものですから、ちょっと伺いたいと思います。

NHKの調査のことは先ほど話が出ましたが、回答の中に、勉強する、あるいはレジャーが云々というお話がございましたけれども、果たしてそういうものだけでいいかどうか、もう一遍あの部分を聞かしていただきたいんです。

○参考人(川原正人君) 私どものやりました調査の数字の面を一応分析しましたところ、その数字の面で関係があると思われるのは、やはり国民の方々というか、視聴者の方々の生活時間の中で余暇時間の使い方がかなり目立った変化をしている。そして、レジャーという言い方が少し漠然としていたかもしれませんが、いろいろな文化活動、そういう文化的ないろいろな施設がふえておりまして、そういうところへ行っている御勉強になる、あるいはスポーツを楽しむ。さらにもう一つ、交際というような項目で調べましたところもふえてきていることは、いろんな社会的なおつき合いがふえているのではないかと。

一方、子供さん方の一日の時間の使い方の中で、これはいい悪いは別として、明らかに小中学生等が学校の授業、勉強以外の学業に相当の時間を最近目立って当てておられるということがありまして、それとの関連でテレビに対する接触時間が減っているということがこれまた非常に数字の面で目立つ傾向がございますので、一応その辺に相関的な関係があるのではないかと、いふうに分析したわけでございます。

しかしもちろん、単にそういう数字でのプラスとマイナスの面の比較だけではなくて、私どもとしてはテレビジョンというものが国民の期待

に本当にこたえているのかどうか。ある時期においてテレビジョンというのは非常に情報の入手手段としても、それから、とりわけ楽しみというか、おもしろいといえますか、一種の娯楽の手段としても大変期待をされていた。しかし、そのテレビジョンの方に国民の期待に沿った新しい変化がないと、視聴者の方々はどんどん生活の態様も変わっておりまして、より高度の新しい文化的なものを求めておられますので、それに対して十分的確な姿勢をとっていないと、勢いそちらの面からもテレビに対する接触率が減ってくるということは当然考えられるわけでございます。

【委員長退席、理事片山基市君着席】

その辺の本当の内容についての分析なり勉強なりはこれからのことだと私は思っております。その点では単に数字の比較だけでこちらが多くこちらが減ったからそれが原因だと単純に考えているわけではもちろんございません。もっと内容にわたってテレビジョンが本当に視聴者の方々の期待にこたえているような放送をしているかどうかというところが確かに問題だろうというふうに思っております。

○大木正吾君 大体二十歳前後から上、三十歳ぐらいまでの傾向は、ちょっと若い層も入りますけれども、ステレオデッキとかあるいはヘッドホンステレオとか、そういうものを持っている人々を電車の中でもバスの中でも見かけるわけでございますし、旅行に行くときも持っている人々を見かけることも多いわけだし、同時に、子供がパソコンでテレビゲームをやっている時間が多いですね。こういうこともありますし、私たち今から数年前には自分が見たいというものについては仕事をはうり投げても見るといふ、こういう傾向もあったと思うんですね。ですから、これは実は私、別に根拠を持ってしゃべっているわけじゃないんですが、ここに出された本があります。これは三十過ぎの方が書いてあるわけで、なかなかまとまったものにもなるまでになっていませんけれども、これ大体通読して簡潔に要約しますとやっ

ぱりテレビ離れが進んでいる。同時に、新しいものに對して挑戦するといましようか、新しい分野の開拓をしながら、単にNHKだけじゃなく、民放も含めまして一つの壁に当たっている、こういう感じがどうしてこの中からはにじみ出ている。ですから、そういうことを含めた認識が、例えば今お話がありました中で、放送衛星の問題に絡む新しいチャンネルの使い方の問題とか、その費用の問題とか、いわば経営施策の中におたくの方でもってそういう大型のものをつくっていくきたいということが出てくるのだけれども、レジャーであるとか、まあ勉強に走っていることはまことに結構な話ですよ。それだったら別にあなた今の教育改革の問題も論議要らないですね。ですから、もう少しやっぱり私は今直面しているNHKの経営のあり方あるいは報道のあり方ですね、こういう問題、じわじわと去年、今年、来年と変化が起きてくるんですよ。こういうことについての認識が実は片山委員の質問に対する答弁として出ることになって聞いていると出てこなかったもので、その辺は会長、大臣ももう一過答えてくれませんか。

○参考人(川口幹夫君) 先生が御指摘のように、テレビ離れというのは内的な原因と外的な原因があるというふうに私は把握しております。それは、単にはかのメディアがいろいろたくさん出てきたから、あるいは余暇時間が多くなってきたからという外的な理由だけではなくて、放送しているテレビ局の問題でもあると、そういう内側の対応策が十分でないから、したがってテレビ離れが起こっている、この二つの原因を絶対に無視してはいけないというふうに思っております。

NHKとしましては、このようなテレビ離れ現象につきましまして、前から鋭意いろんな対応策を考えてきたんでございますけれども、さらにこの六十一年の四月からはいろんな工夫をして、何とかテレビというものがもっと興味のある、あるいはもっとたまためになるといいますか、何らかの意味

で影響を与えるメディアだというふうな形に持っていきたいものだと思っております。

具体的には、例えば六時の時間帯を今度まで一新することにはいたしました。それから、七時半の時間帯とかあるいは教育テレビにおきましての青少年向けの番組の編成等々に相当な工夫をいたしまして、このテレビ離れの現象を何とか内側からは救いたいというふうに思っております。

○大木正吾君 川口さんに聞いたわけじゃないんですが、これは会長と大臣に聞いたわけでも、ぜひ今のテレビ離れ傾向についての見方が、そういう断片的に改革していく問題だけで済むかどうかという基本認識を僕は聞いているわけですよ。民放を含めて視聴率はわずか一%上がったとかと云って、まずけれども、上がってまた来年も二%上がって、その次上がったことについて私たちがやっぱり同じような委員会が審議する際に悩む問題なんですね。一体人間社会がどういふメディアを追求していくんだらうかという問題ですね。

これは、最近の社会の一般の傾向を見ましても、例えばの話がNTTの変化の問題もありましたように、同時にここに一つ例を持ってきましたけれども、けさの説新聞の例です。別にNTTと違って株が書いてあるから持ってきたわけじゃないんで、これは私読んでないんですが、同時に雑誌として見ますと、例えば「金融ビジネス」、こういった本がまた二、三部新しく出ているんですよ。これ要するに産業構造というか、経済構造に占めるやっぱニーズの変化というものをとらえているんですね。ですから、業界が競争し合っているからニーズをとらえていると思うんです。同時に私自身心配しますことは、テレビ離れということについての基本的な認識がどうもNHKの会長なりあるいは幹部の方々に欠落し、新しいものに挑戦していく態度といましようか、度胸といましようか、決意といましようか、そういうものが足りない、こういう感じがするんで、これは川口さんの言っていることはよくわかるんで

すが、むしろ会長なり大臣の最高首脳に、そういった社会のニーズの変化に対してはどういうふうにかこれらから抜本的に考えていけばいいんだろうかというこの辺のことを私は聞いていたわけで、答えてほしいんですがね。

○参考人(川原正人君) 人間の生活といいますが、社会といふのはもう刻々に変わってまいりますし、特にここ数年の急速な変化といふものは私ども十分考えておかなければいけないと、そして少なくとも放送ジャーナリズムといふようなものはそういう時代の変化に一番敏感でなければいけないというふうに思っております。特に今これだけ経済の高度成長の中で、私ども、今の視聴者の方々の意識が、生活は豊かになったけれども、やっぱり精神的な生活の中で、あるいは文化の面で、心の充実という面で何か物足りないものを感じておられるんじゃないか、そういうものに対しては的確にこたえていかなければいけない。あるいは世の中でも、こういう高度成長の結果として、人類が住んでおりますこの地球の環境自体も非常に危険なように変化を起している、そういうものを私どもがもっと敏感にとらえて視聴者の方々に伝えていく、そういうことも必要であらうというふうに思っております。

今御指摘のような、例えば新聞、雑誌等において経済的な情報といふものがここ急速にまたふえてきておるといふこともよくわかっております。私どもの番組の中でもその種の番組は、まだ十分ではないかもしれないけれども、既にある番組の中でもその種のテーマを積極的に取り上げますし、また、新しい番組も幾つかふやしていただいております。

ただ、世の中の動きの中で、率直に私言いますと、今の印刷ジャーナリズム等の中でその種の情報が新しく出ておりますけれども、ややもすると、経済の本質を十分に解き明かすというよりは、俗に言う財テクといふものですから、要するにどういふ方面にお金を回すのが一番得であるかというようなことにやや重点が行き過ぎていっているのではな

いかと。そういう傾向に対してはもうちょっと本質的な問題をとらえるような私どもは番組をつくりたいと、そういうことは心がけているつもりでございます。

いづれにしても、そういった社会の変化に對してできるだけ敏感に反応しなければならぬと。そういうことを怠つたためにテレビから視聴者が離れていっているとしたら、それは本当に重大なことだろうというふうに考えております。

○大木正吾君 視聴率の問題の、率があがったか下があったかというのを私は問うておるわけじゃないけれども、俗に番組をつくれというのを言つたわけでもないわけであらう、視聴率があがろうと上がろうと、やっぱりNHKが果たす役割は極めて大事な問題でございますから、そういった意味でもって質的な側面も含めてのこととして、むしろテレビを離れていっている傾向といふものについて、はもとと重視をしていられる角度から研究してもらいたい、こういうことを、きょうの答へ返してきませんか、申し上げておきます。

さて問題は、じゃNHKの番組の編成問題についてちょっと関連して伺つてまいりますが、編成の流れといふまいしょうか、編成の仕方について、今、川口さんおっしゃつた内的な問題、外的な問題を含めてですが、一般的に教えてください。

○参考人(川口幹夫君) 番組の編成を私どもが考えますときに、まず一番大事にするのは視聴者の意向でございます。激しく変化する世の中で時代の趨勢にどのような形で対応するのか、生活的な問題もあります。視聴者が今どういふ番組を欲しているのか、あるいはどういふ情報が今必要なのか、そういうものに対してまず的確にこたえたい。そのためには例えば世論調査等も必要でございますし、それから世論調査というのは定期的にしなければならないし、あるいは科学的でなければいけないんですが、そういう世論調査を実施するとか、あるいは直接視聴者の皆さんにお会いする視聴者会議あるいは懇談会、そういうふうなものがございます。

それから、今大体一日に一万ぐらいの割で電話とか投票とかいうふうなことで視聴者の声がNHKに寄せられております。そういう声の中から要望を拾っていくというふうな形の直接的な視聴者に対する意向にどうこたえるかという問題がございます。

それからもう一つは、いわゆる学識経験者によりまして番組審議会というものをNHKは中央と地方に持っておりますけれども、この会議が毎月一回行われておりますが、ここで大体二時間、非常に緊密なやりとりの中でいられる御要望、御意見を拾ひ出してあります。

そういうことを参考にいたしまして、大体半年以上前、ことしの番組でございますと去年の八月ごろから準備を始めまして、そして積み上げていきまして、大体一月に一つのプランができるようになっております。

一応編成の仕組みでございますので、御了承いただきたいと思ひます。

○大木正吾君 図表的なものもちょうだいしておるんですが、世論調査などは年代層などを分けてやられていることだと思ふんですが、この最高の、言へば編集を最終的に、番組を決めます審議会の中に、年代層とか各階層とかそういうものは十分に吸収できる状況になっておりますか。

○参考人(川口幹夫君) 番組審議会の委員の人数に当たりましては、できるだけ各層の意見がいたされるように、あるいは男女の性別のようなものにしてもちきんと両方の意見が聞けるようにと。それから、年齢も一時は多少高齢化といひますが、したことがありますけれども、このところぐつと若返りまして、一番若い方は今年度で言うところ三十六歳の方がいらつしやるはでございます。なるべく多様な方々から御意見がいただけるようにしてございます。

○大木正吾君 そういった問題がもう少しこの委員会等に――それはだれがどう言つたかということまでは要りませんけれども、大体どういう動

向でもって議論されているかというところは要約ができるはずでございます。どういふ番組を組むかというところは報道関係の生命だと思ふんですね。ですから、そういった問題についてもう少しやっぱり委員会等に、予算の審議等をいたす場合には、どういふ意見がどのぐらいのウェイトを占めたか、番組ごとにも若干違ふかもしれませんが、そういったことについて資料をこれからもぜひちょうだいしてみたいと、こういう感じがいたします。そういったことをまずこれ一つ要望として申し上げておきますので、今回は結構ですが、この次からはそういったことについて配慮のほどをよろしくお願いしたいと思ひます。

さて、それから私自身の実は感じて申し上げたい問題が若干ございます。

それは番組編成に絡む問題で、実は事業計画との関係を拝見しますと、「重点施策」という中に幾つか問題が出てくるわけですが、新しいワイド番組をどんどんつくっていききたいとか、そういった面のこととか、いろんな角度でスポーツニュースの重要性、そういったことなども若干施策の中に出てくる問題点がございまして、先ほど同僚議員が質問いたしました問題と若干、言へば取り組む方に矛盾といひましようか、難しさが出てくる、こういう感じがするんですね。当然この衛星の打ち上げ問題が、新しいチャンネルの獲得はもちろんでありますが、この次、六十五年度段階の予算を拝見いたしますと、その関係につきましても、これでもって済むのか、今後の問題にも若干重なつていくのかわかりませんが、相当程度新しい設備資金といふものについて六十五年度準備関係の資金が入つていまして、そういった問題については、これはどういふふうにとらえたいんですか。

要するに、現状から新しくワイド番組をつくるなり、そういったものに対して衛星の利用の仕方ですね。さっきは難視聴問題から始まつたことは間違いないんですが、他のことについても考

○参考人(林乙也君) 今後の衛星の利用につきましては、基本的な方向についての御質問かというふうに考えるわけでございますが、六十五年にBS3が打ち上げられるわけでございまして、その段階におきましては、NHKのみならず一般放送事業者も放送サービスを展開するということにもなります。また、現在NHKにおきまして開発し、国際的な規格、基準の統一につきまして努力しております高精細度テレビジョンあるいはハイビジョンと申しておりますけれども、それにつきましてBS3の段階には実用化につきましての一定のめどもつくというような姿も想定されておるところでございます。

○大木正善君 わかるんですけれども、その公共放送のところを出てくれと私申し上げているわけではないんですけれども、結局衛生というものは相当高い値段がつくわけなんです。そして、本年度予算を拝見しますと二十億何がしかの金が次のＢＳ３の問題に關しまして予算化されているわけですね。これは最終的に幾らになるかわかりません、まだトータルがはつきりしていませんが、そうなりますと、現在上げているものでも

も、ただ、質のよいものの文化のレベルの高いもの、そういったものについて考えながらも、ハイビジョンなりそういったものについてもっと踏み込んでいく、こういうことは当然考え方の中にあるでしょう。そういったことをもっとはっきりさせてもらいたい、こういう考え方なんですがね。

○参考人(林乙也君) 衛星放送の今後のあり方に

先ほどもお答えを申し上げたわけでありま
れども、衛星につきまして、それが難視解消対策と
して進めてきているということにつきましては、
私どもも十分に認識し、それを踏まえて推進して
いかなければならないわけですが、それと
同時に、やはりそれがコストパフォーマンスとい
うような形において視聴者に御納得いただくた
めには、やはり全国的な普及というもので、それ
がつじつまが合うといいますが、コストパフォー
マンスの点で御納得いただけるというように考
えなければならぬ。その場合には、やはり衛星放
送としてそれが独自の受益益が持たれるよう
なサービスがあって初めて普及にもつながると
いうことになるのではなからうか、そこらあた
りをどういうふうな形で展開していくのが最も
適当であらうかということについて、現在私ども

○太本正吾君 郵政省の局長に伺いますけれども、六十年の九月に「放送ニューメディアに関する調査報告書」なるものを出しておられますね。これを見ますと、マスコミ関係の方三百十四名、研究者の方が二百六十二名、メーカー二百四十名、経済界二百六十五名、これによる郵送アンケート調査二千八十一名に出しています、このウエー

NHKは当然 監督官庁からこういつた資料は
ちようだいしていると思うんですが、これはどう
ですか。

○政府委員(森島展一君) ただいま先生おっしゃ

面の方の御意見を聴取して、これを懇談会の方に
お示したわけでございますが、これは懇談会の
内部資料ということで、懇談会そのものがこれ
自由に御議論いただくということで非公開とい
うことでやっておりますので、その資料は外に出
ておりません。

○大木正吾君　これ、資料を外に出してないとお
おっしゃるけれども、この中のだれかが書いてお
るんですよ。私が言ったのは、別にだれがどうい

せっかく調査したものについては、放送衛星時代、ワイド番組、そういったものに絡む問題で、今後の要するに放送ニューメディアに関する問題の調査なんです。から、監督官庁と当然実行をするNHKの方との連携なりあるいは指導、そういうことがあってしかるべきと考えますが、こういっただけのことでもって質問しなきゃいけないんで

○大木正吾 君 いや、別に懇談会に諮る諮らないじゃないに、事実問題として記事になっておるからこちらは聞いているし、同時にこれが今後のNHKのあり方なりニューメディアなりあるいは放送業務全体に絡むから伺っているわけですし、このことの事実をあなたは認めるにらないんですか。

○大木正吾君　しかし、局長さんがそういったことで、別に数字の何人か違ったところなどは構わないんですよ。大体こういった懇談会をつくられて報告書をちょうだいしておれば、パーセンテージ

ジはどれくらいになってウエートはどうだということぐらいいは頭になかったら局長さんとしてはどうなんですか、実際これは今後のいわゆる報道の動向を調べるものなんですよ。別にこのことは守秘義務に絡むものじゃないでしょう。

大臣、これどうですか。ちょっと認識の違いがあるかもしれないんですが、やっぱりテレビ離れの傾向というのを心配し憂えるからこそ、今後どういう報道を基本的にとればいいんですかと聞きたいから、私自身がこういった資料を調べてきたんですよね。それについて担当の局長さんが答えられない知りませんでは、ちょっとこれ予算委員会みたくにとめるわけにはいかないんじゃないでしょうか、何か大臣答えてください、この抜い方については、当然放送行政を生かしていくんだということについて。そうでなかったら何のために懇談会をつくったか、報告書をつくったかわけわからないじゃないですか。局長答えたから、大臣の方からお答え願えませんか。

○国務大臣(佐藤文生君) 私は、放送政策懇談会というのは非公開で自由な討論の中から放送行政の将来のあり方を図っていききたい、こういうような原則は聞いております。したがって、将来の方向の一つの資料づくりとしての放送政策懇談会ですから、資料を十分にそろえて、それが一定の方向を示されたものが局長のところに行き私のところで見まして、それを参考に私が一つの政策を展開する、こういうことになっておりますので、先生のお手元に入っている資料がどういう資料か私もよく正確にわかりませんが、それはその内容をひとつ後から見させていただきます。チェックさせていただきます。

○大木正吾君 これは争っている時間があったくないです。ただ放送局長、お願いしておきたいけど、こういったものをやったからには、やっぱりこの委員会に説明できる限界で結構ですから、こういったものについては資料として出してもらわないと、私たち自身ちょっと会長なり大臣とも認識が違いかもしれませんけれども。私個人

もテレビを見る時間を減らしているんですよ、減っちゃっているんです。見たくないんです、実際問題としては。ニュースは見ます、絶対見ます。同時に、大事ないわば災害やなんかの問題のときとか事件の問題は見ますけれども、余り最近の民放が流しているような、割合に低俗な番組についてはほとんど見る気がしませんね。そういった変化が自分の中にも起きています、孫と私の子供と女房と私の間にも起きています。全体的にやっぱりテレビをつける時間が減っている。私の家庭でもそうなんですよ。そういったことがあらわれているから、単にテレビ離れの問題として勉強しているんじゃないかなんていうことでは納得できぬから問題を提起しているんですよ。新しい時代をどうするかという問題を問いたして、自分でも勉強したいし、皆さん自身も考えてもらいたい、こういう立場でもって申し上げている。

そこで、問題になりますことは、さっき川口さんおっしゃったことと絡むんだけれども、やっぱり放送衛星の時代に入ること、これは数年後、恐らく間違いないでしょう。そうなりますと、結果的には番組は相当長時間のワイドのものが求められてくるでしょう。白黒からカラーに変わったような大きな変化にはならないかもしれませんが、けれども、相当大きな変化が来ることは私は間違いない、こういうふうに一応状況判断をするわけです。

そういう場合に、どういふような番組を考えられていくのか。一般論としてスポーツ絡みあるいはニュース絡み、同時に良質のワイドな歴史物のロマン的なものと、そういったものも考えられましようが、放送衛星の使い方、離れ視聴対策だけじゃなしに将来について何か計画なり考え方がございますか。

○参考人(川原正人君) 放送衛星というのは非常に多面的な性能といえますか、能力を持っております。また、この放送衛星を開発いたしますには政府の方のいろいろな御協力、御指導もありましたけれども、NHKとしましてはかなり多額の受

信料をかねましてこの衛星を開発してきておりますし、今後とも恐らくこの衛星を持続していくためには毎年相当の経費がかかると思います。としますれば、私ももととしてはやはりそれだけの経費をかけて非常に能力の高い放送衛星を所有するわけでございますから、これは受信者のためにもその能力は十分に生かして、その利益を還元してまいりたいというふうなことを考えております。

具体的にどういふことをするかというのは、今でも常に研究はしておりますけれども、具体的な中身につきましては、これからのことになるうかと思っております。

ただ、技術的には既に申し上げておりますとおり、例えばハイビジョンというような放送も可能であります。あるいはPCMという非常に音質のいい放送も可能でございます。恐らく将来はファクシミリというふうなものもかなり効率的に一気に全国に届けることができるという能力を持つております。これは技術的に見まして、とすれば、そういう技術はフルに発揮してまいりたいという、これがございまして。

それからもう一つは、先ほど米御指摘のように、離れ視聴の解消ということと全く機械的に解釈いたしました、地上でやっております放送をそのまま衛星から出すということでありまして、これは地上の放送がごらんにならない方というのはいく一部でございますので、それだけのことをしていただくのは、これは普及もいたしませんし、今申し上げましたように、これに投入しました受信料、それに基づく利益の還元ということにはほど遠いことではないだろうか。

そこで私も、この衛星を離れ視聴の解消にも役立てながら、同時に新しい何かこの衛星を使つての視聴者の方への利益の還元、サービスをやりたいという願望を強く持っております。

具体的な中身については、先ほど申し上げましたように、まだ研究の段階でございますが、恐らく今地上の番組でやっているような形でもってあれと同じような制作手法で、また別のチャンネル

から番組を出すということは少なくとも今のNHKとしましてはそれだけの能力はなかなか出てまいりませんから、もっと効率的な番組の制作を考えながら、しかもなお視聴者に満足いただけるようなサービスを考えるしかない。

先ほど先生が非常にワイドな番組ということをおっしゃいましたけれども、確かに形としてはそういうふうなものがあるけれども、内容としては、中々最近のようないくつか貢献をしていかなければならないという時代でございますので、国際的な情報というものを自由にかつても情報提供できるようなことができないか。それにはこの放送衛星というのはいかに高い能力というか便利な手段でもございまして、そういう活用は十分あり得るんじゃないか。もちろんスポーツということもありましようし、あるいは劇場等も細切れでない形でお伝えすることができれば、ずっと今までのテレビと違ったものができると思っております。

そういうことを私も内部では具体的に今検討しておりますし、でき得べくばそういう形でこの衛星放送の能力、利益というものを視聴者の方々に還元してまいりたい。

それからもう一言言えば、そういう形の中で私どもがこれに投入しました経費をもし新しい料金で補うというか、将来の経営に役立てるということができれば、それも私も私どもとしては当然考えていくべきことではないかというふうな思っております。ただ、これにはいろいろまた解決をしなければならぬ問題あるいは踏まなければならぬ手順というものはあることはよく承知しておりますので、そういうこともあわせて今研究しておるところでございます。

○大木正吾君 会長の今おっしゃったことは、ほぼ私の頭にあることと似たことをおっしゃっていただきましたわけですが、結果的には番組のワイド化、画像が極めて鮮明になりますし、良質になります。また、国際化ということになりますと、同時に言語問題等も出てくるでしょうし、いろいろ

るなものが出てくるでしょう。ですから、そういった研究を今のうちからどんどん始めていただきまして、言えは難視聴対策、同時に低俗番組には落ち込まない形の中におけるワイドという問題、この検討が進められていきまして、そしてあとはいま、受信機、受信装置は三十万ぐらいいるのですか。そういったものが量産されればこれはベイスすることも可能なんだし、そういったことを総合的にぜひこれは研究すべき段階、それを促進すべき段階、こう考えて、さっきも郵政の放送局長に聞いたんですけれども、なかなか話返ってこない、まあ会長答弁でもおおむね私の考えていることと大体合っていますので。そういったことが受信料問題、さっき片山委員も質問されたんですけれども、これは四年サイクルで回ってきた、あるいは三年サイクルでもって値上げしてきた経過もあるわけでございますね。

ただ、やっぱり白黒からカラーに変わったときには猛烈にテレビの視聴者がふえたわけでしょう。ああいったことの転期にこのこと自身が関連してくれば、ある意味ではもう一遍のささいな値上げが必要かもしれないけれども、この時期にはこれはもうそういったことは必要ないぞと、こうなるかもしれないし、そういったことも含めてこれはぜひ考えていただきたいし、その辺については大臣の方からひとつ答弁してもらいましょうか。

○国務大臣(佐藤文生君) 新しいテレビの時代を迎える転期が何か来たような気は私します。したがって、先般NHKの放送を見た中で、今からのテレビはどうあるべきかということで民放各社の放送の担当者第一線を全部集めてやったテレビを私は自宅で見まして、画期的な三十年の歴史を持ったテレビが、受信者も成長するし制作者の放送局の方も成長していかなければならない、そのギャップがあつてはならないということで討論が三時間にわたって展開するのを見まして、私自身も放送行政の最高責任者として皆さん方の意見あるいは放送政策懇談会の意見、国民の意見、それを聞き

まして、NHKというのが民放とどこが違うのかということ、これを毎回問う必要がある。要するに公共の福祉のために全国あまねくの方々に受信ができる体制を整えて、放送法に基づいた公共放送である。したがって、そういう観点から努力をして国民の要望を絶えずNHKはどんな放送局よりも受けとめて、それを公正に放送していく、こういう放送局になつていけば私は国民の御期待に沿え、また委員会の皆さん方の御期待に沿えるNHKになるんじゃないだろうか、こういうぐあいに考えておる次第でございます。

○大木正吾君 それから、災害対策関係についてもこの放送衛星は威力を発揮するだろうというふうに考えておりました、ここ一年間物すごく災害が、火山の爆発の問題でございましてかあちこち事件が多ございまして、そして震日本あの地震のときには大分情報のおくれとか手遅れ等もありまして、津波が来てしまつて子供たち、学生の方が大分やられました。こういふこともありまして、メキシコ地震のときなどについて考えますと、民間の放送等も大変な協力をいたし、番組をすぐに変更しましてやつたという経過も何かあるようですね。

ですから私は、NHKの公共放送性というものの意味合いを国民にしっかりと植えつけるには災害のときこそNHKというものはやっぱり最先端を行くんだと、こういう関係でもって物をとらえることは極めて大事な問題だ、こういうふうにとらえていまして、東海地震の予報なども盛んに新聞等から最近出ておりますが、災害と放送衛星の絡みですね、こういった問題についても、これは会長なり関係者の方からどういふふうな受けとめ方をされているか、あるいは新しい放送衛星時代に入つたときにはさらにもっとしっかりした敏捷な措置がとれるかどうか、そういうことについてぜひ伺つておきたいと思うんですが。

○参考人(川口幹夫君) 新しい時代の放送というのがどうあるべきか、これはもちろん技術の進歩

によるところ、それが一つの大きなポイントになります。それから、それをどういふふうにするのかという運営の問題が次に考えられますけれども、今先生おっしゃつたような災害放送などの場合、例えば衛星を使つてのやり方とか、あるいは去年懸案でありました緊急警報放送というものは実施に移しましたけれども、このようなやり方がこれまでの緊急報道体制を大幅に前に進めたというところは多分申し上げていいかと思ひます。

これまでも衛星を使つて、例えば長野県の王滝村の災害でありますとか幾つかの事例がもうたくさんございまして。そのたびに我々は新しいメディアを使うことがいかに有利な条件になるのかというのを痛感してまいりました。今後新しいメディアの開発に力を入れると同時に、それをいかにうまく使うかということには最大限の努力を尽くすつもりでございます。

○大木正吾君 これは会長に伺いたいんですが、私自身が実はNHKを拝見しながら感じますことを二、三申し上げてみたいと思ひます。

番組のあり方として、さっき私がちよつとここに新聞と財テク案内の雑誌を持つてきました、会長は余りこれ歓迎されないようなお話だったように思ひますが、別に財テクでもって金もうけを宣伝しろと言つてゐるわけじゃないんでございまして、なぜ読売新聞がこういふたものを週一回出すようになったのかとか朝日新聞が出すようになったのかとか、なぜこういう雑誌がふえてくるかという問題、これは政府御自身の、大臣には非常に言いにくい話かもしれぬけれども、やっぱり老後生活が不安でならぬ、子供の教育費用もかかる、こういった問題がありまして、相当切り詰めたながらもやっぱり何らかの有利なものを生んでいきたい、こういう気持ちがあり、しかも、日本の百四十三兆にも上らんとします赤字公債、こういったものが背景にある限りはやっぱり国民の税金が相当そつちへ回つていきますから、結果的にはやっぱりどうしても自分自身で老後生活を考えるを得ないという環境に立つちやつてゐるんで

すよ、私たち自身が全部が。そうしますと、これは豊田商事のあの悪い話も、もちろんこれは問題防がなきゃならぬけれども、そういったこと等に絡んで、要するに国民のニーズ、産業構造、経済構造が變つてゐるんだということをしっかりと受けとめながら、いわば私は放送関係の仕事をしたことありませんからわかりませんが、でも、やっぱりもう少し幅広い視野でもって物を見て、そして新しい番組についても、ジャンルごとにもありまして、研究してもらいたい中で申し上げた一つの側面なんです。

ですから、最近TBSが夜の七時を挟んでニュースを延長しました。七時になつたら今度NHKの番組に切りかえようかどうしようかというときに肝心なニュースを流すものだから、こつちは六チャンネルのままだにしてしまふかどうか迷うこともたまたまあるが、私はNHKのファンだからNHKに切りかえて見る、女房は反対する、こういう問題もぶつかるとはありますよ、率直に申し上げてね。同時に、夜十時から始まる朝日放送のテレビのニュースもキャスターに何か芸能人引っぱつてきてやつてゐますからね。こういふものも、あれも一つの事例だと思ひますけれども、やっぱり九時のニュースは相当しっかり見ている方が多いという感じがいたしますね。といつて七時のニュースが悪いとは私は申し上げませんけれども。朝の七時はほとんどこれはもうNHKです。

ですから、ニュース番組のキャスターの方など、あるいはチーフの方なんかは、非常に僕は頭の隅が痛くなるほど悩んで考えておるとは思ひますが、何か私も知恵ありません。ありませんけれども、ニュース番組についてももう一歩こう何かワイドというか、あるいはもうちよつと突っ込んだといひますか、民放がNHKのまねをしたかどうかわかりませんが、あれでもって相当なやつぱり変化を始めてゐるということは間違ひありませんからね。だから、そういったものを、先を行く研究がされるのが一つの問題であらうと

思うんですね。

それから、同時にやっぱり生活結みの問題として、料理番組もやられているようですけれども、むしろ広い意味で文化面といったらいいと思ふんですが、スポーツもこれは文化の中の一つですからね。スポーツももちろん取り入れた形における文化面のいわば番組をもつてふやしていくことが必要であって、私の好みから申し上げますと、娯楽番組等についてはむしろ歴史物ですね、歴史を後世に残すという意味合いで、そういったものについてもう少しやっぱり番組の時間帯をふやしてほしいということですね。こういった気持ちもございます。

大体こういったようなことを幾つか申し上げて、考えてみているんですが、ニュースの充実と同時に経済面の動向の変化、これについて、私もちょっと見ているわけじゃありませんから、あるいは見漏らしているものがあるかもしれません、とにかくそういった経済動向の変化というものに敏感にとらえたものが夜の、ちょっとあれは遅いんで十一時五十分から始まります「きょうの焦点」というやつがありますね。あれなんか私、見えています、朝国会に出てくるのうちに七時過ぎに出てきますから、ふろに入る時間もなくなってしまうので、もうちょっと早くしてもらいたい気持ちもする。これは欲は言いませんけれども。

ですから、そういった中に、要するに総合的にはスポーツ、文化、経済問題、そういったことをもう少し充実させる方向で番組全体について検討をしてもらいたいということが私の一つの番組に対する要望的な意見なんでありまして、これについて会長、そういったことをやっておられるとおっしゃるかもしれませんが、会長からの見解を伺っておきたいと思ひます。

○参考人(川原正人君) 世の中の変化といふか、あるいは視聴者のニーズという言葉でよく言われますけれども、視聴者の方の生活環境の変化、その中で視聴者の要望の変化、これはもう

私も常に敏感にそれを調べ、あるいはそれを感じて、とていかなければならないと思ひます。そして、それに応じた番組の編成をするというの当然の義務だと思つております。その意味では、御指摘のように報道番組に対するいろんな御要望、しかも今までの報道の仕方ではない、もっと新しい魅力のある報道の仕方の御要望というのはよくわかつているつもりでございます。あるいは経済問題についても、確かに私もみずからの生活をきちんと守つていかなければならない、そういう状況の中での経済番組に対する具体的な御要望というものがわかつているつもりでございまして、十分に対応して私どもの放送がこたえ切れていくかどうか、これは常に私も部内でも検討し、部外の御批判も率直に承つていくつもりでございます。

具体的には、先ほど川口も申しましたし、なお重ねて御説明してもよろしいわけでございますけれども、四月からの新年度におきまして、それにこたえられるような番組を幾つか用意をいたしております。決して財テクそのものに私は反対をしていくわけではございません。ただ、視聴者の御期待にこたえる中で、私も視聴者の御期待にこたえらるんだという中で、うっかりすると視聴率といふものがある、あるいはそういうものに引きずられて物事を考えていくことがないといひませんので、その点は十分気をつけてまいりたい。そういうつもりでいるわけでございます。

○大木正香君 時間が迫りましたので、ちょっと一、二、個別の問題を伺いますが、放送大学について、これは文部省から、だれかおいでいただいているはずですが。

最初の出だしはまことによかったです、何か最近の新聞等拝見いたしますと、大分入学生希望者が減っている、こういうことになっているようですが、これについて問題の箇所、例えば臨教審からも意見が出ておるようだし、同時に、単位の互換問題が相当隘路じゃないかという感じもいたしますし、学習のキャンパス、教授との接触、

そういった問題等についての隘路が問題じゃないかという感じもいたしますが、文教委員会の問題だから通信委員会でするなということをおっしゃらずに、問題の箇所についてどういうふうな御認識か、承つておきたいと思ひます。

○説明員(遠山敦子君) お答え申し上げます。放送大学、六十年度から第一学年を受け入れ、昭和六十一年の四月に受け入れた学生数は、入学定員一万人に対して一万九千人に及ぶ出願がございまして、大変な反響を呼んだという評価があつたわけでございまして。

で、来年度、六十一年度、第二年度の募集をいたしましたところ、先般、報道などがございまして、締め切り日を若干延長いたしましたところ、結果的に入学定員一万三千人に対して約一万人の応募がございまして、そのようなことで、六十一年度の開設の予定の定員は、六十一年度の新規の入学生と、それから六十年度に入学した全科履修生の方々を両方をプラスいたしますので、一万七千人を見込んでいたわけでございまして、両方足しますと一万八千人がほぼ見込まれている状況でございまして。したがってまして激減というふうには私ども考えておりません、しかしながら第一年度におきます一種の大変な反響に比しまして、やや第二年度には反響が少なかったということは事実でございまして。

このことに関しましては、昨年度、入学志願者の全員を合格といたしましたので、入学待ちの志願者が少なくなったということが一つと、さらに昨年度、超過応募がありましたこともございまして、大学側の募集活動にやや控え目なところがあつたというふうには考えております。今後とも、募集活動を積極的に進めてまいりたいというふうな考えでおります。

それから、御指摘の臨教審からの意見の点でございまして、審議経過報告が目下出ているわけでございまして、その中に、やはり放送大学が国民一人一人の学習機会を充実していく有力な生涯学

習のための機関であるというふうなことで、今後ともこの面の拡大などを図ることという大変的確な御指摘がございまして。ただ、臨教審は四月の末に答申が出るわけでございまして、正式にはその答申を受けて文部省といたしましては、今後、放送大学のあり方について多角的な観点からこれを進めていきたいというふうな考えでいるわけでございまして。

で、隘路というふうな御発言がございましたけれども、単位互換のことに関しましては既に幾つか話が進んでございます。例えば、目下は産業能率短期大学の通信教育部との間では、具体的に昭和六十一年度から実施されることとなつてございまして。その他幾つかの大学との協議も目下進行しているわけでございまして。単位互換の問題のみならず、いろいろな問題があるわけでございすけれども、大変新しいメディアを使った新構想の大学でございまして、私も短期的な視点ではなくて、長期的な視野からこれを育ててまいりたい。そのこと自身が、国民一人一人が学習の意欲を常に持ち続けることにこたえていく道であらうかというふうなことを考えている次第でございまして。

教授との接触の問題も御指摘がございましたけれども、学習センターというものが各地に置かれてございまして、ここで面接授業が行われているわけでございまして、そこにおける教授たちの評価を見ますと、大変熱心な授業態度であるというふうなことが話されているわけでございまして。

いずれにいたしましても、まだ第一年度を終わろうとしている段階でございまして、今後とも事態の推移を見ながら、この問題について、さらに積極的に対処したいというふうな考えでおります。

○大木正香君 時間がありませんから、もうこれで私、意見だけ述べて終わりますが、これは放送大学というのと、やっぱり文部省管轄というふうにとらえらる半面もありましようが、やっぱり放送というNHKと、こうすぐくるものから、

その辺についてはぜひ文部省としても十分連係動作をしっかりと行っておいていただきたい、こういったことを要望しておきます。

最後に、大臣にお願いしておきますが、私自身の認識では、やっぱり衛星放送時代——放送衛星時代といいたしうか、そういった中で、さつき議論を若干いたしまして必ずしもお互いに理解は十分じゃないと思いますけれども、相当大きなテレビ離れ傾向ですね。これについては、やっぱり非常に国民なり、通信委員のメンバー、私たち全体も心配している問題点でございますから、ぜひこの種の問題については放送衛星時代を迎える準備なども含めて、どういう料金で、国民に余り負担をかけないでいけることも経営上の工夫として含めまして、相当思い切ったことについて今後御研さんあるいは御検討をいただきたいことと同時に、そういった時代に入りますと、恐らく番組なりあるいは報道の中身もメディアも変わってきまして、そういつた点でもってぜひNHK全体の経営者側の御努力を切望しますと同時に、毎年二百人ずつ減らしていかれる職員の方々の立場も、五十七歳の定年と伺っていますけれども、まだ五十七歳といったら私たちより下ですから、そういった方についても十分に御配慮していただきたいことを最後にお願いいたしますして終わります。

○理事(片山基市君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時より再開することとし、休憩いたします。

正午休憩

午後一時開会

○委員長(大森昭君) ただいまから通信委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○添田増太郎君 新米ですから、先輩の皆さんの質問と重複する点もあるだろうと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

放送のモラルについてでございますが、この点につきましましては先ほど大臣も大木議員にお答えをいたしておりますが、実は私も、去年三月二十二日の午後七時二十分より、NHKの特集番組でございましてこの「今、あらためてテレビとは？」という第一部と第二部、私も拝聴させていただきました。私は、あれを見ましてNHKに対して一層の信頼感というものを深めたわけでござい

ます。

先ほどいろいろお話がございましたが、どうも最近の民放を含めましてのテレビ報道等におきまして、大変人権を無視した、しかも視聴者本位の何といひますか、自制心を失ったかのような報道が最近目立ってきておるわけでございまして、これでは一体テレビというのは将来どうなるんだらうと、もう大変心配されるわけであります。自分自身を自制するという機能が一体あるだらうか、こういう危惧すら実は抱くわけであります。日ごろ大変努力をされておられますことに對しましては十分理解をいたしておりますが、しかし、やっぱりジャーナリズムというものがしっかりしないと私は本當のこれからの民主主義というものは育っていかない、こういうふうな考えのわけでございまして、もちろん報道の自由に基づきましてNHKは不偏不党、真実をもって國民に知らせていくという一つの大きな使命を持っておるわけでございまして、その反面、他の民放等に対してしましても、私は、やはり國民はNHKさんには指導的役割というのを持っておるんだ、こういう認識をかなり持つておるわけでございまして、したがって、今後とも一体我々はモラルというのは那辺に置いていかなくちやならないか、それをいつでも一人一人が自覚していかなければならない、かように考えるわけでございまして、この点について会長にもう一度ひとつお尋ねをしておきたいと思っております。

○参考人(川原正人君) 昨年来、放送、特にテレビにつきましましていろいろ世論からの批判を厳しく受けるような事態が生じたことについては、私もこういう放送の事業を担ってかつその責任を負っている者として非常に残念に思っております。みづから反省すべき点は厳しく反省しなければいけないというふうに思っております。特にこういうマスメディアに携わる者の責任の自覚といひますか、モラルといひますか、これは常にみづから研さんをし戒め合つていかなければいけないというふうに考えております。私もNHKは他の放送事業に対して指導するというような考えは持っておりません。そのようなお考えは、私は考えませんけれども、やはり同じマスコミの一員として常にみづからの道を誤らないということ

は心がけてまいりたい。

現在痛感しますのは、やはり民主主義というものは自由というものが根底原則にあるわけでございまして、自由と、そういう意味で日本のマスコミも表現の自由を与えられ、かつ仕事の方も幾つもの放送局が自由に営業ができてという非常に恵まれた環境にあると思っておりますけれども、このことが逆に過当な競争になる、あるいは商業主義の非常にすぐれた特徴もございまして、それが過当な商業主義に陥ると利潤のためには何もかもかなぐり捨ててもうけに走るという傾向が出やすいわけでございまして、そのことがテレビにおいては視聴率優先主義になってまいります。そのことが時として人権を無視し、あるいは物事の本質、パラス感覚を失って、それは多くのスペースを割いて伝えなきゃならないことではないような事態にまで過熱ぶりを発揮するという弊害が出てくるのではないかと思います。

私も、言ってみればそのような競争の中に身を置いているわけでございまして、そうした過当な競争、あるいは興味本位の報道、センセーショナルリズムに毒されないように引き締めてまいりたいというふうに考えております。そして、そうすることがまたこの世界において少しでも同業諸

君の中の反省といひますか、みづからを戒める一つのきっかけになれば幸いである。もしそうでない、今度は世論のもっと大きな批判を受けて我々の恵まれた今の自由そのものが束縛される、あるいは表現の自由さえ管理規制をされかねないという危険を感じておりますので、このことは同業の者と一緒に厳しく反省してまいりたいと思っております。

○添田増太郎君 今後あいつ番組等について、さらにひとつ工夫をして数多く企画をしていただきたと思うわけであります。

経営の方針についてお尋ねをするわけであります。大変心配されました二号bが打ち上げられることによりまして難視聴が解消される、しかも災害等に対して迅速な報道ができる、また新しいニューメディアの実用化等の時代を迎えまして大変果たす役割は大きいわけであります。それだけに國民の期待というのも大変大きいと考えられるわけであります。そういう反面、新分野の開拓、それから財政の確立ということとは相反しながら大変これは難しくなってくると思うわけでございまして、しかもそういう中で本年は経営計画三年の最終の年でございまして、努力をされておるところでございまして、こういうものを踏まえまして、先ほど質問がございましたが、予算編成に当たつての基本方針をまずお伺いしたいと思つておるわけであります。

○参考人(川原正人君) 六十一年度の予算を編成するに当たりましては、当然のことながら私も受信料によって支えられてる公共放送としまして、その使命をまず完全に達成するというところに意を用いました。新しいニューメディア放送衛星を初めとして、文字放送あるいは音声多重放送等次々と新しい技術が進展してまいりまして、いろんなメディアが活用できる状況でございますので、それらを十分に視聴者の方々に利益を還元できるといふことを第一といたしまして、しかし同時に、やはり受信料によって支えられていふというところは視聴者の方に受信料のこれ以上の負担を

なるべくおかけしないということを当然考えなければいけませんので、過去五十九年度以来の計画の実施の過程でも、徹底的に経費の節約をすること、あるいは合理的な経営をすること等考えてまいりまして、具体的に要員等におきましても毎年二百人あるいは二百人以上の削減を図ろうという決心のもとに、六十五年度までには何とて一万人、ピーク時に比べれば数年の間に二千人ぐらゐの人数を減らそうということを鋭意進めております。

そのほか私も自身の手でやるべき仕事と、物によっては外部の力をかりる、あるいは関連の事業を設立しまして、そちらの方の力によっていろいろな仕事をやらせてもらう。番組の制作も一部はそういう形で外部の関連の企業に受け持ってもらう。そういうことが企業の効率的な経営に役立つならば、それも思い切って展開してみたい。それから副次的な収入も、せっかくの私のもの相当の経費と人手をかけた番組でございますし、あるいは収集したデータもたくさんございます。あるいは技術の発明の成果も持っております。そういうものをできるだけ活用して受信料以外の収入をふやしてまいりたい。そういうことを今工夫して六十一年度の予算の編成に取り組んだわけでございます。その結果がお手元に差し上げているような形ででき上がったものと御理解いただきたいと思ひます。

○添田増太郎君 今大変難しいときを迎えておると思うわけであります。そういうことで三カ年計画をお立てになりましたいろいろ努力をされてきたわけでございます。しかし、一方においては人員が減る、また一方においてはNHKさんに対する公的ないろいろな要請がふえてくる。しかも衛星放送の時代を迎えまして、ますますその果たす分野というのは高度化してくるわけで、よほどNHKさんは本気になって取り組んでいかないとこれは大変なときを迎えておるんじゃないか、こう考へるわけでございまして、したがって、これから臨むために最大の課題は一体何なのかということ

をやつぱり的に絞つて、その課題に向かつて一つ一つ解決していくということが大事になってくるだろうと思つたわけで、会長はその最大の課題は一体何かということに對してもう一度ひとつお聞かせ願ひたい。

○参考人(川原正人君) 私どもの今NHKという放送事業に与えられた最大の課題は、やはりこれだけ変化の激しい時代あるいはその激しい変化の中で、やはり我々の生活あるいは人類の命運というものにかかわる幾つかの問題が発生していると思ひますので、そういうものをやはり的確にそして正確に冷静な態度で視聴者の方にお伝えしていくということ、そしてまた、我々が、日本が、あるいは人類が長い間蓄えてまいりました伝統とか文化というものをこれまた我々の今の同時代の者が十分に享受できて、そしてその上に新しい文化が創造できる、そういうことをやつぱり着実に目指していくべきだということを考へております。

もちろん、そしてそのためのいろいろな技術手段というものが開発されているわけでございまして。それはあるいは衛星放送というような画期的な新しい手段も生まれましたし、文字放送とかいろいろな各種のニューメディアというものが展開されているわけでございまして、それらをやつぱり、単にその形だけの高度情報化社会というのではなくて、本当にそれらのメディアが人々の生活の向上に、あるいは心の充実に役立つような形で活用されるような方向を目指したいというふうに考へております。ただ、それには相当の人手と経費がかかることとございまして、それをまたいたすに視聴者の御負担にかけることなく、やつぱり合理的な効率的な方法でもってその利益を視聴者の方々に還元していきたいということが今最大の使命と考へておるわけでございまして。

○添田増太郎君 ひとつしつかり頑張つてやつていただきたいと思つたわけであります。六十五年度まで一万五千人体制で臨むという計画をお立てになつておるわけでありますが、その

中の一環として五十九年から六十一年までの三カ年計画というのを立てになつた、こういうふううに理解をいたしておるわけであります。したがつて、六十二年からさらに新しい六十五年度までの経営計画というものを立てなければならぬというふうに考へるんですが、その点どうなんでしょうか。

○参考人(川原正人君) こういう企業体でございますから、常にある種の先の展望は持つていないければ経営はできません。これはございせんし、部内ではそういうことは常に議論をし、幾つかの試算も常に繰返し試みてはおります。ただ、事業計画、経営計画ということになりますと、仮にそれが六十二年―六十五年であつて、あるいは五年間であつて、一つの全体として形の整つたものにしまして、今と計画とを言ひたいわけでございます。今五十九年から六十一年度までの計画のつとて仕事をしておりますけれども、仮にこの六十二年から数年間のもし計画を立てるとしますと、事業をどういうことをしたい、ああいうことをしたいという方は、これはそれなりにいろいろなものがあるわけでございまして、じゃそれに見合ふ財政計画といふことが、収入がどこまで形を整えてできるかといふことを考へますと、実は毎年の受信料の収入が百分之三、四ぐらいしか現実にはない。副収入等もいろいろ工夫をして過去五年間の間に倍にはふやしてはおりますけれども、ただ倍と言つてもこれはけたが違ひまして、十億のものが二十億になつたという程度のものでございまして、財政的な計画を収支整うような形で六十二年から数年先まで立て得るかといふことになりまして、大変そこが今苦しんでいるところとございまして。といつて、あるところから先は赤字のままですといふような経営計画でもって外部に申し上げることができるとか、これはまた非常に無責任な話になりますので、その辺のところをどのようにまとめていくかといふところ、今苦慮している最中とございまして。ただ、何らかの意味の見通しは持たなければ当然いけない

といふふうには思つております。

○添田増太郎君 六十一年度、六十二年度、これはつながつていくものでございまして、したがつて六十一年度中にいふゆる以後の問題等についてはそろそろ手がけていかなくちゃならぬだろうと思ふんです。したがつて、いつの時点でこういう作業に入らなければならぬと考へておるか、その辺ちょっとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○参考人(林乙也君) ただいま会長から御説明もございまして、私どももいたしましては常に将来の経営見通しというものを持つて仕事に取り組んでいかなければならぬわけでございまして。内部的には六十二年以降の収支見通しについてもそれなりの作業はいたしておるつもりでございます。

ただいま会長が申しましたように、その後の単なる収支見通しでなしに業務計画あるいは財政の一つの展望というものを踏まえていくためには、衛星の将来の問題あるいは将来二年先にはありますオリンピックの問題等々もどういふふうな形で組み込んでいくかといふようなことで、現在そのあたりを懸命に取り組んで作業をしておるところでございます。六十二年度予算の御審議をいただく際には、そこらあたりも御理解をいただけるような形でお示しするように努力したいと思つております。

○添田増太郎君 難しいだけにひとつよろしく万全を期して効率的な予算計画等をお立ていただきたいと思つたわけであります。

何といつても経営の基本の一つにやはり収入の増加とあるわけですが、大半がこれは受信料が頼りになつておるわけですが、その受信料も、先ほどもお話があつたように義務的な何物もないといふことで、大変それはその末端では苦勞されて視聴料の増加策を講じられておるわけでございまして。そういうことから考へまして、この受信契約率九〇%というのは、私はやつぱりこれはすばらしいものだ、よく努力していると私は評価していい数字だと思つたわけであります。

しかし、受信契約者の収納率は高いがテレビの所有者総数、推定総数等から考えますと、まだまだこれはやはり努力をしないかなきゃ、いわゆる国民の公平性を欠く、こういうふうな考えをわけてございまして、いろいろ最大の努力をかけて、今日までやってこられておるわけでありますが、しかしさらに今後いかなる方策を講じてこういうものと取り組んでいかれるかということについて、ひとつお聞かせを願いたいと思います。

○参考人(松本幸夫君) 現在の世帯数に対して契約の数がどうなのかということでは、確かに先生御指摘のとおりだということに思いますが、私ども契約をどのくらい当該年度にふやしていくのかという計画を立てます場合に、当然国勢調査をベースにして考えているわけでございますが、しかしその国勢調査でふえる世帯数の中でテレビを持っておられる方が一体どれだけおられるかということと推定するとなると、ふえる世帯の恐らく半数程度が単身者であるという推定もできるわけでございます。単身者の持つておられるテレビというものはどの程度のものなのかというところも一つの数字として考えてまいらなければならぬわけでございます。それも、私どもは経済企画庁等の出しておられます資料、あるいは国勢調査の資料等を参考にして、単身者のテレビを持っておられる世帯数というものを推定いたしましたので、そしておよそその程度の数だろうというので、五十数%を一応単身者の方は持つておられるだろうというふうな考えをしております。

そして二人以上の世帯の方につきましては、これはもうほとんど全部の方がお持ちであるという前提で総世帯数の増をはじいているわけでございます。それは同時に、今申しましたテレビを持つておられる世帯の増につながるわけでございます。そういって形でそれにさらに努力値を加えた数字を年間の目標に立てているわけでございますが、これをどうしても毎年達成してまいらないとならぬわけでございますので、私どもとしてはできるだけ立てた計画を着実に実行していく。これは年間計画だけでございまして、私ども期ごと、二カ月を一期というふうな考えて仕事をしております。期ごとの計画あるいは月ごとの計画あるいは週ごとの計画というものを着実に実行していくという努力を重ねてまいりたいというふうな考えをしております。

そしてまた同時に、もう一つは、口座をふやしていくということから先の収納の安定という点では特に大事なところかというふうにも考えておりまして、そういった口座をふやして収納の安定を図っていくということももう一つの柱として考えているわけでございます。

○添田増太郎君 口座をふやすということが一番私は効率的で安全な受信率を高める問題だろうと思うわけですが、東電とか例えばガス、N T T、こういう口座のパーセンテージを見ますと大変高いわけですね。したがって、電気料金とかガス料金とかといつて、もう納めなきゃ止めるぞと、こういう制裁措置を講じられるわけ、比較的皆さんに勧めやすいわけですが、しかしNHKさんやったりも努力をして口座振替をふやすというのをやめなくちゃならぬと思うんですが、やはり工夫が必要だと思ふんですが、どういうふうに工夫をされる考えなのか。

それから委託契約、これは郵便局にお願いをいたしておるわけですが、これを見ると今簡易局が三千四百三十六局もあるわけですから、さらにその条件改善等を図ってこれをやはりお願いするということの努力をさらにまた強化すべきじゃないかと思うんですが、ひとつ簡潔にお答え願いたい。

○参考人(松本幸夫君) 口座の増加ということでは、先ほど申しましたように、私ども一つの柱として考えているわけでございますが、今までの経緯を若干簡単に申し上げますと、三十八年から私どもの方は試行を始めていて口座にかかったわけでございます。しかし、先生御指摘のように、電力、ガス、水道というところと比べますと、普及率が十分でないということで、私ども、五十七年

に郵便貯金のオンライン化によります作業が完了いたしました時点で郵便貯金の振替の実施をお願いしてございまして。それから五十九年には御承知の口座料金を設定させていただきまして、口座を利用された方には月五十四割引きかざしていただくという制度を料金体系の中に取り入れさせていただいたわけでございます。それから、さらに口座がふえたと、従来受託者、収納を請け負っていたので、なかなか受託者の抵抗感があるということがありますので、昨年から受託者の口座に対する抵抗感をなくすような制度を導入いたしました。そういった形で制度的に料金体系の中に口座料金を入れると同時に、受託者も積極的に口座に取り組んでもらえるというような制度もつくったわけでございます。同時に、各金融機関にあるいはお願いしております……

○添田増太郎君 時間がなくなりますから、簡潔にひとつ……

○参考人(松本幸夫君) 郵便局にも積極的な口座の勧奨ということもお願いしているわけでございます。

それから先ほど簡易郵便局についてお触れになりましたけれども、私ども今のところ特定郵便局に取り次ぎ、収納ということをお願いしてございましてけれども、簡易郵便局のいわゆる郵政窓口をやっておられますところには委託はいたしておりません。

○添田増太郎君 時間がございせんものですが、簡潔にひとつ質問いたしたいと思ふんですが、御存じのとおり、日本文字放送、近畿文字放送、NHKが出資をされた会社が相次いで設立されておるわけですが、その他法人五社も設立されまして、この法人五社、いずれにしても広告、コマーシャル等をやっていくわけですから、これはかなり厳しくなってくると思うんですが、文字多重放送の先行きは一体どうなのかということについて、先ほどもちょっと触れられたようですが、簡単にお願いをいたしておきたいと思ふます。

それから電通が五月中旬に東京で大デモンストラーションを計画しておるといことですが、このねらいは一体何なのかということ。

それから電通さんと総合ビジョン株式会社というの、これおつくりになるようですが、これは今後ともハイビジョンの提供をするだろうと思ふんです。したがってこの見返りは一体どういうふうな考えておられるのかということについて、どうぞよろしくお願いたします。

○参考人(植田豊君) 御質問の日本文字放送、近畿文字放送をNHKが出資者の一翼に加わりましてスタートしておるわけでございます。NHKの放送設備を借用しまして多重放送という新しいメディアで放送事業を行います。一般放送事業者でございます。NHKとは全く別個の独立した放送事業者となっております。

この見通しという御質問でございましたが、私ども今の感じではまだ六十年十一月のスタートではございましてけれども、受信者の関心もこのところ民放のスタート等もございまして、次第に高まってきているように感じしております。それから情報提供者の皆さんも現実の放送をごらんになってその有用性にだんだん着目していただいているなという感じもございまして。ただし、結局は受信機がどこまで普及をするかというのがポイントになるのかと思ふます。この受信機のお値段等の問題もあらうかと思ふますが、この点が徐々に進展を見ることがニューメディアとしての将来の発展は期待できるのではないかとこういうような感じがしております。

それから総合ビジョンでございまして、ハイビジョンについての御指摘もございました。二十一世紀に向けての新しい映像メディアとして、私も一生懸命開発をしております。ただし、放送での実用化には若干時間がかかるのではないかなと今感じしております。

しかしながら、放送の実用化の前に、映画でありますとかCATVでありますとか、あるいはビデオパッケージ、印刷、さらには医療などの幅広

い分野での活用が想定されておりまして、既に多方面で事業化の動きも出ておるところでございます。NHKといたしましては、みずから開発した技術でもございますハイビジョンの普及にも役立つものと思われまして、総合ビジョンを通しましてハイビジョンのノウハウを一般企業に積極的に活用してもらいたい、こう考えておるところでございます。そして、その結果として副次収入をふやすことができればと、この点も期待しておるところでございます。

また、ハイビジョンの導入に関心を有する企業がかなりふえておるわけですが、そういうところと協力をいたしまして番組ソフトの開発も一緒にするといったような形で、このことはまた将来におきますNHKの番組制作の蓄積、ノウハウの蓄積にもなるかと思っております。これらについても総合ビジョンの貢献を期待しておるところでございます。

○宮田輝君 国際化時代でございます、テレビジョンを見てもまさに世界じゅうの情報が日本国内に入ってくるということを感じております。NHKは放送法で国際放送を行うということも決まっております。ただ、国際放送は国内でお聞きになるといことがないわけではございませんから、一般的にそれほど関心が高くないのではなから、こう思います。そういうときに、この一月でございましたか、南イエメンの内戦のときにNHKは、東京からの国際放送で外務省の呼びかけとか政府の緊急連絡を何回も繰り返して放送して、在留日本人の脱出に貢献したということ、外務大臣から会長が感謝状を受けたと、こういうニュースが伝わりました。国際放送というものの関心があるいはこんなことでも多少広がったんではないかと思いますが、この感謝状のいきさつを、会長、いかがでございますか。

○参考人(川口幹夫君) 国際放送の担当でございますので、いきさつを申し上げます。

南イエメンで戦況が激化したしまして一月十九日からでございますけれども、我々は英語と日本語によりまして相当たくさん放送をいたしました。日本語によりましてGS、一般向け放送では十九日から二十日まで十二回。それから英語は十九日から二十一日まで十二回。それから一月二十一日、これはさらに激化しまして、外務省から、政府からの緊急連絡というのが出ました。これに對しましては直ちに私どもの方の対応を決めまして、そして一般放送により二十一日から二十三日まで二十二回、それから英語では二十一日から二十九日まで二十回と、非常にたくさん回の数の放送をいたしまして、これがガボンを通じて現地には非常に鮮明に入つたようでございます。したがって、南イエメンの日本人救出には全く万全の態勢がとれたということで、外務大臣から感謝状をいただきました。

○宮田輝君 お話のように、東京から、日本の場合は二十一の言語で世界各地へ国際放送を行つてゐるわけですが、今はたまたまその在留日本人のお役に立つたということでございまして、外国の人にもこれは当然聞いてもらつていきたいと思いますし、聞いてもらわなければならぬ。郵政省もNHKもそれなりに努力はされてゐるわけでございますけれども、国際放送というのを主要国と比較してみますと、かなり弱いんじゃないかという感じが持ちます。NHKは毎日四十時間、一週間で二百八十時間やつてゐるわけではございます。アメリカのVOAがその五倍近い、一週間に千三百六十六時間、主要言語が日本の倍の四十二の言語を使つております。それからまた、イギリスのBBCでございますが、日本の二倍半、七百二十八時間やつております。それから、フランスは六百七十七時間です。それから、これも二・四倍ぐらいになります。西ドイツのドイッチェ・ベレ、これが五百三十六時間、日本の二百八十時間に比べて倍近い放送をやつております。

それから、送信所なども大分開きがございまして、日本の場合は、六十三年度から八侯が整備さ

れて三百キロになるといことでございますが、アメリカにしてもイギリスにしてもフランスにしても、あるいは西ドイツにしても、五百キロワットという設備がなされております。

さらに、その運営の経費であります。日本の場合は、今度の予算を拝見いたしますと、六十一年度はNHKは五十一億五千万円、政府からの交付金が十二億四千万円。大体五十億と。アメリカのVOAが、これは為替換算で変わつてきていと思ひますけれども、十一月の平均レートによる資料によりまして、日本が五十億円に對してVOA、アメリカは三百四十四億円、これは六倍。それからまたイギリスは、BBCは約二百三十八億円で、日本の四倍。ドイッチェ・ベレ、西ドイツは約二百五億円、それぞれ五十九年度でございますが、四倍になっております。そういうことを見ますと、これだけのかなと当然思ふわけでございます。六十三年度からは、先ほど申し上げたように、八侯も三百キロになる。NHKも大分お骨折りでございまして、まあ追いついていと言ふことができましよう。

交換中継をやつてゐるところがまたあるわけですね。それはVOAもそうですし、それからBBCもそうです。ドイッチェ・ベレも交換中継をやつてゐる。カナダの放送協会も交換中継をやつてゐる。その点についてまずお伺いをしたいんですけれども、八侯が三百キロになり、中国とか太平洋をめぐることの地域などに対しては日本といふのはかなりいい場所でもあらうかと思ひます。外国から日本の放送所、つまり八侯を貸してくれというふうな話もあるやに聞いております。また日本の場合も、さらに外国の中継所を利用できた、これもまた考えていいことではないかと、こう思ふんですね。国内の場合は当然法制的問題もあるわけですが、いわゆる交換中継による国際放送の充実という点についてNHKと郵政省はどんなふうにお考えでございませうか。

○政府委員(森島辰一君) 交換中継という方法をとりますと、我が国の国際放送のうち、遠隔の地

域で非常に受信が難しいようなところに中継所が借りられれば、大変有効な方法でございまして、それでまた相手ももし日本でそういう中継放送をしたいという希望があれば、交換中継の方法によつて経費をお互いに節約し合ひながらできると、こういう非常に効果的な方法とは考えております。ただ、欧米の先進国ではそういう例があるわけでございますけれども、我が国でそういうことをやる場合に、法制面でどういふ問題があるか、こういうことを至急に検討しなければならぬと思つておりますが、できますればそういう方法をお早く実現できるような検討をしたいと思つております。

○参考人(林乙也君) 交換中継の点でございますが、現在NHKにおきましては、お話もございましたように八侯の送信所の整備を六十二年度までの計画で進めておまして、これが完成いたしましたならば相当の地域の受信の改善が図られるのではなからうかというふうに考へておりますが、やはり北米東部あるいは南米等の向きにつきましてはやはり必ずしもその効果が及ばないというやうなことでございまして、結局それらの地域に對しましては外国に国際放送の中継局を設けると、取得するといふのが必要になつてくるのではなからうかというふうに考へております。この中継局の確保につきましても、NHKの国際放送の確立に、NHKの国際放送局の中継局を設置、建設する方法、あるいは外国において建設されるものについて国などの御助力をいたして建設する方法、それから現在ある中継局を借り、賃貸といふ方法、そういう方法、それに加えて交換中継の方法といふやうないろいろな方式がございまして、交換中継の方式は現在国際的に相互に借料を負担するといふことも、相殺するといふやうなことも行われておりますので、放送事業者といたしましては経費的にも非常に軽減されるというやうな効果もあるわけでございます。

また、相互主義というやうな形の外国の放送機関も積極的に交換中継方式に取り組んでおるとい

うようなこともうかがわれます中で、この実現に
つきましても電波法の改正ということが必要であ
ろうかと考えておられるわけでございますけれども、
郵政省御当局におかれましてはそこらあたりの点
をぜひお取り組みいただきたいというように私ど
も考えておる次第であります。

○宮田輝君 御検討いただきたいと思ひます。

貿易の不均衡によりますいゆる経済摩擦で私
たちはいろんなことを勉強もいたしました。非関
税障壁と言われるものでも考えさせられました
し、生活様式の違い、広い意味での価値観の違い
というように改めて感じたりいたしました。
いゆる経済摩擦もそれはそれ固有の文化とか
風俗、習慣、言葉などについてお互いの理解、理
解までいかなくても認識が足りなかったというよ
うなことに大いなる反省はないかと考えたもの
であります。しかも、物や金の交流は急激に進
みました。集中豪雨のというような言葉も使われ
たわけでございますが、それに引きかえ、人々の心
の交流による相互認識、相互理解がおくられて全
く追いつかないと、こういうような状況でもあつた
んではないかと思ひます。しかも、日本はこう
いう面でも努力しなければならぬ立場にあつた
んだと思ひますが、先進諸国と比べるとこの
点でもいまだしという感じがいたします。

先ほどお話し申し上げたいいゆる短波放送に
よる国際放送も日本の場合はまだ弱い。なのにア
メリカやフランスなどはもうテレビジョン映像の国
際放送を始めています。御承知のとおりでありま
す。アメリカのテレビジョン映像による国際放送
は通信衛星を利用して五十八年の十月からUS I
A、アメリカ海外情報局が放送を始めて全世界の
アメリカ大使館に受信アンテナを設置、受信して
地元局に提供しているということでもあります。各
国の放送機関は自由にこれを受信して放送に使う
ことができるわけです。これはNHKも利用され
ているはずでございます。六十年の四月からは月
曜日から金曜日まで週五日間、定時化して毎日約
二時間のテレビジョン映像による国際放送を行

ております。内容は、アメリカのニュースが三十
分、アメリカの社会、文化の紹介などが三十分、
それからアメリカの三大ネットワークの主な報道
番組あるいは大統領の記者会見などを一時間、合
わせて毎日二時間の放送をしております。

ヨーロッパのTV5計画、これはヨーロッパの
通信衛星ECS1を利用して五十九年の一月から
フランス、ベルギー、スイス、フランス語三カ国
の共同プロジェクトが放送を始めております。欧
州域内フランス語圏のテレビジョン局が互いに受
信して利用する、フランス語圏のCATVが受信
して利用する、これは毎日ニュースや番組を放送
しているということでございます。

また、情報によりますと、六十二年にイギリス
で試験放送を開始するという話も届いておりま
す。これはアメリカと同じようにやるんでしょ
うが、BBCがアメリカ、ヨーロッパ、中東、極東
向けに毎日三十分の放送を行う、将来は放送時間
を拡充し、各国の放送機関やCATVに売る方針
であるということも聞いております。そのほか
オーストラリアも検討しているというようなこ
とも伝わってきておりますけれども、こういう映像
による国際放送も行いようになつてきた今の国際
情勢といひますか放送界における国際情勢につ
いて、郵政省 NHKはどう考えてございませう
か。

○政府委員(森島展一君) 映像によります国際放
送と申しますと、やはり放送衛星を使ったもので
あればこれは国際放送と言へると思ひますが、先
生が今おっしゃいました通信衛星を使った場合は
これ国際放送と申しますよりは国際的な放送番組
の中継と、こういう形になるわけでございます。こ
れ放送衛星を使ったテレビジョンの国際放送とい
うことをやりますためには国連の方の決議がござ
いまして、その相手国の了承なしにやってはならぬ
というふうな非常に国際的に難しい問題がござ
います。

現在までに行われております国際的な放送形態
に類似したものとしては、通信衛星を使った

番組中継によりましてテレビ番組を相手の国の放
送局なりあるいはCATVに供給する、それでそ
の国で放送される、こういう形になつていてとい
うふうに考えております。もつとも、ヨーロッパ
ではフランスやドイツで近々放送衛星を打ち上げ
る予定になつておりますから、それがほかの国に
受信されるというふうな形態も近々起こると思
ひますが、私も考えなければならぬ点とし
て、今御指摘をいただきました通信衛星を使つて
既にアメリカやイギリスあたりがいろんな国際的
な番組、テレビ番組を映像時代に付けて送つてお
るではないか、日本はどう考えるかと。こういう
ことにつきましては、私もどういったことを
国際交流の非常に重要な時代に日本としても映像
番組による交流というようなことはNHKそれか
ら民放でもそれぞれにいろんな形で工夫なり努力
されておりますけれども、国としても何か考えな
ければいけないと思つております。

その場合、そういう国際的なテレビ番組の交流
の効果だとかどが実施するとか財源をどうす
るかとか、非常に大きな問題がございしますので、
これから多角的に検討をしていきたい、こういう
ふうに思つておるわけでございます。

○参考人(川口幹夫君) 映像による国際放送とい
うことは、将来は絶対にそうなるであらう、ある
いは日本としてもできるだけ早くそのような形が
できるのが望ましいというふうには思つておりま
す。

ただ、今郵政省の方から申されましたように、
なかなか現実的な問題はそう簡単にはいかない
ところがございします。したがって、それまでの間
NHKとしては、例えば情報のネットワークを早く
つくる。特に、ヨーロッパ、アメリカだけじゃな
くて、アジアの各国とのネットワーク等の整備、
これになるべく早くしたいと思つておりま
す。

それから、現在も相当海外への番組の頒布です
ね、輸出、というのは広がっておりますけれど
も、去年の例でいきますと三千二百一本、三十五

カ国に対する頒布をしております。年々歳々ふえ
ていきますので、この辺についてはさらに努力を
したいと思ひます。

○宮田輝君 今やつておられるその国際化時代に
対応して、日本の放送として努力されているとい
うことは、これはさらに期待を申し上げたいと思
ひます。

ただ、国際放送ではないとかということではな
くて、映像による情報送出ということについて
は、局長もおっしゃったようにぜひ前向きにこれ
は取り組んでいただきたいということだと私は思
つております。映像の時代ですね、やっぱり短
波放送も結構ございしますけれども、やはりブラ
ウ管に入ってくるというテレビジョンというの
は強いものであると感じております。

先ほどちょっとお話しございましたけれども、国
際社会における日本の役割というのを考えてみ
ても、情報の世界への提供というのは国際社会へ
の貢献でもあると私は考えております。しかも、
それが大きな利益につながると思ひます。これはや
っぱり前向きに考えるべきことではないかと思
ひます。相互認識、相互理解のためにどうしても
やらなければならないことではないかなと。
財政事情もありまして、政府も大変なことではわ
かります。去年も実はこの場で申し上げたんですけ
れども、あるいは国際放送のシステムを抜本的に
見直すべきときがきているということでもないか
と思ひます。今のNHKに政府は毎年十二億
円ほど交付金を出して、NHKはまた厳しい財政
事情の中で五十億円かけて政府の命令放送を含
めて放送をしているわけです。それが六十三年に
なりますとNHKの国際放送は大体八十億円ぐら
いという数字になるというのを聞きました。そ
うなつたときに、政府はこの交付金をどうなさ
るか。もうこういうシステムではあるいは対応で

きないんではないかということも考えざるを得ない。だとしたら、NHKを中心に政府や民間企業も含めて、財政基盤のしっかりした組織に再編成して、前向きに日本の情報を海外へ送る仕事に取り組みたいこともこの際考えなければならぬ。ないんではないかと思うんですね。

特に、政府開発援助というのは非常に大事なものですけれども、それに劣らないぐらいこれは大事な仕事ではないか。企業の協力も私は求めていいんではないかと思うんです。このままでは将来に大きな禍根を残すということも考えて、あえて申し上げているわけでございますけれども、テレビジョン映像の国際放送やあるいはシステムを含めて国際社会への情報伝達の充実が急がなければならない重要な課題だと思ふものでございます。大臣と会長にお考えございましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○国務大臣(佐藤文生君) 郵政省としては、国際放送に関する課題というのを、先生方の御意見ももう毎年毎年出てくることでございますので、そういう御意見を受けて、最重点課題として取り組んでいきたい、こういうぐあいに思っております。もちろん財政的な厳しい面、それから諸外国において日本の放送を聞きたいという日本人のみならず、外国の青少年がたくさんいるというところ、そういう実態を見たときにそういう問題の一步前進する何かの方策を考えていく必要がある、こういうことを考えておるわけでございます。

○参考人(川原正人君) 日本が国際国家として国際社会にもっと貢献すべき時期だと思ひますし、その意味では情報の世界においてもさらに国際化を図っていかねばいけないと思ひます。その面では今までやっておりました短波による国際放送、それはそれなりにやはり一つの利点も持っております。国境を越えていつでも相手の国の受信者の耳に届くという意味ではその利点がございしますが、しかしやはり訴える力ということになりますと、やはり映像の力というものは非常に大きいものがございますし、今貿易摩擦と言わ

れる中で日本の社会の仕組みとか、伝統的な物の考え方とか、文化とかいうものに対する誤解が随分あると思ひます。そういうものを解くには何と言つても映像が一番説得力があると思ひます。

ただ問題は、これを届けるためにどうしても相当のお金がかかるということでございます。私もそれが任務だと思つておりますけれども、どうしても今のNHKの受信料収入、財政状況からいいますともう限界にきておりますので、何らかの形で公的な資金がこの面に動員されることを期待しております。ただ、このソフトの中心にしましては、これはやはりNHKとか、あるいはいろいろな民間の事業者を含めて、日本のせっかくの自由なマスメディアがございしますので、その力をぜひ生かしていただきたいというふうに私も考えております。

○宮田輝君 会長、大臣のお言葉を心強く感じながら伺つたものでございます。

日本は、国際社会で生きていかなければならないと思ふんです。貢献しなければならぬ。そして人々とともに繁栄していきたい、こう思ふんです。そういうときに会長がおっしゃったように、もしも誤解があったらそれはちゃんと情報伝達していただければ防げたかもしれないというところがあるとしたら、これは非常に大きな問題でございます。やっぱり価値観の違いという問題ではあるわけですが、日本人は日本語を使うんです。アメリカ人はアメリカの言葉を使う、これはわかるようにしなければならぬ。まあ、自動翻訳なんという話もぼつぼつ聞いておりますけれども、そういうことも大事でございまして、まず情報を提供するという意味でぜひひとつ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

国際放送の役割も大きいだけに、どうかひとつ、今の短波による放送を充実するのはこれは申し上げるまでもございませぬ。充実が行われておりますが、しかしまだ主要国に追いつかないというところは最初に申し上げたとおりでございま

す。加えて主要国が映像による情報送達を行つてきているということもございしますので、御関係の皆様の一層の前向きの御努力、御精進をお願い申し上げます。

○服部信吾君 最初、選挙前に行われる政見放送、これについて現在政見放送訴訟、こういうものが行われているようでありまして、特には五十八年に行われた参議院選挙、このときのある候補の政見放送をしたところ、NHKがこれの一部事前にカットしたと、こういうようなことで、この訴訟が起つていようでありますけれども、東京地裁は昨年四月に、東郷さんという方らしいんですが、東郷さんに差別の意図はなく、そのまま放送してきても法律上保護された他の利益を侵害しない、NHKだけに公選法違反というように厳しい判決が出たわけでありまして、けれども、また、今日の二十五日には東京高裁の方から、社会通念に照らせば事前削除やむなし、こういうような面では逆転判決が出た、こういうことでありますけれども、この裁判における経緯について伺ひしておきます。

○参考人(川口幹夫君) 裁判の結果については今先生のおっしゃったとおりでございます。この問題は政見放送の自由ということ、いわゆる放送における公共性の問題とが絡まつた大変重要な問題であつたろうと思ひます。

私どもは、この政見放送の中で、いわゆる差別語というものを言われたところを、実際の政見の中身、内容の基本とは余り関係がないところであり、この差別語をそのまま出すことによつてNHK自体の公共性が損なわれるというふうな判断をいたしました。カットをいたしました。もちろん御本人に事前に十分その意図を申し上げ、できたら撮り直してもらえないかということも申し上げ、さらに自治省とも十分御相談の上でカットに踏み切つたわけでございます。これが告訴されました、結果、第一審ではNHKの方が敗訴、そして第二審ではNHKの方が勝訴というふうな格好になりました。

私どもはあくまでも政見放送における政見発表の自由というのが最大限に保障されなければいけないというふうに思つております。ただ、明らかに刑罰に触れるような内容とか、あるいは公序良俗に反するような表現までそのまま放送せよというのは、放送が持つております公共性、それからその影響力の強さというふうなものからいかなるものかというふうなことを思つておまして、今回の二審の結果についてはそういうところを酌ん度いたされた判決であるんじゃないかというぐあいに思つております。

○服部信吾君 政見放送訴訟、これについては会長としてはどうにお考えですか。

○参考人(川原正人君) これは大変難しい問題であり、私も今後とも慎重に対処していかなければならないものと思つております。

もちろん政見を発表される方々の思想に触れる問題とか、その政見がゆがめられるような場合には、もちろん軽々にカットなどをするとは考えてはおりませんけれども、そういうことにかかわりがなくて、しかも今、川口が申しましたように、明らかに人の人権を無視するような用語がある場合には、やはりこの種の放送事業者としての責任としてその部分はカットしていただく場合もあり得るのではないかと思つております。この事件のときにも非常に私も悩みました。悩みましたが、そういう判断のもとに削除していただいたわけでございます。しかし、今後の問題、似たような問題がまたあるいは起こるかもしれないけれども、あくまでも慎重に私どもはこれに対処してまいりたいというふうに考えております。

○服部信吾君 ちょっと具体的に伺ひたいんですが、政見放送ですから、選挙の直前という非常にタイムリミットいろいろあると思うんですね。これは大体いつごろ録画して、いつごろ放映したのか。この点についてちょっと伺ひしておきます。

○参考人(川口幹夫君) 具体的な数字、日時は今ちょっと手元にありませんので改めてお答えいた

します。

○服部信吾君 こういう今差別というようにことでカットをされたと言いますけれども、やはりこれが大変いろいろな面で問題になってくるんじゃないかと思えますけれども、この法的根拠、これは何かあるんですか。

○参考人(川口幹夫君) これはいわゆる解釈の問題というものが必ずつきまといまいますので、法的根拠というものは、いわゆる放送法の考え方、それと選挙法の考え方との部分がマッチングしないところが出てまいります。そのところについての解釈の仕方であのような考え方方で削除を行ったということになります。

○服部信吾君 これはとにかく要するに短期間でいろいろとこれを削除するかしまいか大変な問題でしようね。当事者とすれば自分の言ったことを切られたということなんですけれども、どの程度当事者の方とこの問題についてはお話し合いましたんですか。

○参考人(川口幹夫君) 当然のことながら、おいでいただきましてやっていただいたわけでございます。その際に差別語の問題は私も気づきまして、直ちにその件についてはお話し合いをした。ところが、御本人はそのまま必ずやるといふふることをごさいます。

後、そのことについては私も意のあるところを御本人と何回も何回も、それこそ教え切れないぐらいに何回もお話し合いをしまして、それで御納得いただけないので、さらに自治省とも打ち合わせをいたしました。それから、NHKの中には選挙放送に関する外部の方を入れた委員会がございます。ここにもお諮りをしまして、そして決めたものでございます。

○服部信吾君 NHKさんどうしようかということ、いろいろ自治省さんとよく相談をした、こういうことでありますけれども、自治省さんの見解はどのようになっているんですか。

○説明員(岩崎忠夫君) 昭和五十八年の六月十日付で、維新の政見放送の中に一部極めて不穏当

な文言があったが削除して差し支えないかという照会があったのでございます。そこで、翌六月十一日付の選挙部長名で日本放送協会におきまして当該文言を極めて不穏当であると判断をされ、当該部分を削除することは公選法百五十条一項に違背するものではないと解する旨の回答を行っております。

その基本的な考え方でございますけれども、公選法百五十条一項といえますのは、政見放送につきまして「その政見を録音し又は録画し、これをそのまま放送しなければならぬ」と規定しているのでございますが、これは政見放送につきましては、放送事業者が作爲的に内容を改変することはもちろんでございますが、内容を審査検討いたしましたして放送の可否を決するというようなことは、政見放送の自由を侵害しまたは侵害すること、それがあって、これを禁止して選挙の公正を保障しようとしている規定なのでございます。したがって、通常の場合は録画いたしました政見をそのまま放送することは当然でございますけれども、いかなる場合、内容でありまして常にもそのまま放送しなければならぬようなものではない、政見放送の性格やテレビジョン放送の持ちます国民全体に対する影響力の大きさ等からいいますれば、制約することもあると考えられるわけでございます。例えば一見明白に刑法法令に抵触することが明らかな場合等につきましては、そのまま放送する必要はないだろうと考えておるところでございます。

一昨日の東京高裁判決におきましても、政府打倒のためのクーデターを呼びかけたり、その決起を促したり、あるいは内容が極めてわいせつであつて社会通念に照らし政見発表としては不当であるというようにことが明らかなものにつきましてはこれを削除することもやむを得ない緊急避難的な措置として許されるべきである、こういうふうに行っているところでございます。

○服部信吾君 政見放送というのは、国民がある面からいえばこれを聞いていろいろ政治的な判断をするわけですから、余りおかしいことを言えばこれは当然国民だつてそれに対して批判票というかなるわけでありまして、大変厳しい問題があると思うんです。そこで電波法からいってこれはどうなんですか。

○政府委員(森島展一君) この問題は電波法の観点でどういふ問題があるかという点は非常に難しいと思ひまして、特にこの問題が、報道によりまして原告側はこの判決を不服として上告するような意向もございまして、つまり係争中でございますので、私も現段階では、この電波法上の意見は差し控えたいと思つております。

○服部信吾君 今回の二十五日の判決の結果を見てNHKの川口総局長が、協会の主張が認められ、政見放送の本質がよく理解された判決だと考へる、今後ともケース・バイ・ケースで慎重に対処していくことが各紙に報道されているわけでありまして、このケース・バイ・ケースといふのはどういふことですか。

○参考人(川口幹夫君) 政見放送の自由ということについては、これは最大限に保障されなければいけないと私も思つております。今回の削除のケースといふのは、これは本当に残念なこと、こういったことがあつては大変遺憾だと思ひます。したがって、高裁の判決がNHKに勝訴という形で出ましたけれども、これからは、またさらに上告をするというふうな形になっておりますから、当然のことながらこの問題については慎重にやりたい。ここで、二審の結果が出たからといって、直ちにそのことを理由にして軽々な判断等は慎まなければいけないというふうな思つております。それがケース・バイ・ケースといふ言葉でございます。

○服部信吾君 相手の方は上告するんだというふうなことで、またこれ上へいくと思ひますけれども、当然その前にまた選挙があるわけですから、こういうような問題もまた出てくるんじゃないかと思ひます。どういふ問題でも、郵政大臣、この問題についてどのようにお考えですか。

○国務大臣(佐藤文生君) 判決が確定しておりますので、この問題についての意見は差し控えさせていただきますと思ひます。

○服部信吾君 大変難しい問題だと思ひますのでひとつ慎重に対処していただきたい、このように思ひます。

そこで、NHKの財政状況及び事業運営について若干お伺いしたいと思ひますけれども、先ほど来いろいろな観点から議論がされていくところでありまして、特に最近の放送界をめぐる状況を見ますと、国民の価値観の多様化とか、あるいは放送に対する要望が大変高度化してある、多様化してある。先ほど来問題になっている衛星放送の実現、あるいは放送大学の登場、民間放送の多局化、大変何というんですか、よくそう化してきておる。そういう中からやはりテレビ離れなんというところも出てくるようでありまして、こうした放送環境の変化はNHKの経営にもやはり大きな影響を及ぼす、このように思ひますけれども、まずいけれども、会長から現在のNHKの経営環境について基本的な認識をお伺いしておきます。

○参考人(川原正人君) 今NHKの置かれた経営環境と申せば、日本の社会全体が今、特にこの最近のところで、いろんな国際的な貿易取引支あっている、そういう状況の中で私どもの視聴者の方が大変御苦労になつておる、そういう中で私どもが国民によって受信料を支払われ、それによつて事業が支えられていくことは、あくまでもそういうふうな日本の経済情勢を十分念頭に置かなければいけないと思つております。特に、日本の各民間企業というものがこの十年以来と申しますと、石油ショック以来、非常に減量経営という企業効率の運営に御苦労になつておる。そして、受信者の方々が実際はその企業の従業員として、またこれ大変御苦労になつておる。そういう中から私どもの事業に受信料を払つていただいておりますので、私ども自身もよほどそうした民間の事業経営というか、そこで働いて

御苦労になっている人々、あるいはそれ以外の農山漁村の方もたくさんいらっしゃるわけですから、そういう御苦労になっている方々によって支えられているというのを十分にわきまえていただきたい。さすれば、経営的にはよほど効率的な経営をして、安易な形で受信者の負担をお願ひするようなことは慎まなければいけない。しかし、同時に一方で、やはり私どもに課せられたという使命とか、期待されている放送事業者としての使命といえますか、それもあることではないですか。

○服部信吾君 五十九年度においては、当初予算においては百六億円の黒字と、こういうふうになつていたわけでありまして、決算を見てみると百七十六億と大幅黒字になつていて、これは大変結構なことですが、かなり誤算があつたんじゃないかと思つておられます。

○参考人(井上豊君) 六十年度もいよいよ年度末に差しかかっているわけでございます。六十年度の予算執行につきましては、まず収入につきましては先ほどお話しございましたように、受信料収入につきましては、前年度に受信契約の増加数が計画値に至らなかったというところで当初減収というふうなことも考えていたわけでございますけれども、年度を通して営業現場の懸命の努力によりまして、契約の増加と受信料収入の確保が確保できるのじゃないかというふうに考えております。また、副次収入等の増加につきましても重ねて努力しているところでございます。

それでは、六十年度予算で七億円の黒字が見込まれておりますけれども、その収支の見通しはどのようになつておりますか。

○参考人(井上豊君) 六十年度もいよいよ年度末に差しかかっているわけでございます。六十年度の予算執行につきましては、まず収入につきましては先ほどお話しございましたように、受信料収入につきましては、前年度に受信契約の増加数が計画値に至らなかったというところで当初減収というふうなことも考えていたわけでございますけれども、年度を通して営業現場の懸命の努力によりまして、契約の増加と受信料収入の確保が確保できるのじゃないかというふうに考えております。また、副次収入等の増加につきましても重ねて努力しているところでございます。

の打ち上げの時期が半年ほどおくられてまいりました。それから予備費の使用状況等を勘案をいたしますと、これらの経費につきましては現在のところ予算残が見込まれるわけでございます。また、その他の経費につきましても可能な限り私ども支出を抑制すべく努力をしているわけでございまして、予算に計上いたしました、先生御指摘の黒字七億円を上回る収支の改善が実現できるよう、現在努力をしているところでございます。

○服部信吾君 五十九年から六十一年度の三カ年の収支状況を見てみますと、先ほど言いました五十九年度は百七十六億円の黒字、六十年度は七億円の黒字、六十一年度になりまして九十九億円の赤字になつてくるわけですね。三カ年でトータルいたしますと八十四億円の黒字を生じておる。こういうことでありますけれども、六十一年度は九十九億円の赤字を予想しておる。ある面から言へば、NHKの財政基盤である受信料収入の確保がなかなか思うようにならない、こういう状況にあると思つておられます。当初予定に比較して受信料収入が伸び悩んでいる理由、これについてお伺いしておきます。

○参考人(松本幸夫君) 当初の計画に對しまして、五十九年度におきまして、先ほど井上から御説明申し上げました契約の増が達成できませんでした。これが当初予定四十三万に對して二十五万二千という成績で終わつてしまつたわけでございます。それが一つベースとして三カ年間に響いてまいりますので、全体として受信料収入、六十年度はほぼ予算額どおりの目標に達すると思つておられますけれども、三年を通しますと計画値に達しない、しかしそれを副次収入で補うという形になつていくわけでございます。

どうしてそういう状況になつたのかということに申し上げますと、料金改定をいたしました五十九年度という年が、一つは受信料改定の趣旨の徹底でございまして、あるいは新しい受信料体系とさせていただきますとか、あるいは新しい受信料体系とさせていただきますのでその御理解を賜るということ、それから口座料金を設定したということ

に伴ひまして非常に年度前半に口座が大幅にふえたという状況がございまして、そういうことに對する対応、あるいは料金改定の年でございますので、精算料金という問題もございました。そういった問題の処理というふうなことで五十九年度当初の契約取次業務というものが必ずしも予定どおり進まなかつた。年度前半の不振が全体に回復し得ずに五十九年度を終わつてしまつたという、五十九年度当初の状況が五十九年度全体に響いてしまつたというふうに考えております。

私ももういふ五十九年度の反省を十分いたしまして、その問題の克服ということに六十年度仕事に取りかかつたわけでございますけれども、六十年度は先ほど申しましたように、予定どおりほぼ仕事が進んでおる。さらに六十一年度に向けて契約取次業務の強化と申しますか、仕事の徹底ということを通じてより安定した収入を確保したいというふうに考えておる次第でございます。

○服部信吾君 NHKの受信料収入が九十七%もの財源になつておる、こういうことでありますけれども、今後この副次収入ですね、これをやつぱり少しふやしていかなければいけない。そういうことで大分御努力はされておるようでありましてけれども、全体の事業収支に占める割合を見ても、まだ小さい、こういうことでありますけれども、NHKの公共性、こういうことを考えますと余り副次収入ばかり拡大するということもこれはどうか、こういうことはあるわけでありましてけれども、今後の副次収入に對する対策をどのように考えていらっしゃるのか。

○参考人(井上豊君) 先生おっしゃいましたように、副次収入の事業収入の中に占めます割合は六十一年度二十三億五千万でございます。〇・七%というところでございます。大原則は公共放送としての使命を達成することが基本でございます。その使命を達成する中で放送番組の多角的な活用でございます。技術協力ということで副

次収入も増加をさせようということでございます。したがって、大幅に今の副次収入を増加させるということとは不可能だといふふうには思ひますけれども、厳しい財政状況の中で少しでも視聴者の負担の軽減に努めるという観点から、今後の問題といたしましては、やはり放送番組の多角的な活用をさらに国内、国外を含めまして積極的にやつてまいりたいというふうに考えます。

それから、けさほど来いろいろ議論されておりますハイビジョンといったような新しい技術メディアにつきまして、NHKが長年開拓をいたしました特許でございますとか、いろいろなノウハウがございますので、それらの点につきましても、これも国内のみならず国外に對しては技術の移転というふうなことで増収に寄与させていきたい、こういうふうに考えております。

○服部信吾君 受信料も横ばい、また副次収入もなかなか急激には伸びない。こういうふうなことになると思います。大分厳しい状況になつてくるんじゃないか、こう思うわけでありましてけれども、当然その他にやはり経営の効率化あるいは事業運営費の節減強化、こういうものもやはり徹底してやつていかなければいけないと思つておられます。NHKとしては、その一環として五十九年から七カ年計画により六十五年度の一万五千人体制を目指して要員効率化を推進しているようでありまして、その進捗状況及び今後の計画についてお伺いしておきます。

○参考人(植田豊君) NHKは五十五年度以降継続的に要員の純減を実施してきております。五十九年度以降は六十五年度を目途に一万五千人体制を目指すという要員の効率化計画を立てまして、業務全般にわたつて徹底した見直しをしておるところでございます。五十五年度から六十年までの合計で九百十二名、五・四%の純減を達成

してきております。この後、六十二年度から六十五年までに千百人の純減を目標としておとるごさいませう。

効率化に当たりましては、毎年度重点項目を検討いたしまして柱を立てまして、毎年度ごとに策定することといたしておりますけれども、今後とも考えられます主な柱を申し上げますと、スタッフあるいは業務管理体制を縮小していく、あるいは業務そのものを集約・再編成をしていく、あるいは本部から地方に至るまでの全国の体制を見直していく、あるいは関連団体を積極的に活用していくといった事項につきまして多角的に検討しておるところでございます。

○服部信吾君 内部においてもいろいろ経費の削減を図っていく努力をしておる、また関連団体への業務委託、こういったものもこれから拡大をして経費の節減を図っていくと、こういうようなお考えのようでありませうけれども、六十一年度における措置の内容について伺いをいたします。

○参考人(井上豊君) 先生のお尋ねは出資のことに関連してであらうかと思ひますけれども、六十一年度につきましては全体といたしまして二億円の出資を関連団体に対して予定をしていておるわけでございます。その中で、これは関連団体ではございませうけれども、年度内に名古屋地区に文字多重の新たな法人を予定してございまして、それに対して出資が二千万というところでございまして、その他関連団体等に対して今後の業務の進展を見まして出資額を確定していきたい、こういうふうにご考えております。

それから、経費の節減という点で申し上げますと、六十一年度の事業運営に当たりましては、要員の効率化は当然のことでございますけれども、業務の重点的な施行でございませうとか、あるいは経費の重点的使用ということで極力支出を抑制したいというふうに考えております。

先ほど一万五千人体制ということでございましてけれども、六十一年度につきましては二百名の純減を予定しております人件費の節減、それから

放送所の送信機を真空管からICに変えるというような技術革新の成果を導入することによりまして経費の節減、それから視聴者の皆様からの要望にこたえまして好評番組の再放送というようなことによりまして経費の節減、あるいはフィルムビデオ化が進んでございまして、これによりまして経費の節減等、さらには日常業務に関連いたします印刷物作成費等の経費の節減等さらに努力を重ねていきたい、こういうふうにご考えております。

○服部信吾君 いろいろと内部において経費の節減や経営の効率化、そういうことで御努力をされておるようでありませうけれども、今度、何かニュースセンターの設備の老朽を機に現在の放送センター内に新しいニュースセンターを建設するべくことしから着手する、こういうようなことが言われておりますけれども、この財源措置あるいはこの目的について伺いをいたします。

○参考人(川口幹夫君) 今の放送センターができましたのは一九六四年、昭和三十九年のオリンピックのときでございます。当初あのオリンピックのための放送をやつて、以後内幸町の方からだんだんだん移行してまいりまして、最後的にはニュース等が入ったのは昭和四十八年度でございます。それから十年以上時間がたちまして、最近一番困つておりますのはニュースセンターが全く今の機能には合致しなくなつたということでございませう。一つは技術の革新によりまして、昔はフィルムを主体にした取材報道がニュースのメインだったんですけれども、このころはもう全くビデオでございます。それから一つは国際化ということ

で、非常にたくさんさんのラインが海外から入つてまいります。それからニュースの、例えば一貫した報道の体制、これは昔と全く違ひまして、昔は放送記者がおりまして原稿を書いてくる、それからカメラが飛んでいつて写ししてくる、それを編集してアナウンサーが読んで放送する、こういう型が普通であつたんですけれども、今はいかなるところからも中継でもつて直ちに現場の状況に即した報道ができる、こういう体制になっております。

そのような取材の形の変化に應ずるには、現在の状態は老朽化したというようなことがはっきり申し上げられます。かてて加えて緊急の報道体制というものは、これまた先ほどのようにいろいろな事件、事故が勃発する中におきましては焦眉の急でございませう。今新しいニュースセンターの建設ということを考えているわけでございます。

現在の概要について申し上げますと、建物は放送センターの敷地内に建設をする、面積が大体四千平方メートルでございます。地上三階というところで、延べ床面積が大体千九百平方メートルぐらいのニュースセンターを予定しております。経費としては九十九億円でございませう。内訳としては建物に五十八億円、それから放送設備、これが高いんですけれども四十一億円という予算になっております。

○服部信吾君 こういう非常に財政の厳しい折に九十九億円をかけて新しいニュースセンターを建設する、こういうことでありますけれども、民間なんかから比べれば随分うらやましい限りだなんて、こういうような話もまた出てくるんじゃないかと思ひますけれども、大体これいつごろめどに完成するわけですか。

○参考人(川口幹夫君) もう既に基礎工事等には入つておりますけれども、六十一年度、六十二年とかけまして、六十三年度からは使用できるはずでございます。

それから、一つ訂正いたします。延べ面積は一萬九千平方メートルでございます。

○服部信吾君 これからの新しい国際化に備えてとか、いろいろと理由は確かにあらうかと思ひますけれども、これだけ財政が厳しい折ですと、建設に当たつて、決して反対するものではありませんけれども、ひとつ慎重にやつていただきたいと思ひます。

そこで、会長ね、二月六日の新聞報道によりまして、川原会長が六十二年度までは料金を上げない、こういうふうにご言ったということが新聞報道されておりますけれども、この事実はありませんか。

○参考人(川原正人君) 今、二月六日というのをとつさに伺ひましたけれども、多分それは記者会見での発言かと思ひますけれども、そのような趣旨の説明をいたしております。

○服部信吾君 それは記者会見ですか。この新聞報道によりまして、「自民党は六日の総務会で、NHKの六十一年度予算と事業計画、資金計画の国会提出を了承した。この中で、川原NHK会長は「五十九年度の料金改定以来の経費節減努力で、収支状況はいいので、六十二年度も料金を上げるつもりはない」と述べた。」要するに、自民党さんの総務会でそういうようなことを話をした。こういう事実はあるんですか。

○参考人(川原正人君) 率直に言ひまして、予算につきましてはいろいろ事前に説明をする段階もございまして、あるいはそういう場でも申し上げたかも知れませう。

○服部信吾君 そういうことになりましたと、ちょっと適当だと思ひますか。要するに政権交代のそういう場所、六十二年度は料金改定しないの、何とかこの案願ひますという、何かそういうようなニュアンスにもとられがちですけれども、これは適当な場所だと思ひますか。

○参考人(川原正人君) 事前説明の段階で余り先走つたことを申し上げるのは必ずしも適当だとは思ひつておりませう。ただし、いろいろ先の見通しをいろいろな段階で聞かれるものでございまして、割合、私率直にいろいろな場で発言をしてまいりましたので、そういうこともあつたかと思ひております。

○服部信吾君 この六十二年度まで料金上げないということは事実ですか。また、その根拠があつたら述べていただきたいと思ひます。

○参考人(川原正人君) 何分、今、六十一年度の予算の御審議をいたしておりまして、六十二年度については何らの資料も差し上げていないわけでございますから、事実かと言われましても、これから先の問題になりますけれども、私としまして

は、今この六十一年度の予算の資料もごらんいただきまして、三十三年度の経営計画で、当初の予定では三年間で収支やと償うという形を予定しておりましたところ、結果として今現在八十数億円の余裕を持って、六十一年度の予算も多分このとおり執行すれば八十数億円の余裕が残るだろう。つまり、六十一年度の予算編成段階では最低それだけのゆとりといえますが、余裕を持てる。加えて、間もなく終了するこの六十一年度の予算の執行におきましてもある程度のゆとりが出そうなので、今度のごときで、それも加えまして、よほど今の経済情勢その他に大きな変動がなければ六十一年度は現行料金据え置きで、予算が編成できるのではないかと、私はそう確信いたしております。

○服部信吾 会長がそのように言われるのでしたらひとつ大いにやっていただきたいと思っておりますけれども、今度の料金値上げ、これからどういう経緯になっていくかわかりませんが、もしそういう事態がくればこれはちょっと今までの料金値上げのようにはいかないんじゃないかなという気がいたします。

それは、先ほど来衛星放送等によっていろいろと、本来の投資すべきところではないとは思いますが、六割を投入して、そういうようなことを考えれば、そういうところに投入しないではやはり料金値上げを抑えたい、こういうことになれば、そういう議論も出てくると思うんですね。ですから、そういう面においてはできる限り努力をさせていただいて、料金値上げを延ばしていただきたいというか、そういうことを私は言っておきます。

それから、次に放送衛星の問題について若干お伺いしたいんですが、会長は、この放送衛星の基本的考え方、将来における計画があったらお伺いしておきます。

○参考人(川原正人君) 放送衛星につきましては、今現在予定しました二号のaの方が、御承知のように二チャンネルが一チャンネルしか出てい

ないという状況、それから予備の衛星を先般打ち上げまして、現在これも予定の軌道に静止させていただいておりますけれども、まだ今機能のテストをやっている状況でございますので、実際問題としてはこの放送機能、確実に安定して、また私どもに引き渡すに受けて機能を十分に点検した上でないとなかなか具体的な次の段階取りに踏み切れないでいるわけでございます。

ただ私どもとしては、せっかくこれだけ多額の受信料もつき込みまして、やうやく二チャンネルの電波が確保できる見通しになってまいりましたので、その段階ではやはりこれだけの資本の投下といえますが、経費の投入に見合ったような成果を上げていきたい、つまり成果というものは受信者の方にそれだけのやはり利益還元していきたい、そうすべきではないかと今考えております。それには難聴の解消を主たる目的として挙げておりますけれども、ただ、この衛星を当初二十年前に計画しました段階に比べますと、難聴の実態というものがかなり変化をしております。それから、いわゆるニューメディアというもののかなりの速度で今発展をしております。そういう中でこの衛星の二チャンネルの使い方にしましては、できるだけ受信者の方に受給感のあるようなサービスを込めていきたい。そして、できるならばこの衛星によって私どもの財政収入をさらに補っていく、そういうふうな考え方をしております。ただ、これはいろいろと考へております。ただ、これはいろいろと考へております。ただ、これはいろいろと考へております。

○服部信吾 ちよと諸外国の件についてお伺いしたいんですが、諸外国のこの放送衛星の状況ですね、どうなっているのか、あるいはこういうような計画というものがあのかどうか、この点についてちよとお伺いしておきます。

○政府委員(奥山雄材君) いわゆる放送衛星という形で各御家庭の受信者の方々が直接放送波を受

信される形態の放送衛星といたしましては、五十九年一月二十三日に打ち上げた日本のBS2aが最初でございます。いわゆる放送衛星と言われるものの中には、通信衛星を利用して共同受信をして放送形態に使うようなものまで世界的には放送衛星というような言葉で言われているためにかなり混乱がありますけれども、あくまでも個別受信として開発いたしましたのは日本が最初でございます。

ところで、昨年中に、一九八五年中にアメリカ並びにヨーロッパにおきましても、一部の国におきまして個別受信を目的とした放送衛星を打ち上げる予定がございましたけれども、高出力の中継器の開発が思うように任せなかったこと、さらには日本における2aの状況並びに2bの開発等をにらみながら、それぞれの計画が若干おくれしておりますが、ことしじゅうには西ドイツ、フランス等で放送衛星の打ち上げを行うべく現在計画が進められているやに聞いております。

○服部信吾 先進諸国の難聴状況なんというのはどういうふうになっているんですか。

○政府委員(奥山雄材君) 諸外国の放送あるいは通信にかかわる法制を見てみますと、我が国の放送法のようにある特定の放送事業者に難聴解消の義務、つまり全国の放送普及義務を課しているものはございません。したがって、そのような意味におきましては難聴解消の義務そのものがございせん。難聴解消といいますが、そのところはいろいろございまして、それぞれ国におきましても何らかの形でそれぞれの放送事業者が収入を得るために難聴の解消に努力をしようというところは事実でございます。ただし、アメリカのように非常に国土が広大で、しかも集落が分散しているようなところでは難聴解消という大きな目的を一つの放送事業者に掲げさせること自体が無理でございますので、そのような目標値自体がございません。しかしながら、将来放

送衛星によって欧米が放送波を各家庭に降らせたい、各家庭に放送を行き渡らせたいという政策的な目的を持っていることは事実だろうと思っております。

○服部信吾 何か西ドイツとかフランスですか、ことしあたりから打ち上げをする予定だ、こういうことですか、その西ドイツやフランスなんかの放送衛星打ち上げの目的と理由はわかりますか。

○政府委員(奥山雄材君) やはり日常の放送を補うという目的が一つと、それからやはり将来の宇宙開発というものに放送衛星の開発そのものが非常に各国ともかわつておりますので、各国における宇宙開発技術の自主性の確立というやはり二つの目的だというふうに承知をしております。

○服部信吾 そうすると、我が国の放送衛星というのは、その目的はあくまでも難聴解消が表だということでありましかつても、欧米等においては先進国等においては、どっかかというところとハイビジョンとかそういうような観点でこの放送衛星を打ち上げるわけですか。

○政府委員(奥山雄材君) ハイビジョンはむしろ諸外国よりも日本が一番熱心でございます。またNHKを中心とした日本の高解像度テレビジョンに関する技術がむしろ一番進んでおりますので、世界のこれからの放送衛星の技術をリードしていく立場にあるだろうと思っております。

ただ、そうした高解像度テレビジョンだけではなくて、やはり放送衛星そのものが、先ほど申し上げましたように、各国の宇宙開発にかかわる技術と非常に密接な関連があるということ、それからアメリカの場合は放送衛星によって非常に広い国土をまねくカバーできるという大きな利点があること。逆に、ヨーロッパの方は国が近接し、あるいは密集してはいるんですが、非常に相互間の交流が密接であつて、言語的にも相互の流通が非常に盛んである。英語、ドイツ語、フランス語等が相互に行きかうということから、お互いにそういう面でのものを将来的には目指していくというところのようでございます。ただし、それは、

だけでもってこれを拘束することもなかなか困難でございます。もしNHKで働くことに何か不満があるというような状況があるならば、私どもよくそういうことは聞いた上で、いつまでもNHKで誇りを持って働いてもらえるような、そういう環境をつくってまいりたいというふうに考えております。

○山中郁子君 テレビの報道番組に対する批判はある面で年々増加してきているという傾向が続いてきたと思うんですけれども、昨年は特に社会的批判が相次ぎました。既にけさからの質疑の中でも幾つか触れられておりましたけれども、いわゆる三浦報道、豊田商事社長刺殺事件、あるいはテレビ朝日のアフタヌーンショーに端を発しましたこれもいわゆるやらせ問題、それから日航機事故などでの被害者や遺族に対する取材の態度、そういうことが代表的な例であらうと思います。

これには社会一般の風潮でもあるせつ的な刺激を求める傾向、あるいはまあ俗に言うのぞき趣味、多少今下火になったというふうにも言われておりますけれども、性風俗産業の宣伝など、そういうものに無批判に迎合するという面があることは確かだと思つてゐます。

そういう面自体も問題なんですけれども、その裏返しとして私は、やはり今非常に鋭く問われているのは、放送番組の送り手の側の見識、それから文化水準とか、テレビあるいはこうした放送文化に対する哲学、そういう姿勢が問われているのではないかというふうに考えます。

この点について、私は初めにまずNHKの会長の御所見を承りたいと思います。

○参考人(川原正人君) この一兩年に起こっておりますいろいろなテレビの番組、あるいはその番組に対する極めて厳しい御批判につきましては、私ども、十分にそのテレビ事業者の姿勢あるいはそのあり方について反省をしているつもりでございます。

そして、それにはいろんな原因があると思います。すけれども、一つには、確かに私どもの仕事、

特にジャーナリズムに対する姿勢というか考え
方、その根底において十分な教育といいま
すか、心構えが欠けていた点があるのではない
か。もちろん私どもの番組ではそういうことが
ないよう、に相当の努力をしているつもりで
ございますけれども、やはり放送事業界全体
をとってみた場合に、それは私どもの番組も
含めまして、そういう点でまだまだ勉強が足
りないというか、放送というものの社会に
対する影響あるいはジャーナリズムといふ
もののに對する一人一人の職員の意識、あ
るいは教養と言った方がいいのかもしれない
けれども、そういう点についてもっと勉強し
なければならぬ点があるというふうに考
えております。

○山中柳子君 これも本日の審議の中で取り上げられてきたことでありますけれども、去る三月二十二日に放映されました、NHK特集の「今、あらためてテレビとは？」という番組、私も大変興味深く視聴いたしました。これは今、私も指摘をいたしましたし、また会長もそのことをお認めになりました、さまざまな議論の中心になっております問題を含むテレビ放送をめぐる問題点が討論され、提起され注目を浴びたところだと思えます。

私はある業界新聞の報道で見たのですけれども、この番組は一種の硬派番組であつたわけですが、けれども、放映途中から大変大きな反響を呼んで、電話も殺到し、さまざまな影響をもたらし、ということが伝えられておりますので、ひとつ具体的に、どのような反響の寄せられ方の実情であつたのか、その傾向をどのように把握しておられるか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○参考人(川口幹夫君) ちょうど三月二十二日が放送記念日でございます。六十一年前にNHKが誕生して日本の放送が始まったんですけれども、これを真ん中にして、放送記念日を真ん中にして春期特別編成期間というものを設けております。

この中で私どもが一つ考えましたのは、昨年

の、先生おっしゃいましたような種々の事件によつて放送の信頼が失われている、そのような状態では国民に対し、視聴者に対しまことに申しわけがない、むしろこの際放送記念日という一つのめどのときにみずからを深く反省する、そして本当の信頼される放送とはどういうものかということを変更して考え直す必要があるんじゃないか、そういう自戒の意味を込めまして「今、あらためてテレビとは？」という特集番組を組んだわけでございます。

放送中から深夜まで放送センターの電話がほとんど鳴りつ放しの状態でごさいました。そして当日、それから翌日にかけては全国から寄せられたお電話の数、合わせて六百六十二件でごさいます。東京が五百六十九件で、地方が九十三件ということで、そのうち大体九〇%ぐらいは、大変タイムリーな企画だ。テレビ界の荒廃を正すためにいい番組ではなからうか。今後、このようなことをもう一遍やったらどうだ。統編を期待するというような声もごさいました。それから一部には、ややNHKがみずからいい子になり過ぎて民放批判みたいなことに偏してはいなかったかというふうな御批判もごさいました。

主な意見を、視聴者の方々の電話による反響を大体見てみますと、定期的にテレビ批判番組をやってみたらどうだろう。それから、民放の制作実態がよくわかった。あるいはテレビ局自体がみずからのうみを出す英断である。あれはビデオでございましてので、討論は生でやってほしい。民放の経営体質あるいはスポンサーの問題にもやっばり触れてほしい。NHKのみずからの宣伝が目立った。そのほか、いずれも積極的にテレビについていろんな御意見をお寄せいただいたということでした。

○山中柳子君 形にあらわれてそのように電話が寄せられるということだけでない部分に何があるかというところは常に問題になるところでもあるし、我々も考えていかなければならないところではあるんですけども、少なくとも積極的な対応

という形でそのような状況が出され、またそうした試みというか、提起をさらに続けてほしいというふうな要望もあつたという、今御報告をいただいたわけですけれども、この問題について、総括的に会長の御見解もあわせてお伺いしておきたいと思ひます。

○参考人(川原正人君) 昨今のテレビ報道に対する御批判は、本当に謙虚に私ども受けとめております。

ただ、多少、この機会に私の気持ちを言わして
いたれば、私はテレビだけではないと思つてお
ります。日本のマスコミ、活字によるメディアも
含めまして日本のマスメディアがやはりもうちょ
っと冷静に、みずからのジャーナリズムのあり方
をもっと謙虚に考えるべき時期ではないかとい
うふうに思つております。特に、活字だけでなく
最近では写真によるジャーナリズムというものも非
常に盛んになっておりますけれども、そういうも
のを通じまして、やはりジャーナリズムというも
のが、この社会の動きを本当に公正、客観的に、
一番必要なことを報道しているのか、報道しなけ
ればならないことを過不足なくしているのか。ど
うも過当競争という中で、視聴者あるいは読者の
興味を引きそうなことに少し過熱をしているの
ではないか、そのために物事の本質を間違つて伝
えている心配はないだろうか、そういうことをも
とマスメディア全体が私は反省すべき今時期だ
ろうと思つております。

そのことは、日本のマスコミというのが非常に恵まれた環境にある、これは大変ありがたいことだと思っています。つまり、自由ということです。非常に自由でありますし、その表現の自由が少なくとも現在においては確保されている。ただ、もう一つの自由は企業としての自由、つまり、多くの企業が自由にマスメディアに参加している。つまり、それが過当な競争になりかかってゐる。したがって、やはり企業とすれば、しかも大部分の企業はやはり株式会社組織であり利潤を追求しているわけですから、何としてでも

読者の数をふやすという売り上げをふやす、あるいは視聴率を高めるということが何より肝心になってまいります。そのときに、ある種の視聴者の興味本位といえますか、時に低俗な関心に訴えてでも視聴率を上げよう、販売部数を上げようというところにどうしてなりがちでございませう。そのことが今の日本のマスコミにとってかなり弊害を生じつつあるのではないかと。このことをマスコミの自身が気がついて、早くみずから戒めることをしなければ、結局、世論からもう一つ大きな批判を受けて、そういうマスメディアの自由というものが、一体どこまで許されるべきなのか。人権問題が起きておりますし、逆にマスメディアの自由を外から制約すべきじゃないかという意見さえ私は起こりかねない、あるいは一部に出てきていると思います。そういう点はよほど我々が十分に注意をし、みずから戒めていかなければならないんじゃないか、かように考えているわけでございます。

○山中都子君 私も今の問題が例えばテレビだけに集中して限定されて起きているというふうな立場で物を申し上げているわけでは当然ございませうし、今審議していること自体がNHKの予算の審議でございまして、通信委員会の論議でありますから、当然のことながらそういう立場で申し上げます。

今会長もその所見を披露されたんですけれども、これはテレビ放送メディアに対する社会的批判は、言論の自由、放送の自由という民主主義の基本にも不信感を広げかねない危険なものを内包しているというふうに私も考えます。そして、国民の立場からいえば、この民主的権利をどうやって守るのか。それは民主主義を進展させることによってこそ確保していかなければならないものだというふうに私は考えます。それは既に午前中も若干の議論がありましたし、今会長も少し触れられました。つまり、こうした状態のもとで逆に権力の介入が行われるということがあつてはならないという、これがまた重要な問題でありま

す。現に、確かに右翼言論人などを含むさまざまな介入も実際に発言がされている。そのような言動も出てくるということがあります。これは、放送人としてのNHKを初めとする担当者の方たちは当然でありますけれども、我々視聴者・国民の立場から大いに警戒しなければならぬ問題であります。

私も、昨年来の国家機密法を制定しようという動き、そして今もそれが引き続き続けられているというこの問題にもつながる問題として受けとめ、このことについての所信を述べ、あらゆる場所でのこうした動きに対する批判を繰り広げてきたところであります。

かつて戸部潤という学者は、戦争中の天皇制、権力の弾圧のもとで獄死をした人でありましたけれども、彼が言った言葉で比較的知られている、人口に膾炙している言葉として、ファシストは押しなべて風紀屋であるという意味の言葉がありました。つまり、エロ、グロ、ナンセンスというような状況の社会的退廃の風潮をとらえて、そういうものを非難するところから入って、そういうファシズム、言論統制、暗黒政治、そういうものにつながっていったという、私も日本の国民にとつて決して忘れることのできない、また忘れてはならない近代日本の痛切な歴史の教訓がここに象徴的にあらわれているというふうに思います。

今、既に会長が若干触れられましたけれども、私はやはりそういう立場から介入を排除する放送人としての使命感、そしてそれに基づく御決意をこの問題とあわせて披露をしていただきたいというふうに思っております。

○参考人(川原正人君) 放送法にも書いてございますけれども、やはり私どもの大きな任務として、健全な民主主義を守っていくということがあるわけでございますし、そのためには表現の自由というものが一〇〇%確保されていなければいけないと思っております。そういう意味では表現の自由、あるいはその前提となる取材の自由というものには最大限に私は保障されるべきであらう。そ

ういう観点でこれからの私どもの仕事も全部考えてまいりたいと思っておりますし、その辺で逆に私どもが外部からつけ込まれるようなことだけは、これはNHKだけではない、日本の放送人、あるいは先ほども申しましたようにマスコミ全体が今、心すべきことではないかというふうに考えております。

○山中都子君 引き続き基本的な理念に関する問題でありますけれども、いわゆる新しい民主主義的な文化を創造するということの必要が求められているわけでも、放送、マスコミ分野でという意味です。もちろん今の議論としてそれだけではありせんけれども、その基本的な内容は、社会的な諸過程への参加や平和あるいは民主的な国際連帯を柱とする民主主義の前進であらうと私は考えます。これらのことに対してのテレビも含めて、放送機能の果たす役割というのは依然として重要なものがあるというふうに考えておりますけれども、この点についても御所見を承りたい。

○参考人(川口幹夫君) 放送は、今やマスメディアの中でも一番端の国民に訴えかけるものではないかならうかというふうに私も深く自覚をしております。「昭和六十一年度の番組編集の基本計画」という中にもそういうようなことははっきりとうたい込みましたけれども、教育、教養、あるいは娯楽、それに大きな問題、報道ですね、この各分野にわたって私どもが国民の生活の向上、あるいは今後の日本人の生き方というような問題について深い示唆が与えられるような放送をする、とこそ一番我々に課せられた使命ではなからうかというふうに思っております。

六十一年の四月七日からはいよいよ新しい番組も具体的に編成されて放送されていきますけれども、その中に幾つかの思いを込めてそのような番組編成をしたつもりでございます。

○山中都子君 それは私個人的に、例えばNHKの放送、テレビ番組などを視聴いたしましたして、さまざまな意見を持ちます。そのことについては、

今は置いているわけですが、以上申し上げまして、また会長を初めとしてNHKの側でも確認をされてこられた基本的理念を踏まえて考えて、具体的にやはりNHKとして対処すべき問題は多々あるだろうというふうに私は考えます。しかし、きょうの限られた時間でそのことを全面的に申し上げたり、また御意見を伺ったりする時間的な余裕はございませんので、それとの関連でひとつ具体的に伺いますことは、つくる側の方たち、つまり、今申し上げましたように、いろいろなことが求められているわけですが、そしてまた、それにこたえなければならぬということが放送、あるいはNHKのすぐれて特長な責務でもあるし、また仕事になっていこうと思ふんですが、つくる側の方たちにやはり保障されるべきことがいろいろあると思ふんです。だから、今実際に伺えば、やはりプロデューサーなりディレクターなりそうした制作スタッフの方たちは、もう毎日毎日忙しくて、それで夜遅くまで、あるいは朝帰りというふうな状況が続くというふうな状態です。

ごく一時的にはやはりそういう制作に対する仕事に対する情熱で、それでそうしたことに耐えて、しかもそういうことに積極的に取り組んで仕事がつくられていくということは、それはあると思います。人間にはそういうエネルギーもあるし、何も放送の仕事だけでなくそういうことはあり得るけれども、やはり常態としてそういうことが続くというふうなことになるれば、つくる側の力がかれてくるわけですから、やはりそのところは何かの制度的な保障に至るといふか、制度的な保障に近い保障をやつたり考えていく段階になつていかなければならないというふうに私は思います。

例えば、そういうつくる側の人たちが、自分はもちろんそういう期待にこたえて一生懸命やっているつもりであっても、一番最初に会長の御発言にもありましたけれども、仕事の中ですり切れていく。そういう民主主義的な意識の発揮だとか、文化、教養の分野での発展の保障、そういうもの

ができなくなってくる。それがやっぱり制度として保障されなければならないだろうと私が申し上げている内容です。

今申し上げましたような労働実態というのは労働基準法上からも確かに問題があるわけですから、番組の内容の質と結びつく問題として考えるべき本質的な問題だというふうにとらえて申し上げております。一部の新聞社などでは既に実施されているというふうに伺っておりますし、またヨーロッパあるいはアメリカなどのケースもしばしば伺うところなのでありますけれども、一定の期間を、勉強だとか、俗によく充電期間というふうに言いますけれども、そういうものとして制作スタッフ、つくるとして保障していくというふうなことは積極的に考えていく時期に来ているのではないかと考えておりますけれども、その辺の問題について具体的に検討される御意思がどうか、お伺いをしたい。

○参考人(植田豊君) 放送事業が職員のすぐれた創造性に負うところが大きい、この一人一人の職員の資質、能力というものが質の高い放送番組の維持に不可欠だということは全く私もそう感じております。そのために職員に精神的あるいは時間的なゆとりも必要であるという御指摘でございます。私もそのとおりだと思っております。

ただ、これも先生御指摘のように、放送事業の一面宿命かと思いますが、職場によっては不規則な勤務形態がございます。休暇がとりにくい、あるいは休日出勤が多いといったことも放送事業に間々あることでございます。必ずしも否定できません。その中で職員が適正な休務を確保できますようこれまでも可能な限り努力をしておる点でございます。

協会は社会水準に見合いました休日休暇制度を有しております。また職員の創造性の開発のための研修でありますとか留学制度、これは先生御指摘の一年といったような期間の御指摘もございましたけれども、例えば語学等の研修のために一

年間職員を留学させるといったことも制度として持っております。これらの充実にも努力をしておるところでございます。今後さらに努力を重ねてまいりたいと思っております。

○山中郁子君 それは実態に照らしてよいものをつくっていくという保障として考えるという観点からも、ぜひ積極的に取り組んでいっていただきたいと思ふんです。放送の仕事だから日曜も出ないといけないし、夜もやらなきゃいけないというふうな、そのことを私は言っているんじゃないんです。それは夜やらなきゃならない場合もあるでしょうし、休みにも出てくることはある、そういうことがずっと続いて、そしてもう頭も体もよれよれになって頭の中もかき果ててくるみたいな状況に置かれる人たちが幾ら一生懸命主観的にやってもその放送の番組の質という問題についての向上が期待できないじゃないか、そのことを申し上げておりますので、もちろん御承知の上で積極的に努力するというお答えがいただけたものだと思っております。

ところで、これは郵政省にお伺いするわけでありまして、昨午たしか十二月二十六日付で放送行政局長名で「放送番組審議会の運営等について」というものが出されております。これは今私が最初から問題提起をして議論もしてまいりましたこととの関係になるわけでありまして、これは「放送局を再免許するに当たり」となっております。この「運営等について」という指示が出されているわけですが、私はこのような指示を政府が出さなければならぬという状態になつてこれが出されたということは大変残念なことだと思ふに思っております。

この指示を出す権限の根拠はどこに求められるのか、法律的な問題。つまり政府の介入というのか、手という問題は、やはりこの放送の問題のときにかなり微妙な問題でありますし、かなり十分慎重に扱わなければならない分野の問題でありますから、その意味でお聞きをいたします。と同時に、この指示の趣旨がどういふものであるのかという

ことをあわせてお答えをいただきたい。

○政府委員(森島眞一君) 放送法におきましては、放送事業者が番組編集の自由を保障しております。これと表裏一体といたしまして、放送番組の自主的なチェック機能として放送番組審議会の設置も義務づけておるわけでございます。こういう法制下で放送番組の適正化を図っていくという上では放送番組審議会というものの重要性が非常に大きいものというふうに考えられます。

ところが昨年、いろいろ世間からの批判もございまして、放送番組審議会の機能が形骸化しているのではないかと、こういう声が高まっております。ところでございまして、これは放送法の精神に照らしましてそういう形骸化ということがあってはならない、こういうふうな考えまして、郵政省といたしまして昨年十一月一日の放送局の再免許の際にも、この放送番組審議会の機能が十分発揮されるように、民間の放送事業者それからNHKに対しまして要望をしたところでございます。さらに先生おっしゃいますように、昨午の十二月二十六日にこの放送番組審議会の開催方法とか議題の設定の仕方とか放送番組審議会の組織とか運営、こういったことに関しまして一般放送事業者に対しましての指針を示して要望した、こういうことでございます。

○山中郁子君 私はやはり今もおっしゃいました審議会の持ち方、例えば「放送番組審議会の開催は原則として月例とし、少なくとも年間十回は実施すること」とか、あるいは「放送番組の社内審査機構を経営の責任者と直結させ、権限の強化を図るとともに、その活動の状況を放送番組審議会の審議に供するなど、社内審査機構と放送番組審議会の活動の連携を図ること」とか幾つかの例を挙げればそうしたことはやはり放送法上のこのことの根拠を一步踏み込んでいふ面があると言わざるを得ないというふうな思ふんです。やはりどうしてもこれ以上の行政の踏み込みがあつてはならないというふうに私は考えているものでありますけれども、一方、それでは放送番組審議会が

有名無実というか、形骸化されてしまつていていいのと言へば、それはまたそれで問題は出てくることだということ、この点がやはり最初からの私も提起をし、またNHKの会長も強調されましたマスコミあるいは今の場合は放送ですね、テレビ放送の側の自主的な自浄作用というのか、そうしたものがやはり政府の介入なり行政の介入というもののから放送の自由なり言論の自由なりを守つていく保障だということの具体的な事例だというふうには私は把握しているところであります。

さらに大事なことは、一層民主的な前進を図っていくという意味で、例えばこの審議会が公開をされて、自由にそのことを聞くことができる、国民・視聴者の参加が一層進められるということが大切だと思ふます。今この審議会の問題に関して私は申し上げているわけですが、そのほかのいろいろな審議会についていろいろなところで、またこの通信委員会でも常に問題になっているところではありますけれども、共通したそうした問題として国民の参加、視聴者の権利としての審議会の公開というところへさらにダイナミックに進めていかなければならないと考えております。NHKは審議会の議事録の要旨などを公表されているわけですが、民放関係を私らと見ると、やはりその点についてはかなり消極的だというふうな言わざるを得ないというふうな思つております。

昨年十一月二十一日付で民放連が各社に「番組審査機能の活性化について」という文書を出していらつしやいます。その中で、「視聴者の番組批判をより広い範囲から吸い上げられるようにする」ということなども含めて、そうした努力の方向を出していらつしやるといふ文書も私も拝見はしているんですけれども、それはやはり審議会が一般視聴者の意見を聞く場合があるし、聞くことができるし、吸い上げなきゃいけないという、こういう立場であつて、もう一つ積極的にそれを一層公開していつて、一般視聴者の参加、一般視聴者の意見をそういうところから積極的に取り込ん

でいくという、そういう態度にやはり欠けるんだなという不満を感じているわけです。

私は今この民放の問題についてそういうふうにし上げてあげたけれども、そういうことについてというわけではなくて、一般論としてよろしいんですけれども、この審議会を公開しようところにさらに進めていくという点でNHKの御努力が期待できるかどうか、会長の御見解を伺いたいと思います。

○参考人(川口幹夫君) 会長の見解の前に今NHKでやっております審議会の公開の形を申し上げます。

NHKでは幸いにして郵政省から御指導いただく前にすべてきちんとやっておりますのでほとんど毎月です。八月だけ休みますから一年間に十一回ずつ中央、各地方番審とも必ず実施をしております。この中で行われました論議は必ず速記をとります。そしてそれを議事録として残しておきます。それで、総局長でございましてけれども、総局長記者会見というのがありますけれども、中で記者クラブのメンバーに必ずこれを公表するということをやっております。それから、もちろん議事録の方はこれはきちんとした冊子として諸方面にお配りをするという格好で公開しております。

ただ、いわゆる傍聴とか、あるいは全速記録を出すとかいうふうなことにについては、これは、一つは各審議会が率直でかつ忌憚のない御意見を活発に行っていたかどうかという意味からして多少問題があるんじゃないかということで、今いわゆる傍聴のような形はとっておりません。それから、もちろんこれは経費の問題等もありますけれども、速記録全部は出しておりません。要録でございまして十分その役は果たしているというふうに考えております。

○山中郁子君 私はやっぱり十分と言うには一歩さらに進める必要がある。審議会のメンバーの方たちを見ても当然そうした見識があり、公開されたからといって、言いたいことも言えないとい

うような方たちを選任なさっているわけではないわけなんです、それは私たちが見ても皮肉でも何でもなく、公開になって傍聴者があってもあればあるほどより一層情熱を持っていろいろな話し合いをされる方たちであるというふうに思います。そういう点でさらに一歩前進をさせて公開ということとは、NHKが今おっしゃったようなそうした進んだところで努力していらつしやることは一定の事実として私は知らないわけではございませんので、先ほど申し上げたとおりでございませぬし、そのようにして申し上げたところを、私を私の意見として申し上げたいところを、次に郵政省にお伺いをいたします。

これは余り議論をしないで私の考えを申し上げ、郵政大臣にやっぱりちょっと見解を伺いたいと思うんです。というのは、先ほど午前中に大木委員もおっしゃったことなので内容的にはダブるんではないけれども、私としてもこれはやっぱり問題だということに考えて、再度郵政省にもぜひ要求したいと思うので申し上げます。

いわゆるニューメディア時代における放送に関する懇談会の問題です。これは来月一月に報告書を出すというふうな報道がされている。そこで私は簡潔に要求事項を申し上げます。

一つ、この懇談会の議題は何か。二つ、いかなるスケジュールでどこまで今論議が進んでいるのか。三つ目、これまでに論議した議事録と郵政省の提出した資料を出していただきたい。四つ目、中間報告を出すお考えはないのか。つまり中間報告を出すべきであるということについての一つは要求です。

私が午前中にこれらのことについてのやりとりがあったのを承知の上でなお申し上げますのは、放送法が言論法という性格を持つ特別な法律だからという点も今私たちがやはり十分考えていかなければいけないというふうに思います。そして、放送法は国民の言論のあり方について直接定めている唯一の法律です。

この放送法に関する、いわゆるニューメディア時代における放送に関する懇談会、先ほど大臣は、そうしたところでも定められた問題が自分のところへ来たときにそれに基いて参考にして政府としてのものを出していくんだと、こうおっしゃいましたね。そういうものが密室でやられていくというところは民主主義に逆行をする。私は最初からずっと議論し、NHKの会長ともいろいろそういうことで議論をしてきた、そのままだに本質の問題に逆行するそういう態度ではないかということをおっしゃりたいんです。

例えば、「ニューメディア時代における放送に関する懇談会検討事項」などという、こういう例えは実際の文書などもあるわけで、おたくの方でもそういうものを持つていらつしやるし、そういうところからいろいろな資料も出したり議論もしているわけですから、先ほど申し上げました四つの点に關してぜひとも政府は積極的に対応して秘密主義を改め、やはり国民の前にそうしたものの状況を報告しつづ進めていくべきであるということについて郵政大臣のお約束をいただきたいと思うのですが。

○政府委員(森島展一君) まず最初にこちらから

放送政策懇談会、ニューメディア時代における放送に関する懇談会という正式の名称で懇談会が開かれておりますが、この議題、それから検討状況、これにつきましては、既に議題につきましまして、この懇談会をつくるに際してこういった柱で検討するということという議題、例えば「放送ニューメディアの技術開発動向及び普及動向」とか、「放送と放送類似メディアとの関係」、「放送の担うべき役割」、「ニューメディア時代における放送事業者のあり方」、主な点だけ申し上げますと、そういうことで議題を設定しておりますので……

○山中郁子君 簡潔で結構です。

○政府委員(森島展一君) 検討状況は、現在のところ放送の現状の把握という段階でございしますの

で、中間報告というふうなことにまだ至っておりません。まどめる段階はこれからということでございます。

それで、その資料について御要求でございますが、けさほど申し上げたんでございますが、放送政策懇談会第一回のときに、この懇談会の先生方が、これは自由に発言されたいということだと思ひますが、非公開でいいことというのを懇談会自身としてはお決めたんでございまして、その資料につきましても懇談会の取りまとめの段階でそういう資料が含まれた報告がなされるものというふうにも考えておりますので、その中には当然普通の場でもよく出ておられるような資料もあるとは思ひますが、一般的に懇談会として取り扱っている資料は、やはり議論の中で非公開というふうには懇談会自身がお決めたんでございまして、御了承願ひたいと思ひます。

検討状況はとにかくまだこれから取りまとめという段階でございします。

○山中郁子君 私の与えられた時間が近づいてまいりましたので、大臣から御所見を伺うということとは今の局長のお話を出ないならば結構でございます。午前中に伺ったものとして承けておきます。

私は、ただその説明をいただきたいということではなくて、そういうことであつてはならないはずだと、そのことが今まさに議論されているところなんだということを申し上げていまして、そのことを十分に受けとめていただかなければならないと思ひます。

最後に、NHKにどうしてもひとつ具体的な営業に関する姿勢の問題をお尋ねもし、またお約束もいただきたいということがあるのです。それはNHKの営業所のあり方なんですけれどもね。これは会長がそういうところへいらしたことがないわけじゃないと思うんですけれども、今はもう収納額を上げようということで、何かそういうスローガンだとか微みないものがべたべた張りめ

ぐらされていくわけですよ。そして、だれがどのぐら成績を上げていくというふうなことで、昔からそういうものとして有名な保険の外交の人たちのところの職場みたいな、そういう状況が出てくるんですね。

それで、最近NHKの大阪の人たちの中でエピソードがあるんですけど、もうじき終わるらしいですけど、朝のテレビ小説の「いちばん太鼓」という、あれに出てくる岡野真一郎という若い俳優さんが、何かあいつ回りに営業所を回ったんですって。そうしたら、その営業所の中にはそういう何か収納を上げようとかというスローガンとか成績のグラフとか、そんなことばかりがべたべた張ってあって、例えば自分が一生懸命これからやっていくその「いちばん太鼓」なら「いちばん太鼓」という番組のポスター一つ出ないといつてびっくりしたという話とか話しかかれていくというのを私も間接的に聞いたんですけれども、まあ大変よくそのことをあらわしているなというふうに思っています。

それで、集金をする方たちあるいは営業所で働く方たち、そういう方たちが放送文化の一端を担っているという誇りとか、そういうものを持つて働くというそういう作業環境というものがつくられていかなければ、その収納の問題、それから財政の問題も先ほどいろいろ意見が聞かれておりましたけれども、やはりそこそこは、片方ではそういう仕事に携わる意欲をなくすという状況が放置されたままではならないというふうに思います。必ずしもNHKの集金の問題だけではないけれども、やはり今は仕事をやるかを持って、そこからやっぱりいがあるという、そういう働き方が求められている時代であるわけですから、そうした作業環境はぜひともやはり改善をしていくべきであると思えますし、その辺のお考えを承りたいと思います。その後で、もし委員長のお許しがいただけるならば、もし大臣が先ほどの問題について意見をいただけるならば、あわせてお示しを願いたいと思います。

○参考人(松本幸夫君) 私が営業の責任者でございますので、私からお答えさせていただきます。先生のおっしゃるとおり、営業現場という仕事が大変息の長くかつ地味な仕事でございますので、私としては営業現場が誇りを持った気持ちで仕事をしたいらなければならぬということとはかねがね考えているところでございます。NHKが大変皆様方からの信頼をいただいていると、またNHKらしいというものがいい意味で非常に皆さん方からNHKらしい番組をつくれというようになことを言われるわけですが、そういうことものを支えてきたのは、やはり私は受信料制度であったというふうに考えておりました。その受信料制度をさらに自分たちの手で一つ一つ築き上げてきたのは、私はやはり営業現場であるというふうに思っております。そういう意味では営業現場がNHKらしいを支え、またNHKを支えているんだという誇りを強く持つべきだという気持ちで指導してまいっておりますし、それと同時に、当然責任も果たさなければならぬということも強く申しております。

残念ながら、先ほども他の委員の方の御質問にお答えしましたとおり、五十九年度の成績が非常に悪くございましたので、恐らくそのお回りになられた営業所では責任の方が強調されて、業績というところに非常に重点を置いた形がそこにあつたのかもしれない。しかしながら、私もまたその責任だけを言っているのではなくて、誇りのある職場としての営業現場をつくらなければならぬというふうに考えておる次第でございます。

それから先ほど、出演者のポスターすらないじゃないかというお話があつたというふうに御指摘いただきましたけれども、私も決してそういうことではございませんで、いい番組、あるいは朝の連続テレビ小説もそうですし、あるいは大河ドラマもそうですし、しかるべきポスターは各営業現場に全部配っております。少し誇張されてお話ぐが伝わったのじゃなからうかというふうに考えている次第でございます。

○国務大臣(佐藤文生君) 放送懇談会の最終の結論が出ると思っております。その出た報告書を私は見まして、また同時に皆さん方にその報告書は公開していくべき問題であるかと、こういうぐあいに考えております。したがって、中間的にやるといふことはやらないようでございますので、自由な討論の中で最終報告書がつけられるものと思っております。

それから、今この本もいただいたんですが、昨年の九月に「ニューメディア」に関する調査報告書」というのを郵政省放送行政局が出したと、こういうぐあいに書いてありますけれども、出しておりませんということだそうなんです。多分資料としてのぐあいにわけがでたのかもしれないけれども、何も秘密にするべき内容のものではないけれども、これはこれにきかぬわけでございますから、一遍最終にまとめたときに出来るものと、こういうぐあいに考えておるにございまして、お答えにしたいと思っております。

○山中郁子君 途中で、今秘密にしているから問題だということを言っている。終わります。

○中村鏡一君 おととい、政見放送の一部をカットした問題につきまして、NHKのといった立場を認める二審の判決がございました。これは一審とは逆転判決でありますから、それを考えますと司法、裁判官すらも一審と二審では見解が違ふ。事はどきように、この表現の自由といふものか、そういうものと公序良俗といふものについての考え方は大変難しいというところを示している、こう思うんですが、初めにお伺いいたしますが、今後NHKが、政見放送に限らず、このような事態に遭遇された場合は、それはNHKの自主的判断に基づいてカットをなさいますか。

○参考人(川口幹夫君) 政見放送における表現の自由といふのは最大限に認められるべきであるというふうに思っております。したがって、削除するようなケースといふのはこれは希有のことではなからうかと思っております。当然NHKだけではございまして、自治省の見解もただし、それ

からNHKの中に設けられております選挙放送についての委員会がございまして。これは外部の方が入つてきておりますけれども、そこで十分に検討をいただき、慎重の上にも慎重を期したいというふうに思っております。

○中村鏡一君 先ほど会長、山中委員の質問に對するお答えの中で、私の理解が誤りでなければ、あなたは、民間放送は自由な経営が認められておる、民間放送は営業成績を上げなければいけない。営業成績を上げるためにはそこに過当な競争の結果、視聴率を上げるといふいわゆる視聴率競争を引き起こされ、その結果としてどうもセンセーショナルリズムに墮するといふんですか、いろいろぐあいの悪い点があるように思いますと、このような意味のことをおっしゃったと思うんですが、それは間違いじゃございませんか。

○参考人(川原正人君) 大体そういうことですけれども、私は、民間放送だけが自由で、民間放送だけがそういう視聴率主義に走っているということでは必ずしもなかったんです。

つまり、日本におけるマスメディアが——マスメディアといふものは、国によると非常な統制のもとに置かれる場合が私はあるし、日本でもあったと思うんです。それが、非常に幸なことに、今の日本では全く自由な企業として成り立つというが認められていて、そういう意味で、民放だけでなく活字のメディアにおいても自由にそういうマスメディアを設立し運営できると。NHK自身は特別な法律に基づくもので、そういうマスメディアの中にやはり置かれて、そういうまたメディアの激しい今度は競争が行われる。その競争の中に私も身を置いている。そういう中では、一方でどうしても、特に企業の場合にはやはり何といつても利潤を上げなければならぬ、売上高を上げる、視聴率を上げる、そういうところにどうしてもそれは走りがちでしょう。私もその中に時として巻き込まれかねない、そういう状況にある、そういう意味で申し上げたつもりでございます。

○中村鋭一君 いや、こだわるようですけれども、今前半のマスメディアの中に当然商業放送も含んでおっしゃったと思うんですね。含んでおっしゃったとすれば、それはその部分を取り上げれば、会長が民間放送の報道あるいは制作される番組について御批判をなさったと受け取っております。よろしいかとお尋ねをいたします。

○参考人(川原正人君) その部分だけ取り上げられれば、一部に少なくともそういうことは私はあるし、あったと思います。それが昨年来ある種の番組について手厳しい御批判を受けたんではなからうかというふうに考えております。したがって、私は民間放送事業をすべて批判するつもりはございません。非常にそういう自由な立場での意欲的な仕事もされておられるし、あるいはまた競争というものが日本のマスメディアをここまで活力を与えてきた、そういう面は十分に認めております。そういう意味で申し上げているつもりでございます。

○中村鋭一君 重ねてお尋ねで恐縮でございますが、NHKは、今まさに会長自身がおっしゃったような問題については何ら問題はない、そのようにお考えでございますか。

○参考人(川原正人君) 何ら問題がないとは考えておりません。NHK自身にもいろいろ問題があります。特にそういう日本のいろんなマスメディアの競争の中にNHK自身もあるわけでございます。また、私も企業家の性格は違いますが、私どもも、やはり私どもの番組が全く視聴者から見られたいという状況の中にもあれば、私どもも企業は全く成り立たないわけでございます。その意味ではやはり大勢の方に見ていただきたいと思つて努力もしますが、時としてその努力がやや視聴者の見る目といいますか、多くの視聴者に見ていただきたいというところのために冷静さを失っていることが私どもの中にも正直言つてございます。その都度大いに部内では批判もし、激論も交わしているところでございます。

○中村鋭一君 表現の問題について少し議論をさせていただきます。こう思うんですが、

私ここに、昭和二十六年の判例でございますけれども、それにわいせつとの定義について、わいせつとは「いたずらに性欲を興奮又は刺激させ、かつ普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良の性的道義觀念に反する行為をいう」、こうあるわけですね。わいせつの概念というのは、だから、羞恥心を刺激したり、あるいはわいせつな行為を刺激する、これをいう、こうなっているわけですね。しかし、そうはいきません、わいせつそのものの全般的な概念というのはやっぱり時代とともに移り変わっているわけですね。

最終戦後、初めてキスシーンが映画で上映されましたときには、そのシーンそのものが大変な問題になりましたね。それから、赤い色のパンツをはいた女性が初めてカラー映画に登場したときも大変な議論を呼んだ、こう思つております。しかし当時は、だからキスシーンそのものが羞恥心を刺激し、かつ劣情を刺激すると思はれていたんです。ところが、今は映画はもうそんなことと、テレビでもそんなこととじゃない。ベッドシーンがどんどん出ております。ということはわいせつというもののつての考え方も時代とともに当然移り変わっているわけですから、いわゆるポルノ論争というものも起つて、日本だつてもうヘアを解禁していいじゃないか、こういう議論が起つてきていてるわけですから、当然ながらNHKとしても、ドラマを制作なさる場合に、一応ベッドシーンが当然ドラマの中で必要とされるケースがありますけれども、じゃこれ例えば民間放送で映されておるベッドシーンとNHKで許可されておるベッドシーンとの間には明文化した規定があつて、NHKの場合はここまでのベッドシーンならいいと現実プロデューサーがディレクターにそういう指示をして、明文化した細かい規定があるのかどうか。それともその都度相談をなさながらドラマの脚本を見て、うちはNHKなんだからここまではいいだろう、こういうふうな討論をされているのかどうか、お伺いをいたします。

○参考人(川口幹夫君) 細かく明文化した規定はございません。

ただ、番組基準というのがありますから、その基準の中で概括的に規定してあります。それは、テレビが持っている不特定多数に、しかも全く一方的に規制なしに入っていくような媒体でありまして、そのことを考えれば映画の表現などとは当然違わなければいけないんじゃないかというところで、それぞれの場合に応じて議論をして決めております。

○中村鋭一君 川口さん、もう少しそれじゃそのところ具体的に教えていただけないかな。明文化したものはないけれども一応の基準はある。じゃ、そのベッドシーンなら両の乳房まではいいとか、太ももの三分の二から下まではいいとか、そういうような細かい規定はないんですか。

○参考人(川口幹夫君) そのような細かい規定は一切ございません。

○中村鋭一君 ただいまはそういうベッドシーン等に関係してお尋ねしたんですけれども、今度はあれいちゃあつと私日は忘れましてけれども、あれは去年だつたと思ひますが、NHKの「ニュースセンター九時」をやつていらつしやる木村さんも参加して、写真週刊誌の編集長と、それからたしか大阪読売の編集長をしていらつしやる黒田清さんという方が参加して、いわゆる映像メディア、写真メディアにおける表現はどこまでが許容されるべきかについて大変真剣な討論をNHKの番組でされた記憶がございます。そのとき話題になりましたのは、例のあの日航機の事故で、一部週刊誌あるいは写真週刊誌等が事故現場の遺体でありますとか、その他の部分遺体等々を出しましたね。しかし、あの節、これはNHKも民放も含めてテレビ局は一切あつたシーンに出さなかつたと思ひます。だから、そのことについて、じゃどこまでが許されるものだろうとか、どこまで報道すべきなんだろうかという討論の番組をしていらつしやりました。現在、NHKとしては、例えばそういう事故現場の写真ある

いは外国から入ってくるフィルムで、各地で行われております戦争なんかで処刑された死体でありますとか、あるいは戦争で死んだ体でありますとか、そういうものがフィルムとして当然入つてきているだろうと思ひますが、それはどういう基準で放映をされるおつもりでございますか、またされてきておりますか。

○参考人(川口幹夫君) 報道における表現の問題というところでございますけれども、これまで明文化した規定はございません。漠然といたしますが、概括的に、例えば死体は、これは映さないとかいうふうなことはございます。ただし、じゃ死体はすべて映さないかといふと、例えば死体を映すことが、ある大きな報道目的にならうというふうなケースもあるかと思ひます。ですから、すべてやつぱりそのときの情勢あるいは取材の状況それからそのことが持つてくる意味づけとかいったことに関連して判断をしなければいけないんじゃないかと、このように思つております。

○中村鋭一君 じゃ、昨年の日航機の事故の場合は、そのときのケースにおいて一切その事故現場におけるそういうシーンは放映しないということを上記において決定されたわけですね。

○参考人(川口幹夫君) そのとおりでございます。いわゆる死体が散乱しているようなところをことさらにクローズアップして映すなどのことは一切やるまいということを決めました。

○中村鋭一君 そこで、これは私からの意見並びにお願いでございますけれども、これはまあ雑誌ジャーナリズムそれから映像メディアを含めて当然ながら表現の自由、報道の自由ということは一〇〇%保障されているわけでありまして、しかし、そういう場合に、一方ではこのたびの政見放送でこういう言葉をカットなさつた。それは裁判所において認められた。そしてまた日航機の事故においても自主的な判断に基づいてそういう場面は放映をされなかつた。こういう配慮は必要であると思ひますけれども、そういうことを恐れる余りに本心に視聴者が知りたいものが結果においてその

映像の場面から消え去るとか、あるいは結果においてそれが報道の自由を阻害する働きをするとか、またそれを恐れる余りにNHK全体がコンサーティブタイプになって非常に因襲にとらわれた保守的な物の考え方を、さわらぬ神にたたりなしというような考え方が、特に報道面において、現場の放送記者でありますとか、ディレクターでありますとか、カメラマンでありますとか、こういう人を支配することがないように、その点は常に適切な指導と助言を上部の方がしてくださるようにお願いを申し上げておきたいと思ひます。

次に、先日大阪選挙区におきましてことしの夏の選挙に出馬するという意思を表明したタレントがおります。西川きよしさんでございますが、このときに、まあ出るかもしれないということが報道をされた段階で各紙もそれからテレビ局もたくさん取材がありまして、たくさん番組が放映されました。まあ幸か不幸か私のところへも、中村さん、あなたが一番大きな影響を受けるだろうというところでたくさんテレビ局が取材に来ていたございました。

さて、そこでお伺いをいたしますが、この有名タレントはたくさん番組を持っておりまして、出るか出ないかはもうしばらくして考えますと言ふのと、記者会見を開きまして、私は出ることを決心いたしましたと言ふのとでは随分違ひと思ひますけれども、NHKは、番組に出演しているタレントさんが選挙に出るといふことをおぼろね決定した段階で自局の番組に出ているすべてのものからおりてもらふことにしておりますか。それともはつきりと決定をした段階で、それから例えば一月後におりてもらふとか、このようなお考えでございますか。また、そういうことについての規定はありますか。

○参考人(川口幹夫君) これは、規定というよりも私どもの日常の業務運営の中で決めていることでございますが、当人がそのことを確実に決めたという意思表示があった場合は出演を御遠慮いただくというふうにしております。

○中村鋭一君 そうしますと、これは私なんかにも大いに関係のあることとございまして、青島さんなんかもそうかと思ひますが、仮に私が選挙に出る意思がありますね、ありますけれども、その意思をはつきりと決定的には表明をしないで各テレビ局に出演をしておりますね。しかし、世間の人はそれはもう周知のこととして新聞とか雑誌にはもう中村鋭一の出演は決定的だと、こう書いてあるといたします。しかし私は、いや、そのことはまだ意思表示はしておりませんと、こういうふうにいけば、じゃNHKの場合は、番組に出演している場合はその公示の直前まで意思を明らかにしない場合はテレビ出演は可能なわけでございますか。

○参考人(川口幹夫君) 余り断定的なことは申し上げられませんが、私どもの今までのケースでは大体そのような形で外部にうわさが出て、そして御本人に確かめたケースでは、一応事前に御自分が意思を決定したということをおっしゃっていたら、そして御出演を御遠慮していただくというふうな措置をとっております。

○中村鋭一君 いや、ですからそれは水かけ論になりますけれども、本人に確かめて、本人がいやあれば世間が言っていることだと、私はまだ全く決定をしておりませんと言へばNHKはとことんまで出演をお認めになるんですかというのを伺っているつもりですが。

○参考人(川口幹夫君) これまた多少水かけ論になりますけれども、最終的にはやっぱり御本人の意思が確定できないと私はすべきじゃないだろうと思ひます。ただし、外部の事情がもうほとんど九十九%確定的だという中で御本人だけが否定されているというケースがもしあったら、それはやっぱりそのときにきちんと考えなければいけないだろうというふうに思ひます。

○中村鋭一君 例えば今回のケースを見ますと、既に記者会見を開きまして大阪選挙区で立候補をするということを決意をいたしました。だから、この段階でこのタレントがあらゆるテレビ番組から

らおりののはこれは当然であると思ひますが、しかし、そこからまた派生してくる問題は、ことしの夏の参議院選挙までおよそ百日近くありますね。しかし、大阪選挙区について言うならば、そういう形で今話題が沸騰をしておりますから、それは選挙区の候補者であると同時にいわば時の人ですね。だから、社会的なニュース素材として、その特定の意思表示をした候補者が、ほかの候補者は取り上げられていないのに、選挙が公示をされる以前に、これからの例えばこのタレントはこういう動きをしている、こういう選挙参謀を決めた、こういう戦術を採用した、こういう今既に活動を開始したという形でニュース報道という枠の中で報道をされる可能性、またそういうおつもりはありますか。

○参考人(川口幹夫君) NHKの場合は、そのようなことに對していわゆる報道価値があるというふうには思ひません。したがって、選挙に出るといふ意思を表示された後は取材としても慎重に扱いたいというふうに思っております。

○中村鋭一君 ということは、今後公示以前も公示以後も、立候補者すべてにつきまして扱いをする場合は、それは選挙という面においての扱いであつて、いわば平等に客観的に報道をするのであつて、特定のその人を取り上げてやることはないと、このように理解をしておいてよろしゅうございませう。

○参考人(川口幹夫君) そのとおりでございます。

○中村鋭一君 よくわかりました。いや、もしそのような形で取り上げになるならば、これは私も取り上げをいただかないとね——これは冗談でございます。

先ほどもお尋ねがございましたけれども、NHKのアナウンサーがたくさん外へ出ていかれますね。お答えを承りまして、それはそのとおりだと思います。一生懸命苦勞してお育てになりました、それがどんどん外に出ていくんですからね。それはもう会長さん以下皆さんの心中察するに余

りあります。だと思ひますよ、それはやっぱり残念なことだと思ひます、はつきりはおつしやいませんけれどもね。それはそれで、一生懸命育ててね。しかし、やっぱりそれは大きな天地があれば外へ出ていくのは、これはまあとめることはできませんから。

そこで、これは私の一つの提案でございますけれども、逆にNHKとしては、今NHKの職員以外で大変なタレントを擁護している立派なキャスターなりパーソナリティーなり司会者なり、そういう人がおりますね。逆にそういう人をNHKに引き抜いて持ってきて、でNHKという場で思う存分やってくださいと、何といったってNHKはもう北海道から沖縄県まで大変なネットワークを持っていらつしやるんですから、それだけの視聴率もすべての番組について上げていらつしやるんですからね。そういうおつもりはございませうか。

○参考人(川口幹夫君) 原則的には、司会者アナウンサーがするものというふうな形はその昔はありましたが、今は全くございませぬ。そして、外部の出演者の方が大きな報道番組のキャスターを務めるというケースもこのごろは非常に多くなつております。これは時代の進展につれてそのような役割というものが内外を問わず成立するようになってきたものだというふうに思っております。したがって、そういうことに対して適切な人材がありましたら、これはお伺ひして、そのような役目を果たしてもらふというふうに考えております。

○中村鋭一君 それは単にキャスターだけじゃなくて、ニュース解説からその他NHKの相当広い分野についてNHKの外部から人材があればこれを招聘し、場合によれば、言葉は悪いですけども引き抜きをかけてでもNHKに来ていただく、そういうふうに積極的に解釈をしてよろしゅうございませうか。

○参考人(川口幹夫君) いわゆる引き抜きというその言葉が私は適切じゃないと思ひますけれども

も、必要だと思えば相当大胆なことをやってもいいんじゃないかというふうに思っております。

○中村鋭一君 私、本当にNHKがやっぱり大きく脱皮して……。どうもいまだに客観的に見てますと、NHKはずうたいが大きいので小回りがきかないようなところがあります。ですから、そういう点で新しい血をどんどん注入なさって、これまでNHKの枠の外にいて本当に自由で奔放で素晴らしい仕事をしていた人がNHKに来てどんどんどんな仕事をなされば、それは随分視聴率も上がると思えますよ。だから、そういう点については、本当にもっとも弾力的に積極的に考えていただいていいんじゃないかと思えます。

さきのフィリピンの変遷ではテレビ報道というものが実に大きな役割を果たしました。個人のことですけれども、私は今から十六、七年以前に、ある新聞の社会部に二年ばかり出向をしておりましたけれども、そのときサツ回りをしておりました。府警本部に詰めたんですが、あのころは新聞社の記者クラブの部屋はボックスはなかなか立派なもので、民放各社は小さな小さな隅の部屋に全社が押し込められて、一課長の会見なんかがありますと、必ず新聞社が先にやりまして、それから夕刊紙がやりまして、テレビは一番後回し。いつも日刊紙の大新聞の記者の方が言っていたのは、おい、一過性は後にしろと。要するに、テレビは一過性だからそんなものは信用できないというような感じですね。それがもう最近になりましたと、これはテレビの放送記者さんというのは大したものでございまして、むしろそういう表現はどうかと思えますけれども、既に新聞何するものぞというような感じが記者クラブにおいても満ちあふれているような感じがいたします。それだけに、テレビの前線にあって取材をしている放送記者の皆さん、これからどんどんどんどん国際的な仕事もしていただかなきゃいけない、こう思っています。

それで、NHKの場合、NC9の木村さん、それから前にやつていらつした磯村さん、宮崎

緑さん、大変英語が御堪能ですが、私、そういうふうにはほとんどどんな仕事も、放送記者の比重、またキャスターも含めてアナウンサーの比重が高まっているわけですから、そういう語学ができるというのは大変結構なことだ、こう思うんですが、逆に、NHKの場合は、そういう語学が非常に流暢な人をキャスターあるいは放送記者に採用されているんですか。

○参考人(川口幹夫君) 語学のみが優先するといふふうなケースはそんなにございせん。もちろん、外信部の仕事をされる者は語学ができなければはしようがないですけれども、そのほかのところは別段、例えば取材能力とか、それから事態の判断力とか、それから報道記者にいわゆる必要な要件というものがあれば、それを第一条件にすることはございせん。

ただ、今おっしゃった人たちは、語学ができるということだけじゃなくて、いわゆる取材活動も十分できるし、それから報道姿勢といいますが、みたいなものについてもはっきりした見識を持っていると。それから、いわゆるキャスター能力といいますが、そういったことについても大変すぐれているというところで起用しているのでもございせん。

○中村鋭一君 結構ですね。まあ、宮崎緑さんなんか、その上にまた美人ですから、これはもう会長、ひとつ宮崎さんがこの上また他局に引き抜かれるないように十分気をつけていただきたいと思えますよ。最後に残ったドル箱といいますが、そんなことはしないですけれども、それもひとつお願いを申し上げておきたいと思えます。

オリンピックが韓国で開かれます。それに先立ってアジア・オリンピックがございすけれども、NHKはまずアジア・オリンピックについてはどういう放送態勢を組まれますか。

○参考人(川口幹夫君) 実は、まだ大変悩んでおりまして、アジア大会の放送につきましては、慣例上、ABUとして一括交渉するということになっております。これまでの放送は大体そういうこ

とでもってきちんとやられてきたんですけれども、今回のソウルのアジア大会はソウル・オリンピックとの関連づけでないとなかなか話がうまくいかないところがあるとして、実はちょうど今ABUのスポーツ部会というところで細かい話し合いを進めている段階でございす。交渉の経過等については特段、私、まだ報告を受けておりません。

○中村鋭一君 ソウル・オリンピックについての取り組みは今どうなっていますか。

○参考人(川口幹夫君) 先生御承知のとおり、オリンピックの放送権料というのはほとんど上がってまいりまして、これではいけないというのでロサンゼルス・オリンピックのときに、いわゆるジャンプ方式という、これはロサンゼルス方式という名前をつけましたけれども、その形で今後交渉しようじゃないかというふうなことで、ロサンゼルスが終りました後、民放連の方々とお話をしまして、基本的にはロサンゼルス方式をそのまま適用するということで意思は固めてあります。それで、まだ具体的な交渉はソウルとは何もしておりません。

○中村鋭一君 恐らく韓国は相当高い金額を言ってくると思えますね。過去のオリンピックの放送権料の経緯を見ますと、それはもう今や、何かこうオリンピックはスポンサーだと、放送権料で何かやっているようなそういう印象でありますから、大変だと思えますけれども、頑張ってください。

国として、郵政省としては、このアジア・オリンピック、またソウル・オリンピックについてどのような協力態勢をとるつもりでありますか。

○政府委員(森島展一君) オリンピックは世界の非常に多くの人が関心を持つ国際的な事業でございすので、国としても何かできることがあればと思います。基本的にはこのオリンピックの放送を中継するということはこの放送事業者の問題だと思っておりますので、NHKそれから民放の方々がこのオリンピック委員会や関係者の方々

と大いに放送中継をうまくいくように努力されることを期待しているものでございす。

○中村鋭一君 テレビ朝日が夜の報道ネットワークの売り物の一つに、この東欧圏でニュース、番組の映像を東欧圏の方にスタジオをつくりまして盛んに今や、それを売り物の一つにしておりますね。NHKも大変そういう国際間の交流というものは熱心でございすけれども、この東欧圏とのニュースネットワーク、ニュースの交換等々については現状はどうでしょうか。それと、将来の計画はありますか。

○参考人(川口幹夫君) 東欧圏につきましても、一部誤解がありますけれども、NHKの方が早くから東欧圏のニュース素材についてはルートを開いておりまして、決して負けてはいないというふうに私は思っております。

それで、一九八三年の七月からOIRTという、これはソ連、東欧圏の放送連合でございすけれども、このOIRTの準会員——会員にはないんです。準会員として加盟しております。そういう結果、随時東欧のニュースとか番組の交換素材をインタービジョンで入手しております。それで、六十一年の二月からOIRTの合意が成立いたしましたので、NHKが選択したニュース項目を定期的に入手するということが出来ます。それから各時間のニュース番組等にこれらどんどん活用するという方向で今やっております。

それから、ソビエトとか東欧諸国の各放送会社、放送機関とは協力協定というものを結んでおりまして、これには取材協力、それから番組交換、共同制作等のお約束を交わしております。決して東欧圏についても私どもは手をこまねいていないわけではございせん。

現在、定時的なものを申し上げますと、OIRTが週一回域内のニュースをパッケージでNHKに送ってまいります。その見返りにNHKからは月二回のパッケージを東欧圏に出しているというふうなことがございす。それから、協力協定を

結んでゐる国はルーマニア、ソビエト、オーストリア、チエコスロバキア、ハンガリー、東ドイツ、ブルガリア、ポーランドという国でございます。そのほかに番組交換とかニュース交換も、送り出しが六十年度は大体四十六時間ぐらいございます。それから受け入れは約十五時間、このような結果になっております。

○中村鋭一君 どうもありがとうございます。
それは私存じませんで、おやりになっているそう
いうニュースは見ますけれども、テレビ朝日のよ
うに、たしかチェコのプラハだったと思いますけ
れども、あちらにスタジオを置いて派手にやって
いるものですか、大分、NHK負けているん
じゃないかと思ひまして、今伺ひまして安心をい
たしました。

最後に一つだけお伺いをいたします。

昭和六十五年(一九七〇年)に大阪で花と緑の万博が開催されましたが、一九七〇年の大阪の万博もNHKを中心とする放送メディアがこれを大きく盛り上げてくださったと思います。したがって、六十五年の花と緑の万博もこれは大変な国家的な行事でございましたから、ぜひ大々的にNHKにおかれてはこれを取り上げていただきたいです。できれば今からでもひきよめとつプロジェクトチームをおつくりいただきたいと思います、この放映の計画を練っていただきたいと思うんでございますが、これについて最後に御見解をお伺いいたしますして私の質問を終わります。

○参考人(川口幹夫君) 花と緑の万博が開催する
ということが決まりまして、NHKの大阪放送局
でも対応策を今考えているところでございます。
まだ何しろ四年先のことでございますから、これ
から具体的な計画が進められていくだろうと思
いますけれども、できるだけ御協力を惜しまない
というふうに思っております。

○中村鋭一君　ありがとうございます。

○田英夫君 実は昨日フィリピンから帰ってまいりました。

先ほど中村委員のお話にもありましたが、今回のフィリピンの政変劇の中でテレビ、ラジオが果

たした役割というものは非常に注目すべきものがある。注目すべきという意味はいろいろ実はある。まして、もちろんマルコス政権というものが我々にとってああいう政権があつてはならないという前提の上でありますけれども、マルコス時代はまさに国営放送はマルコスの宣伝の具であつたということはもう周知の事実でありまして、そしてあの政変劇の中でマルコスが握つていたテレビ、ラジオの放送局を市民の手に奪還するということが一つの焦点になつたということを知つてまいりましょう。そしてあのやうな形の政変劇というものもまたこれは日本であつてはならないことでありますけれども、その段階で二月二十二日から二十五日という四日間起こつたいろいろな劇の場面に立てこもつて、例えばエンリレ、ラモス両將軍が基地に立て、そこにマルコス軍が出動したならばひとたまたまりもなく粉砕をされて今回の政変もあのような形にはならなかつたというその一瞬をとらえてこれを救つたといふまいしょうか、アキノ現大統領側から言へば救つたのはアキノ大統領の弟さん、つまり亡くなつたアキノさんの実弟であります、この人が、唯一残つていた市民側のラジオを通じて、今エンリレ、ラモス両將軍が基地に立てこもつた、その基地にみんなで行こうじゃないかということを呼びかけて、たちまちのうちに万を数える人たちがそこに集まつて、それに対してマルコスが戦車を先頭に軍を出動したときには、何十万の人たちがこれを取り巻いていて基地に到達することができないでいた。こういう役割をラジオが果たしたということを知つたわけです。またその百人の兵士で立てこもつてゐるその状況の中で戦車が出動するという機運が出てきたときに、これまた一つの危機であつたわけですが、再びラジオの声でマルコスが逃げたという報道をしたんだそうであります、これは実はデマであり、うそであります、意識的にこれを流して、これを聞いた当時の政府軍の戦車を含めた軍隊が引き揚げてしまつた、こういうことがあつたということを

聞くわけでありませう。

このことは我々にとつていろいろな教訓を持つて
いるというふうに真剣に考えなければいけないと
思つて帰つてきたんでありますが、つまり電波と
いうものは、いつも私が申し上げる常にこれは国
民の共有物でなければならぬ、マルコスが支配
した国営放送のようなものがあつてはならない、
これは民主主義ではない、同時に民衆がいかに放
送というものを信じて行動するかという、そうい
うことにもなるでありますし、また民主主義
という立場からすれば、それを物差しにすれば、
マルコスに比べてアキノ政権というものが好まし
い政権であるとするならば、それを生んだもとは
ラジオ、テレビがあつたということも言えるで
ありますし、これはひとつこの機会に御報告
というふうな意味で、もつといういろいろ詳しいこと
を申し上げれば切りがありますが、委員の皆さん
にもお聞きいただきたいということで申し上げ
たわけであります。

最初に、実は委員長のお許しを得て、NHKに直接関係はありませんけれども、一つお聞きしておきたいことがあります。

先日の新聞の報道によりますと、都民テレビ開設の動きが再び活発になったということで、都は年内にもこれを決定してほしいということで動き始めているという報道があり、現に鈴木東京都知事が佐藤郵政大臣に先日陳情をされたということでありますけれども、これは郵政大臣のお口から直接その辺の事情を伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤文生君) 先般、東京都を放送対象地域としたテレビジョン放送周波数の割り当てをしてほしいという要望について東京都知事が参りまして懇談をいたしました。ところが一方、民放連等からはこのような放送局の新設についてはいろんな問題があると反対する旨の意見書も出されている現況でございます。したがって私は、東京都知事との話し合いの中で郵政省としては幅広い観点から慎重に検討等を進めていきたい、こういう返答をしておきました。

○田英夫君 一方で鈴木東京都知事は年内にも決定をしてほしいということを書いておられるというところでありますが、これは電波監理審議会の問題も絡めて今後どういうことに手続上をも含めてなっていくのか、郵政省から伺いたいと思います。

○政府委員(森島展一君) この問題は今検討中でございますが、周波数の割り当てということになりますと、当然電波法監理審議会に諮問する、こういうことになります。それより前に私どもこの周波数事情とか経済基盤とか、こういった観点で検討をしておるところでございます。

○田英夫君　確かに東京の場合には、他の県などが既にUHFの局があつて、県のエリアで県民放送の局のような形のものを持つてゐるのに對して東京にはUHFがないということ、そういう感じのテレビ局はない。しかし同時に、既存のテレビ局はいずれもキーステーションであつて、これは全國に對して非常に大きな影響があると。しかも、東京都がいわば中心になつて新しくUHFをつくつていけば、東京都がかなりのいわばスポンサー的な存在になるであらうし、これが果たして都民の放送局と言えるかどうかかわりませんけれども、その辺、つまり既存の放送局の經營の問題と、都民的放送局の開設の問題といふところの板挟みなんでしょうけれども、大臣これはお考えとしてはどうですか。東京都というのはいかがでしょうか。県民意識みたいなものとは違ひますけれども、東京都からすれば、そういう意味で都の行政といふものも都民に徹底させる機関にもしたいでしょうしね。その辺はどういう比重でお考えになりますか。

○政府委員(森島展一君) 確かに先生おっしゃいますように、県域というテレビの割り当てという観点から見ますと、東京都だけはその県域に相当する割り当てがないわけでございますが、そういったことを含めて幅広く検討しなければならないと思っております。

〔委員長退席、理事片山甚市君着席〕

○田英夫君 いつも申し上げていることですけれども、電波はやっぱり国民のものだという、そういう基本の上に立って、この場合は都民の立場というところになるでしょうけれども、そこをぜひお考えいただきたい、今後の郵政省を中心にして電波監理審議会というところに持ち込まれる段階でも、いずれの場合にも今後この問題がどういふうに今なっているのかというところをぜひ都民や国民の前にオープンにした形で扱っていただきたい。たまたま新聞には報道されましたけれども、いつの間にか消えてしまったと、あれはどうなったんだというところにならないように、また、つくられる場合も、何か突然UHF局が出てきたというところにならないように、その辺の状況を私も機会があればまた伺うかもしれないと思いますが、ぜひオープンにしておいていただきたいということをお願いしておきます。

次に、NHKの問題でありますけれども、NHKの経営のあり方というところ、放送局としてのあり方というところ、そういうことを考えますと、川原会長を始め皆さん、そのことにいつも頭を痛めていらっしゃると思うんですね。つまり、放送法によって、もうきょうこの審議自身がそうですけれども、国会で予算の承認を得るというところを必要とする。そういう意味で、いわゆる公共放送という立場が一方にある。これは悪い言葉で言えば、ともすれば親方日の丸というところにつながる。口の悪い人は国鉄、日本航空、NHKと、こう連想をする向きもあるようであります。事実それは非常に類似した点がありまして、それは国や政府との関係というところが一つと、それから一方で一種の競争相手として国鉄と私鉄、日本航空と全日空や東亜国内航空という他の純民間航空会社、NHKの場合の民放との関係、そういう点も類似点は非常に多いと思います。同時に、NHKという放送法に規定されて他の民放とは別の特別な存在として、公共放送として役割を果たしていくという上での万全の放送体制をとりたいということ。これはまた必要なことだ

と思えますね。そのためには、万全ということとは、第一の方の親方日の丸のなものと結びつきまして、かつて国鉄がそうであったように、肥大化してしまつて、そのことが主たる原因で経営がおかしくなつてくる。こういうことに結びつくのではないかと、そういう懸念。常識的なことですが、そういうことを前提にして考えたときにいろいろ問題が起つてくるのじゃないかと思ひます。

まず、NHKの関連団体の現状ということですが、最近非常に多くの関連団体、組織がつかれていて、何を伺いますが、大まかに結構ですが、現在どういふ状況になつていくか御説明いただきたいと思ひます。

○参考人(植田豊君) いわゆるNHKの関連団体といつたしましては、公益法人で七団体、株式会社で十一社、このほかに福利厚生のために健康保険組合共済会がございますので、合計二十団体になるわけでございます。

○田英夫君 一つ具体的に、さつきもお話が出ましたが、ここの一月に総合ビジョンという会社が出来たわけですが、これはどういふ性格の会社でどういふ仕事をするのかということをお説明いただきたいと思ひます。

○参考人(植田豊君) 総合ビジョンにつきましては、まずNHKは昨年の秋のことでございますが、NHKエンタープライズという会社に出資をいたしました。これは放送番組の制作、購入及び販売をNHKから委託するためにNHKエンタープライズをつくつたものでございます。これらの仕事のうち番組の購入と販売につきまして、最近番組ソフトの市場、マーケットと申しますか、非常に変化、流動化しておると思ひます。具体的には、内外を問いませんけれども、資金力ですとかあるいは情報力のある企業が統々とこの番組ソフト市場に参入してまいりました。さらに、番組やスポーツ放送権といったものが著しい高値化してきておる、あるいは出版権、ビデオ化権といった諸権利を包括的に売買をする。全体として

取引が大変大型化をしてきておるというような諸状況がございます。

このために、NHKエンタープライズだけでは対応が難しいというふうな判断されるわけでございます。このためNHKエンタープライズでは強力な情報あるいは販売のネットワーク、ノーハウを持します。また代理店あるいは商社等と共同出資をしまして総合ビジョンをつくつたものでございます。

総合ビジョンの主な仕事といたしましては、放送ビデオソフト等の映像素材の企画、制作及び販売、あるいは映画、テレビ番組、スポーツ等の放送権の購入及び販売、ハイビジョン用ソフトの企画、制作、販売等でございます。

〔理事片山基市君退席、委員長着席〕

○田英夫君 今のお話でNHKエンタープライズの出資ということでおつくりになったということですが、それ、なせNHK本体が出資をされなかったのか、その辺の事情をもう少し御説明をいただきたいと思ひます。

○参考人(植田豊君) NHK本体の出資をいたします株式会社の場合には、NHKの本来業務との密接なかわりが必要で重要な点でございます。先ほども申し上げましたように、番組ソフトの状況が極めて流動化しておる。NHKのみのための番組ソフトのやりとりではなかなか思うように番組が買えない。かなり包括的な取引が必要というふうな状況の中で、先ほども申し上げましたように、NHK本体のみのためでない、もう少し幅の広い形で総合的に考えていく必要がないかというふうな点の一つのポイントかと思つております。

○田英夫君 今のお話ですが、確かに放送法の第九条で、NHKは「営利を目的としてはならない」ということがあって、さらにその九条の三で「協会は、その業務を遂行するために必要がある場合には、郵政大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、宇宙開発事業団、通信、放送衛星機構及び有

線テレビジョン放送法第二条第三項に規定する」云々と、こうありまして、出資をする場合には密接に関連するということと、政令で定めるといふこと、二つの縛りで出資について縛りをつけているというふうな思ひます。大変難しい規定ですね。この辺はNHKの方でも郵政省の方でもいいんですが、どういふ意味を持てているのかといひます。うか、NHKは第九条で「営利を目的としてはならない」とまず大前提がありますからね。それと出資の問題との絡みの中でどういふ事項があるんでしようか、この精神というの一言で言えばどういふことだと思ひますか。

○政府委員(森島展一君) NHKはその経営基盤を受信料に置いておられますので、そういった観点からNHKが出資をするという場合の制約をこの九条の三によって課しておる、こういうふうな考えです。

○田英夫君 この総合ビジョンの場合、もしNHKが直接出資しようとした場合には、今さっきの御説明がありましたけれども、この九条の三あるいは施行令の第一条六号、これを見ると大変難しい文章書いてありますけれども、この出資の対象に該当するかどうか、その点はどうですか。

○政府委員(森島展一君) 委託によりましてNHKの番組を販売するとか、NHKに対して放送権の提供等を行う、こういうような業務でございますとNHKの業務に密接に関連しておりますので、NHKの出資の対象の範囲を定めました放送法施行令の第一条、これに該当するといふふうな考えです。

○田英夫君 そうすると、できることならばNHK本体が直接この出資をするということなら話は簡単なんですけれども、そうでなくてエンタープライズが出資をしているということにしたというのを、もう一遍その考えを聞かしていただけないか。

○参考人(植田豊君) 先ほどはNHKの本体の業務とのかかわりの度合いをちょっと触れさせてい

全体の空気をいたしましては映画界等々が具体的にビジネスとして展開をしたい。諸外国でもその動きがあるようでございます。そういう中で東宝さんを初め一部のところで具体的にビジネスの検討ができないか、その際、NHKエンタープライズないし総合ビジョンとの共同制作ができないだろうかというような問いかけがございまして、これは現在検討中のものでございますので、これ以上具体的になかなか申し上げにくい点ではございますが、結果的に共同制作が展開いたします場合は、NHKといたしましてはハイビジョンの制作のノウハウを得るということ、それから将来の放送衛星時代、放送で使える時代のソフトを蓄積できるということ、なおかつそれが共同制作という形で比較的廉価にリーズナブルな形で制作ができることといったこともあり得るかと思っておりますのでございまして、その辺を十分話し合いますと、NHKの立場が買けるかどうかといった問題は先ほど来先生御指摘のとおりでございますので、その辺に十分注意をして検討してまいりたいという状況でございます。

○田英夫君 だんだん格好がわかってきた気がするんですよ。つまり今のハイビジョンの衛星放送が本格的になって、ハイビジョンを使って東宝さんがひとつそれに参画をする、あるいは松竹でも東映でもいいわけですが、そうしますとその段階ではいわゆるビデオシアターというようなものがいわば映画会社側でつくられるような世の中になってきて、市民の皆さんは家庭でテレビを見るよりもっと高品位の画面、大きなもので十分に楽しめるというようなことが近い将来に衛星放送が本格化すれば起こってくるというようにことを想定しますと、その今おつくりになった総合ビジョンというものが実はテレビを中心としたマスメディアといえましょうか、そういうものの中で、映像文化といえましょうか、そういうものの中で非常に大きな役割を果たすことになってくるんじゃないだろうか。そういうところで、しかも放送法で言われているNHKの精神というものを

貫いていけるだろうかということを私は心配するといえましょうか、ぜひそれは守っていただきたい、こういうふうなふうに思いますが、この辺はどういうふうにお考えですか。

○参考人(植田豊君) 総合ビジョンの目的が、先ほど申し上げましたようにソフトがこれだけ流動化している中できつちりした良質な、しかも必要な場合には大型なあるいは多角的なソフトを確保してまいりたいという気持ちでスタートしておるわけでございます。NHKといたしましてはエンタープライズに委託しておる仕事ではございませうけれども、NHKの本来の使命にもとることのないう十分心してまいりたいと思っておりますのでございまして。

○田英夫君 最後に会長から直接お答えいただきたいんですが、私はる総合ビジョンを通じて問題を提起してきたのは、冒頭申し上げたようにNHKというものを運営していく、経営していくというときに、一つは親方日の丸的になっていくかぬということと同時に、この激しいニューメディアの競争の中で、やはりNHKが大きな役割を果たしていくためにどうしたらいいかという二つの時には矛盾する問題の中で、正しい運営をしていただきたい、こう思うからなんです。今のお答えで十分総合ビジョンについてはある意味ではわかった点が多いんですけども、今の最後の部分のようなことになってきますと、他の民間放送との関係というように余りにもNHKが巨大な力を放送並びに映像文化の中で持つてしまおうということを感じる向きがある、それはいかがなものかということなんです。

その前に、最近相次いで総合ビジョンを含めていろいろな形でNHKの周辺に関連団体、会社というものができてきている、その方は非常に目につくんですけども、NHK本体の中の肥大化を防ぐというふうな行動というものが余り目につかないんじゃないだろうか。確かに人員を減らすとか、そういう御計画は毎年進められていることも承知しておりますけれども、改めて客観的に見

て、NHKの現在の組織の中で肥大化してしまっている部分があるんじゃないだろうか。私もよく承知しておりますが、例えば報道一つとってみても人員といい、やり方といい、機材といい、そういう面で不必要なものがあるんじゃないだろうかという点、つまり肥大化を、もっと体をやせさせて健康な体にしていくというふうな努力がもっと目立っていいんじゃないだろうかという感じが持っていますから、最後にその辺のお考えを会長から伺って質問を終わりたいと思います。

○参考人(川原正人君) 私が考えております一番の根本のところは、やはりNHK自身が肥大化とか巨大化と言われるような体質を改善していきたい。もっとコンパクトといえますか、引き締まっていた。そのためには、今いろんなニューメディアの展開の中で新たに私どもがやり遂げていかなければならない仕事も次々生まれてきている。それを従来の仕事の上にただ単純に積み足していくというふうなやり方をしている、これは最後に自分の重みで身動きできなくなる心配がある、それはむしろ一番私どもが痛切に今感じているところでございます。

それをどうやってもっと能率的な企業経営ができるかというところで、一つはもちろん内部の業務の体制、業務の進め方、これを徹底的に見直し、もっと軽量化できるところは軽量化するということに努めたいと思います。同時に、今まで私どもが自分の手でやらなければいけないと思っていたものも、もっと外部の企業にお願いする、委託するといえますか、あるいは力をかりる面がまだまだあるはずだ、それはさらに積極的に関外部の企業を力をつけたい。あるいはそういう場合に、既存の外部の企業も結構ですけども、やはりNHKというものの使命とかNHKの番組のありようをよくわかったような関連の企業をNHKが力のかすことによって設立いたしました、そういう企業によって私どもの仕事を分担してもらおう、一

体となって仕事を進めていくことも必要なのではないか、そういう面ではいろいろ関連企業の設立育成を考えているわけでございます。

さらに、先ほど来御指摘の総合ビジョン等につきましては、これは今までのNHKの放送あるいは番組調達というところではまだや間に合わないといえますか、それを越えたところでいろいろの番組の調達あるいは購入、販売、それが非常に大きな資本力を持った企業が参画してきまして、むしろそれをそのままにおきますと、最後に私どもがそういう大きな力のある企業によって外側の番組素材を、言葉が少し過ぎるかもしれませんが、全部押さえられてしまつて、それをあるいは必要以上の高い値段でむしろ買わされる、あるいは買わざるを得なくなるようなことさえ予想される。それならばむしろ私ども自身が直接出資できなくとも、私どもの事業の使命をよく心得、また番組のありようも心得た私どもの関連企業がそういった大企業と、むしろその中に飛び込んでいってNHKの必要とするものを調達する、あるいはNHKの番組を逆にそこで販売してもらおう。あるいはハイビジョンの御指摘もありましたけれども、これも私どもは放送を通じて一般の家庭に電波をもつてお届けしよう、そういうことができる。特に放送衛星を使えばそれが可能であるということを開発してきたわけですが、事態はそれよりさらに進んで、映画会社がむしろこれは劇場等で上映する手段として非常に有効に使えるということから非常にそこに力を入れてくる。そうすると、これまた私どもがそれは放送とは直接関係がないということで見送っておりますと、私どもの技術陣営が長い間かかって開発したその成果が、機械等は一般に市販されるわけでございますから、そういう事業にどんどん先に使われてしまふ、そちらの方がむしろそういった制作のノウハウもどんどん先に進めていってしまふということにもなりそうない気配でございます。

私どもの今まで開発しました技術的なノウハウ、成果、あるいは番組の方でも私どもそれなりにテレビジョンというものを通じていろんなこと

を勉強してまいりましたので、そういう新しいメディアの活用面でもおくれをとらないように、何らかの方法でそこにむしろ参画していきたいということから、そういう企業の中に関係の会社を通じて今私どもの考えているところを十分に反映させていきたいということで仕事を始めています。御指摘のところは十分私どももわかってはいます。御指摘のことは十分に反映した横に手を広げるのじやなくて、自分の本体の方も足を十分に見詰めながら仕事を展開してまいりたいというふうに思っております。

○田英夫君 終わります。

○青島幸男君 先ほどからテレビの報道の問題もさまざま論じられてまいりました。報道の格好も最近では変わっておりまして、昔のようにラジオの報道番組をそのままテレビに持ってきたという感じの、ただアナウンサーがあらわれて記事を読み上げるというふうなものではなくて、視聴者の方から希望もありまして、優秀なキャスターの方を選んで解説を図る、あるいはデータを掲げる、あるいは生の映像をそこに挟み込んで解説を加えるというふうな格好で多面的にニュースも報道されるようになりまして、その意味では民放に先駆けてかなり研究もなされ、実績も上げてこられたと大変に評価をしております。

しかし、どうしても報道というものは視聴者から信頼されるものでなければならぬということは大前提だと思えます。しかし、いずれにしても人間のやることでございますから、中には過って物事を伝えるというふうなことも間々起こる可能性はあります。そうした場合の改めようですけれども、NHKとしては基本的にどういうお考えでこれに臨まれておられるのですか。

○参考人(川口幹夫君) ここに私が持っておりますのは「番組基準ハンドブック」という本でございますけれども、この中にそういう場合の規定をしております。番組基準の第二章の第五項というところには「報道番組」という項目がありまして、この中に報道のあり方についてのいろんな規定

定がございます。もちろん真実を報道しなければいけないというところは基本でございます。それと裏腹になりまして、番組基準の第十三項で「訂正」というところもございまして、ここには「放送が事実と相違していることが明らかになったときは、すみやかに取り消し、または訂正する」ということを決めてございます。

おっしゃったように、非常に複雑な時代になりました。報道の形というものもまたなかなか複雑でございます。したがって、念には念を入れ、誤りなきを期してやっております。訂正をいすからどこかで間違っているところを指摘する。その際に、私もこの番組基準が示すように速やかに訂正をするということにモットーにしていきたいと思っております。

○青島幸男君 私もその基本的な考え方には賛成で、それは大変妥当なことだと思っております。そのようにお図りいただきたい、実態についてそのように対処していただきたいと思っております。一、二非常に納得のいかない、誤報なら誤報であったと速やかに即座に訂正して真実を改めて述べ立てるという方法でなしに、何かあいまいなうちに過ごされてしまったというのは、一々ここで例を挙げて申しませんけれども、もしそういうことがありますと、大変に信頼を損ねるというところになりますので、やっぱり誤りは誤りと率直にいち早く認めて訂正を出すことで、人から批判を受ける、確かに誤りを報道したことは多少恥じらいますし、ミスであったことは事実で、だれでも自分のミスを認めるのは認めにくい点もありますが、それを認めないと、実生活の上でもそうですけれども、うその上にうそを積み重ねていくようなことになったり、あるいはそのうそを糊塗するために大変な義理を欠いたりというところになって、結局は一番率直にいち早く誤りを認めて訂正することにある。これが一番率直な、オネスト・イズ・ザ・ベスト・ポリシーとい

いますかね、それだと思っておりますので、その辺を

ぜひ心してやってもらいたいということを要望申し上げます。

○参考人(川口幹夫君) 先生おっしゃるとおりでございます。新聞紙面でも誤りの報道があった場合は、いつ何日のどの面に載せた報道は誤りがありました、ついでこのように訂正いたしました、また誤り報じられた方々の被害、その面については同様の記事を掲げるとか、さまざまなことをやります。しかし一回誤った報道がなされたこと、それはそれなりのインパクトがあるわけですよ。それで、その新聞の紙面で一つその頭の中に入ってしまった概念は、なかなか消し去ることができない。それで翌日なり翌々日なりに同様の謝罪広告なり本人の言い分を掲げたとしてもね。でも、それを同時にその人たちが読むとは限らないわけですよ。ですから一回与えてしまった印象を拭い去るというのは大変難しいことだから、二回やっても三回やってもあがない切れないくらいの被害をだれかに与えるということもありません。放送の場合なんか特に生々しく伝えられますから、それをまた訂正を見ないというケースもありまして、そのためにいたく人権を傷つけられた、名誉を傷つけられたというふうなことがあれば、それは取り返しのつかないことですから、そのようなことのないように、ぜひ心がけてほしいということを再度要望いたしますが、御決意のほどを承ります。

○参考人(川口幹夫君) 先生おっしゃるとおりでございます。報道の真実を確保すること、それによってしか信頼が生まれないというふうに思っております。したがって、その信頼性の確保のためにも、もし誤った場合は直ちに訂正するというのを改めてここでお願い申し上げます。

○青島幸男君 その点はよろしく願います。昔と違いますが、毎日毎日かなりのものが放送されて、中にはいいものもあるし、あるいはとってあげば歴史的な価値が生じるであろうというふうなものもあります。NHKさんは独自に放送したものをテープなりディスクなりにして保存

しておいでのように伺っておりますけれども、これも毎日放送分を全部保存しておけというふうなことを例えは要求しますと、大変な莫大な量になるかと思えます。例えはとっておくものと、あるいはそのまま消してしまおうものと、それからこれは初めから撮る前にとっておこうという計画でつくりになるものと、それぞれに基準みたいなものがなければ、膨大なものになってしまいうような気がするんですけれどもね。何か基準を設けていまして、ライブラリーというふうな格好のものを所蔵していられしやるのか、その辺はいかがなものでしょう。

○参考人(川口幹夫君) おっしゃるとおりでございます。

非常にたくさん番組をほとんど、一日十八時間です。まあ休みなしといえますが、それぐらいの形で放送しております。したがって、これ全部とっておくということはおもむく上不可能でございます。またその必要もないと思えます。私どもは一応番組の保存基準というものをこしらえて、それに従いましていろんな形の保存を図っております。

現在、放送番組ライブラリーというのを正式につくったのが昭和五十六年の四月でございますけれども、それから現在までの保存巻数が大体二万九千巻というところでございまして、この二万九千巻の中で保存に耐えるもの、その中から再放送を組んだり、それから外部の二次利用に役立てたりというふうなことで、これは非常に活用されております。

大体これぐらいのところを今ライブラリーが保存しているものでございますけれども、後々、年々、保存基準の中でえりすぐられたものがたまっていくというふうなことに相なります。

○青島幸男君 それはテープにした形で保存なさっていらつしやいますか。それともディスクに切りかえたりなさっているわけですか。

○参考人(川口幹夫君) まだディスクは正式な保存の形になっておりませんが、今はテープでござ

います。

○青島幸男君 日進月歩の世の中でございますから、非常に信頼性の高い記録装置が必ずしも開発されるというふうなことも夢ではないと思ひますので、でき得る限り、後々歴史的な価値を生むであらう、今思わなくても、あれをとっておけばというふうなことでほぞをかむようなこともあると思ひますので、新しい信頼できる録音の機械なり設備なりができるということも考えまして、少し余裕を持って記録を保持するというぐらいの気持ちで取り組んでいただけたらいいと思ひます。

それから、事業計画の中に、ニューメディアの実用化に向けての調査研究を推進する、という項目があるんですけども、これはどのようなことを考えていらっしゃるわけですか。

○参考人(矢橋幸一君) これは六十一年度におきましては、将来の衛星放送システムといひますか、将来の衛星放送の中でこれから新しい周波数帯を開拓していくと。例えば二十二ギガヘルツという非常に波長の短い新しい周波数帯を開発して将来の今の出力、電波の強さを強くして、それによって受信のパラボラを小さくして受信料を安くするといふ、そういった研究。あるいはさらには受信機のローコスト、コストを下げていくといふ、そういった研究。いろいろございまして。

それからハイビジョン放送につきましても、やはりまだ将来の受信機、ハイビジョンを家庭で楽しむときに、やはり壁掛けのテレビのような、あいつたものがないと家庭じゃ楽しめませんので、そういったいわゆる平面ディスプレイといひておきますけれども、ワイドな平面ディスプレイを安いのを開発していくという問題。今やもうハイビジョンの番組をつくれる態勢にはありますけれども、例えばハイビジョンのカメラ、まだ感度が悪いという問題がございまして。感度アップの問題とか、いろんな問題がございまして。そういった研究もございまして。その他、フ

クシミリの放送ですけれども、これもこれからいろいろな多重技術によってファクシミリというものが実用化されていきます。その研究をしなればならない。あるいは番組識別コード放送といひまして、緊急警報放送もその一種でございまして、そういった例えば交通情報なら交通情報だけを受信者が自由に収録できるとか、そういったいろいろな新しいニューメディアがございまして。

そういった研究をこれからやっていくというところでございまして、同時にこれはBS2を使いまして衛星にハイビジョンあるいはファクシミリといった放送の技術実験をやっていくというところも含まれております。

○青島幸男君 衛星放送のお話も出ましたけれども、将来は衛星放送をおやりにする計画なんですよ、何百億もかけて放送衛星を打ち上げていくわけですから。これをただ難視聴解消だけに使うのはもったいないと。この辺でいつも私と会長と議論がかみ合わないところでございまして。それともともとは難視聴対策のために打ち上げられたんだから、一義的に難視聴解消を考えなさい。それはそれでいいんだけど、その衛星に無限に近いほどの能力がある。この能力がもったいないから何かに使おうというところは話が別です。と。ですから、これはこれなりに別枠で考えていかなきゃならない。それで事務上、郵政省との間で詰めていかなきゃならない法改正なども含む手続も要るかもしれないし、あるいは一般の視聴者の方々のニーズ、御希望、動向をうかがってコ

ンセンサスを得てそちらに踏み切るなり何なりという、先ほど会長こういう表現をなされたと思うんですけども、適切な手続を経て皆さん方のニーズに沿えるようにしていきたいという、私はそれを混同して一挙に能力があるからといってやるのはおかしいですよということを再申し上げました。何でもかんでもできることはやっちゃダメという時代ではない。確かにたくさん可能性を持っているから、その可能性を皆さんに享受して

いただくために研究開発をするのも結構だ。しかしそれは別途考えて省との間の話を詰める、あるいは視聴者の方とのコセンサスを得るという方向があって初めて皆さんの納得のいく状態に立ち至るだろう。そのときに改めて衛星放送分の料金を別途いただくというふうなことができればそれはありがたいというふうな表現で会長おっしゃられたと思うんですけども、私の認識に間違いございませんか。

○参考人(川原正人君) 私どもも、放送衛星を開発するのにたくさんお金がかかったから何でもかんでも早く回収したい、それには何をやっても勝手だというふうにはもちろん思っておりません。当然それには解決しなければならぬ問題もありますし、必要な手順も当然あると思ひます。それは十分に承知して間違いないように運んでまいりたいというふうに思っております。

○青島幸男君 従来の放送、今行われていまして、東京では一チャンネルと三チャンネル。それを衛星放送で難視聴対策のためにそのままの番組で流す、それはそれで結構だと思います。それとも一つ、PCMですか、あるいはハイビジョンと申しましようか、より質の高い音あるいはより質の高い画像を放送衛星によって流せる、それも是とします。

しかし放送衛星の分だけは別枠で、また別の編成を考えて放送を流すんだとすれば、それは一波余計に持つことになるから、それには法的手続から何か要るんじゃないかと、そういう適正な手続を踏んでからなさってくださいというところを申し上げておきます。これは改めて一波要ると同じような考え方に私は立っているわけ

です。今行われている放送をそのまま流す分には一向に問題はないわけです。ただそれを流したのでは意味がないだろう、せっかく良質の画面もいい音も出るんだからそれをやるよりやないか、それも結構でしょう。しかし高いアンテナ代を払って見るんだし、NHKも協力して何百億もお金を出しているんだから、一般の方々に今の放

送とは違った内容の、もっとおもしろい、もっと充実したものを流せないものかというところをもう考えるのであれば、それはまた一と三のほかに別枠一つ設けることになりませんか。ですから、それはそういう手続を踏んでからでなければ困りますよというのを再三申し上げておきますが、この考えについては大臣どうお考えになりますか。

○政府委員(森島展一君) 放送衛星の主たる目的が難視聴ということ、それとあわせて衛星放送の利用の普及を図るというふうな観点からいろいろの実験も行われますが、これが新しい独立した衛星放送チャンネルというふうなことになる場合、これがBS3になりますと民間放送の衛星放送事業者というのが出てまいりますけれども、このときにどういう利用のあり方をすべきか、これはNHKについて見ますと、業務の範囲とかNHKの経営のあり方、それから当然財源としての受信料制度のあり方、こういうことに関係いたしますので、この辺は多角的に検討して早く方向を見出さなければならぬものと思っております。

○青島幸男君 だから私は、そういう高度な放送がなされるというの時代勢いでしょから、研究開発は無論必要でしょうけれども、受信者の間にそういう要求が起ってくるのももう時間の問題だと思ひます。だったらそれはそれで結構ですから、それに移行するんだとそれなりのきちっとした手続をお踏みくださいということをやまず申し上げます。

それから、どうも会長のお心の中にはこういうことがあるんじゃないかと思ひます。どうも受信料も頭打ちになっている。テレビ受像機の普及率ももうこんなものだろう。そうすると何か別途新しい財源をいって、番組を売った総合ビジョンですか、そこでいろいろ副次収入を得ようとしても大した額にはならないだろうというところで、音はきれいだし絵はきれいだし、放送衛星から送るものはまた内容の違ったものをお送りしますから、別途料金を御協力いただきたいというよりなことに将来的展望を定めていらっしゃる

じゃないかという感じがするんですけれども、その辺はどうでしょう。

○参考人(川原正人君) 率直に言つて、今私がいろいろ先のNHKの仕事といいますが、あるいはテレビジョンのありようといいますが、あるいは放送衛星の本来のありようを考えた場合に、私の願望としては率直に言つてそういうことをいろいろ考えることが正直でございます。またそうでない、NHKが本場に視聴者の期待にこたえてすぐれた放送を続けながら、しかも経営を安定して推進していくことにはなかなかない。やはりそういうことを当然私どもとしては考えていかなければいけないんじゃないかというふうに、それは率直に言つていろいろ考えております。

○青島幸男君 あるいはそういう時代が来るかもしれない。しかし、そのために研究開発も怠つてはならないと思います。

もう一つは、今まで一般のユーザーのあるいは国民のニーズが多様化してきているというようなことを、間々我々言葉としては使いますけれども、実は多様化させてきたという部分もあるんじゃないかと思ひます。実際にテレビが出現したころは、公園だの人の集まるところであつて、見に行つて胸を躍らせて見ていました。それがやがて、あれが各家庭で見られるようになったらすばらしいだろうな、それがカラーになつたらすばらしいだろうなという我々の欲求と、あるいは経済活動と申しますか、それがうまく車の両輪のように回り合つて激しく進んでまいりました。我が国の経済が急速に成長したと思ひます。ですから、それはそれでいいんですけれども、何かいたずらにニーズが多様化しているからと言ふんだけれども、実は研究開発の成果としてそういうことができるという可能性が次々に生まれてきていますからね、次々に生まれた可能性をこれ見よがしに提示するものだから、あれも欲しい、これも欲しいと、実際にパソコンなんというのもそうですけれども、買つてみてちよつといじるとすぐあきたりできなかったりするんです。そういうことを申し上げ

るんじゃないんですけれども、とにかくできるという可能性を先へ先へと追求していつて製品もどんどんできてくる。さあといつて、国民の方々のそれに対するあこがれとかあるいは欲ですね、そういう所有欲みたいなものあるいは競争意識みたいなものをどんどん刺激して先走つてしまふというのもちよつと考えるのだなという気もしないではないんですけれども、これも時代の趨勢でしょうが、そういうことも拒否してもこれは拒否できるものでもないと思ひます。

いづれにしてもそういう時代が来るとは思ひますけれども、そういうユーザーが一方的にメーカー側に引きずられていくというふうなことも十分勘案しまして、本場の意味の視聴者と送り手のコンセンサスというものが成り立つた格好で、徐々に納得のいく格好で、しかも法的な裏づけもきちつとあつてという方向で進んでほしいという気持ちが大変強く私持っています。重々そのことに御配慮なさつて省の方も監督を進めていらしていただきたいし、NHKの方もその覚悟で進んでいただきたい、こう思ふんですが、もし御決意がありましたらそれをお伺ひしまして、私の質問を終わります。

○参考人(川原正人君) 視聴者のニーズという言葉の中には非常に複雑なものを含んでいると思ひます。御指摘のような面があると思ひますし、先般私どもが「今、あらためてテレビとは？」という中でも、正直に言ひますと、視聴者のニーズということが多少安易に使われ過ぎていたんじゃないかという感じもいたします。そういう言葉に隔れて、いわば視聴者の興味にのみ訴えるようなことを我々が少しし過ぎていないかということも考えます。

ただ、放送衛星につきまして今御指摘でございます。私どもやはり前にもここで申し上げたかと思ひますけれども、この放送衛星をNHKの責任者がこういう場で申し上げましたのは実は二十年前ぐらい前のことございまして、二十年間のやはり世の中の情勢が非常に変化をしております

し、それから、私もここまでまいりまして、受信料をもつてここまで開発した放送衛星というものを本場に受信者に役立てるためには、やはりハイビジョンというものを一気にいこうとは、恐らく私はできないと思ひます。ハイビジョンはむしろそうではないと、一度劇場とかパッケージメディアでまずある程度進むんではないか。実際の電波に乗るのはまだ当分先だと思ひますけれども、ただこの放送衛星を全く地上と同じ番組だけを繰り返していいんだらうかと。それは、やっぱり私はNHKとしてはその道をとるべきではなくて、いろいろ解決すべき問題があればそれは解決していかねばなりませんけれども、もっと視聴者の役に立つような内容の放送を展開していくべきではないだろうか。そうでない、また受信機の普及、受信機の普及というのは全く期待できない。

おおよそニューメディアというものは、これを普及していくためには二つの要素が絶対必要だと。一つは、その装置といひますか、機械装置、これが安く提供できること。もう一つは、新しいメディア、それによつて送られるソフトの内容が使う人に本場に役に立つということ、そして役に立つ内容でなければ、またその受像機の値段も大量生産にならないと安くならない、こういう相関関係はもう率直に言つてあると思ひますので、普及を促進するためにも、やはり私はこの衛星の放送が新しい魅力のあるものを展開していかなければこれは立ち往生してしまうというふうに考えております。そういう意味ではいろいろ難しい問題はあると思ひますけれども、私どもとしては何とかこれを、新しい内容のものを展開していきたいという強い願望を持っております。

○青島幸男君 終わります。

○委員長(大森昭君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(大森昭君) 御異議ないと認めます。

【異議なしと呼ぶ者あり】

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件について採決を行います。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願ひます。

【賛成者挙手】

○委員長(大森昭君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

この際、片山君から発言を求められておりますので、これを許します。片山君。

○片山基市君 私は、ただいま承認すべきものと決定いたしました放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、新政クラブ及び二院クラブ・革新共闘の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議(案)

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一、放送の不偏不党と表現の自由を確保するとともに、放送の社会的影響の重大性を深く認識し、国民の放送に対する信頼を一層高めるよう努めること。

二、協会は、厳しい経営環境にかんがみ、一層、事業運営の効率化と収入の確保に努め、今後における視聴者の負担増を極力抑制するとともに、衛星放送等ニューメディアの進展に対応する長期的な経営の在り方について、さらに検討を進めること。

一、衛星放送については、その正常な運用に万全を期し、難視聴解消の目的達成に努めるとともに、視聴者のニーズに応える効果的な活

用方策を検討すること。

一、国際間の相互理解の増進に資するため、国際放送について、交付金等の確保を図るほか、海外中継の拡充等受信改善と番組の充実刷新にさらに努めること。

二、協会は、地域放送について、地域に密着した多様な放送サービスの展開を図るなど、その充実強化に一層の努力を払うこと。

右、決議する。

以上でございます。

○委員長(大森昭君) ただいま片山君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大森昭君) 全会一致と認めます。よって、片山君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、佐藤郵政大臣並びに川原日本放送協会会長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。佐藤郵政大臣。

○国務大臣(佐藤文生君) 日本放送協会昭和六十一年度収支予算等につきましては、慎重なる御審議の上、ただいま御承認をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

これまでの御審議に当たりまして、各委員の提起されました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきまして、今後の放送行政を進めるに当たり、御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○委員長(大森昭君) 川原日本放送協会会長。

○参考人(川原正人君) 日本放送協会昭和六十一年度収支予算、事業計画及び資金計画につきまして、ただいま御承認を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本予算を執行するに当たりましては、御審議の過程で種々御開陳いただきました御意見並びに郵政大臣の意見書の御趣旨を十分生かしてまいりたい

と考えております。

また、ただいまの附帯決議につきましては協会の経営の根幹をなすものでございますので、これを体しまして執行の万全を期したいと考えている次第でございます。まことにありがとうございます。

○委員長(大森昭君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大森昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大森昭君) 次に、簡易生命保険法の一部を改正する法律案、郵便年金法の一部を改正する法律案、以上兩案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。佐藤郵政大臣。

○国務大臣(佐藤文生君) 簡易生命保険法の一部を改正する法律案及び郵便年金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

初めに、簡易生命保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における社会経済情勢の推移及び保険需要の動向にかんがみまして、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実及び加入者の利便を図るため、保険金額の加入限度額の管理方法を改めるとともに、保険金額を増額することとする簡易生命保険契約の変更をすることができることとする等を行おうとするものであります。

まず、保険金額の加入限度額について申し上げます。

現在、保険金額の加入限度額は、被保険者一人につき、千円とされておりますが、加入限度額の管理方法を改め、一定条件を満たす簡易生命保険契約に係る保険金額については、加入保険金額

に算入しないこととするにより、実質的な加入限度額の引き上げを図るほか、被保険者の年齢に応じて加入限度額を設定することとし、そのため、これらの具体的な限度額の管理方法等について政令で定めることとしようとするものであります。

第二は、簡易生命保険契約の変更についてであります。

これは、加入者の利便を図るため、保険金額を増額するための簡易生命保険契約の変更をすることができるとしようとするものであります。

このほか、家族保険について被保険者が保険期間中の一定期間生存したことによっても保険金の支払いをすることができるとすること等を内容としたしております。

なお、この法律の施行期日は、保険金額の加入限度額等の改正については公布の日から起算して六カ月を、簡易生命保険契約の変更等の改正については公布の日から起算して一年六カ月を超えない範囲内において政令で定める日からいたしております。

次に、郵便年金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における年金需要の動向にかんがみまして、郵便年金の保障機能の充実を図るため、保証期間つき年金契約について、年金契約者が年金継続受取人を指定できることとする等を行おうとするものであります。

その内容は、保証期間つき年金契約については、年金受取人が保証期間内に死亡した場合は、年金継続受取人に年金を支払うこととされておりますが、この年金継続受取人を年金支払い事由発生日の前日までにおいては年金契約者が指定できるものとするとするほか、年金継続受取人の終身にわたる年金の支払いができるものとしようとするものであります。

このほか、郵便年金契約の解除等があった場合に支払う返還金について、年金支払い事由発生日の前日までにおいては、受取人の指定がないとき

は年金契約者をその受取人として内容といたしております。

なお、この法律の施行期日は、返還金の受取人等の改正については公布の日から起算して六カ月を、年金継続受取人の指定等の改正については公布の日から起算して一年六カ月を超えない範囲内において政令で定める日からいたしております。

以上が簡易生命保険法の一部を改正する法律案及び郵便年金法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(大森昭君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

兩案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十六分散会

昭和六十一年四月十二日印刷

昭和六十一年四月十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局